

第八十四回国会 通信委員會議 録 第十五号

昭和五十三年四月二十六日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 松本 七郎君

理事 小淵 惠三君

理事 志賀 節君

理事 米田 東吾君

理事 小宮 武喜君

理事 龜岡 高夫君

理事 原田昇左右君

理事 森山 欽司君

理事 阿部未喜男君

理事 野口 幸一君

理事 大野 潔君

理事 青山 丘君

理事 依田 実君

出席國務大臣

郵政大臣 服部 安司君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 味村 治君

大蔵大臣官房審議官 渡辺 喜一君

郵政事務次官 宮崎 茂一君

郵政大臣官房長 河野 弘君

郵政大臣官房電氣通信監理官 江上 貞利君

郵政省郵務局長 神山 文男君

郵政省貯金局長 高仲 優君

郵政省簡易保險局長 佐藤 昭一君

委員外の出席者

議 員 米田 東吾君

大蔵省銀行局長 石川 周君

大蔵省銀行局特務課長 藤田 恒郎君

別金融課長

文部省大学局学生課長 石井 久夫君

厚生省児童家庭局母子福祉課長 川崎 幸雄君

郵政省人事局審議官 大友 昭雄君

日本電信電話公社總裁 秋草 篤二君

日本電信電話公社總務理事 山本 正司君

日本電信電話公社職員局長 坂部 政夫君

国民金融公庫理事 村瀬 光夫君

通信委員会調査室長 声田 茂男君

委員の異動

四月二十六日

鳥居 一雄君 補欠選任 玉城 栄一君

同日

玉城 栄一君 補欠選任 鳥居 一雄君

四月二十一日

郵便貯金法の一部を改正する法律案(鈴木強君外五名提出、衆法第二〇号)

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(鈴木強君外五名提出、衆法第二〇号)

○松本委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の郵便貯金法の一部を改正する法律案及び鈴木強君外五名提出の郵便貯金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、鈴木強君外五名提出の郵便貯金法の一部を改正する法律案について、提出者より提案理由の説明を求めます。米田東吾君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○米田議員 私は、提案者を代表いたしまして、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

今日の郵便貯金制度は、その窓口であります郵便局と地域との密接な関係に示されておりますように、庶民と密着し、国民生活の安定に重要な役割を担っております。さらに、そこで集められます国民の貯金は国の政策遂行の主要な資金源ともなっております。郵便貯金に對します施策は、わが国の国民生活安定のための政策の中で一つのかなめであると申して過言ではありません。

したがいまして、今日の経済情勢におきましては、過去の運用の実態につきまして幅広の見地からの見直しを行い、真に国民生活に役立つものにするために幾つかの改善を実施することが必要であります。しかるに、ここ数年來、経済の不況を理由として貯金利息の引き下げが相次ぎ、零細な生活の蓄えの目減りを一層促進させている実態にあります。

こうした事情におきましては、郵便貯蓄者に對する還元制度を一層強化することがきわめて重要であり、まず生活の必要に密着したローン制度の拡充がなされなければなりません。

ここに提案いたしました改正案は、最近一般家庭で高校や大学などの入學費の負担が増大している一方、今日の育英奨學資金制度が不十分であるために進學者を有する家計を大きく圧迫している現状に着目し、郵便貯金積立者に、その子弟の入學時に必要な資金として百万円程度を簡易な手続により貸し付けることを郵便貯金制度の一部として実施し、当面の教育費負担増の緩和に資することをねらいとしたものであります。さらに、郵便貯金自主運用につきましても一定の前進を図るものであります。

以下、改正案の主な内容と制度の概要を申し上げます。

第一に、新たに進學積立郵便貯金制度を設け、一定の金額を一定期間毎月一回預入する制度を導入しております。

第二に、郵政大臣は、進學積立郵便貯金者またはその親族に對して、貯金を担保に進學のために必要な資金を預入金の二倍を限度として貸し付けることができることとしております。

第三に、担保とされた進學積立貯金の払い戻しながされた場合は貸し付けの弁済に充たせることと、進學積立郵便貯金がその据え置き期間の経過後三年を経過したときは通常郵便貯金となるなど、所要の規定を定めております。

そのほか、一の預金者に対する貸付金総額の制限を引き上げることについて、あわせて改正を行っております。

なお、この制度が一般家庭の負担の軽減を図るものでありますことからして、貸付金の利子は極力引き下げられるべきであり、その返済についても、主として入學者が卒業後みずから返済できる



ろいろと関係機関とも連絡をとりつつ進めておりますので、はつきりと国会会期中とはちよつと言ひ切れませんが、先ほど申し上げたとおりに可及的速やかということで御理解を願いたいと思ひます。

○阿部(未)委員 私がお伺ひしたのは、新聞によると四月の終わるか五月の初めにはと出ておるから、五月の初めなら国会の会期中で間に合うかと考えたのですが、大臣の意思は可及的速やかということですから、大体わかりました。

そこで、その中で、特にこの後任には労働界、婦人、言論機関などの代表を充てたいというお含みがあるようですが、これもそう理解しようと思ひますか。

○服部国務大臣 私は減員をしたい。だから、ちよつと数字の記憶がないが、数が多いので、その減員の対象としては各省から来ている事務次官にまずやめていただく。さらに更迭と言ひましようか、任期満了。いろいろな事情がある方々もあると考へておりますので、とにもかくにもこの郵政審議会の審議をお願いする内容は国民と非常に深い関係を持つことばかりでありますので、できればそういった方法をとりたいと思つております。

ただ、その新聞の記事は私の記者会見でも何でもない取材でして、御承知のとおり、その新聞は朝日だけでしたか、一紙だけ書かれたわけですが、そういった細やかな詰めまではなかったと思つたのです。ちよつと私も郵便貯金の利下げで大変悩んでいたときでして、たまたま私の部屋に来て、どうもおれも困つた、こういうふうにはやらねばならないと言つたことがそういう記事にうまくつづられたわけでした、その点もあわせて御理解を願つておきたいと思ひます。

○阿部(未)委員 新聞記事がどうであらうと、大臣御自身の考へえは一つは減員ですわね。それから任期満了に伴つておやめになる方があつた。その場合に補充も必要になつてくる場合がありましよう。どの程度の減員かわかりませんが、その補充

をされる場合の考へ方として、この新聞記事にあるような考へえがありますか。

○服部国務大臣 私のことでですから、どなたがごらんいただいたてもなるほど公平な選考であると思ひ理解できるように努力したいと考へております。

○阿部(未)委員 郵政審議会について、特に人事の問題が非常に大きいウエートを占めておると思ひますので、ひとつずつかくの大臣のお骨折りを私は期待いたしております。

ところで、引き続きですが、さつき申し上げたように、四月の十八日に「郵貯第一九号」によつて「郵便貯金の利率等の改定案」を郵政省が審議会に提示されております。郵政当局は郵便貯金の利子をこのように引き下げるべきであるという資料もお出しになつてお考へをお示しになつたわけですが、これは何を基準にしてこのように引き下げるべきであるというお考へをお持ちになつたわけですか。

○高仲政府委員 郵便貯金法第十二条との関連を十分考へまして、省内の意見をまとめて出したのが諮問の姿に相なつておるわけでございます。

○阿部(未)委員 繰り返しますが、先ほど申し上げました郵便貯金法十二条の国民大衆の利益を増進するということの趣旨ですが、この引き下げの中のどの辺にその配慮が払われておりますか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。結果といたしましては全般的な民間金融機関の金利の引き下げに大体似通つた姿になつておりますが、この結論を出すまでの間におきましてはいろいろな点を考へたのでございます。しかしながら、現下の大変窮迫しておる経済状態、また、当面の経済政策に示されました政府の方針といった各般の問題を総合的に考へました結果が諮問案の姿と相なつておるわけでございます。

○阿部(未)委員 いろいろ考へたと云われても、実質的に内容が伴わなければ預金者の保護には全然ならないと思ひます。預金者の保護にならないような議論を幾らおやりになつても何ら効

果がないので、金利の引き下げに当たつては、前段についてははかくの配慮がありました、後段についてはこういうふうになつた、よつてかかる結論をもつて諮問にいたしました、そういうふうな筋道がやばい大事だと私は思ふんです。いろいろな議論がありました、ただそれだけでは国民は納得ができません。

したがつて、十二条の前段の国民大衆の利益を守るという点ではこういう措置をとつたんです、後段の方の一般の金融機関の利率を配意するという点ではこういう措置をとりました、したがつてこれでひとつ御納得をいただきたいというのが国民の零細なお金を預かつておる郵政当局の国民に示す姿ではなかつたんでしうか。どうでしょう。

○高仲政府委員 考へ方といたしましてはまさに先生の御指摘の点がございします。しかしながら、先ほど申し上げましたような現下の情勢に照らしましていろいろ検討いたしました、この際におきましては金利の利幅の問題で差を設けることがきつめて困難な実情にあるという立場から諮問案の姿に相なつたわけでございますが、全く配意がなかつたかということになります、これは必ずや問題ではございしますが、私どもとしてでき得る点は考へた次第でございます。

たとえば一つの例を申し上げますと、現在まで、定額郵便貯金については長く置くほど有利であるという点から、短期間の預入の部分につきましては民間金融機関に比べて不利であつた。これはたとえば六カ月の定期預金と、定額貯金を六カ月預け入れた場合とを比べた場合には明白に差がついておつたわけでございますが、この際短期的な資金の余裕を、お預けになる方々の便利というものを考へまして、六カ月定期預金というものを新設いたしました。

大変わずかな問題ではあらうかと存じますが、私どもとして考へた点はあるかというお尋ねでございますので、一つの例として申し上げる次第でございます。

○阿部(未)委員 郵便貯金と民間の貯金の違いは、いまいみじくも局長がおつしやつたように、二年以上の長期にわたる場合に初めて郵便貯金の妙味が生まれてくるのであつて、二年以内しか預けられない方は郵便貯金よりも銀行貯金の方が大分利子が高いんです。それは何と云つたつてはつきりわかつておる。その一番妙味のないところへもつてきて幾らか配慮いたしましたと言つても、それは郵便貯金を利用しておるところの、郵便貯金が本当に国民大衆のものだと考へておる国民大衆の皆さんから見ると大した妙味にはならないのであつて、これもまた、四回審議をして本当は一回で決まつたのと同じように、内容としては全く意味のないものだと言ふに私は考へますが、せつかく局長も努力したとおつしやるのですから、努力がなかつたと言へば言い過ぎになりましようけれども、その努力をなさるのならば、郵便貯金の最も妙味が生かされる定額の中でやるべきではなかつたのか。

これは今後もあるわけですし、今回は済んだことですからそのことに私は特にこだわつてはおられませんけれども、これから十二条の前段の精神を生かすとするば、郵便貯金の最も妙味のあるところ、魅力のあるところを生かしていくような努力が払われてしかるべきではないか。この点だけは特に申し上げておきたいと思ひます。

○高仲政府委員 先生の御指摘のように、定額郵便貯金が郵便貯金の主力商品であることは間違ひございません。

この点につきましても非常に小さいものでございますが、たとえば一年半以上になつた場合に民間よりも有利になるといふ、その線を崩さないために一般の定期性預金については〇・七五下げと相なつておりますが、定額貯金につきましては二年以上のところは〇・七〇下げということで、従来の定額貯金の有利性というものは温存する措置をわずかでございしますがとつておる次第でございます。

○阿部(未)委員 もう余り議論するつもりはあ

りませんけれども、二年以上の定額を預ける人は大体三年以上預ける方であつて、二年未満の人は早く言えば民間に行く方なんです。したがつて、二年から三年の間で〇・〇五%の差をつけましたと言つても、これも大したことはないからと私は思ふんです。二年以上預ける人は大体三年以上預ける方だと考えて間違ひありません。二年未満の方は銀行に行く人だと見るのが貯金を運営される局長さんの立場だと思ひますけれども、これは議論するつもりはございません。

大体これは前段の貯金利息の問題で質問したのですけれども、大臣、いつも言われる十二条の前段の精神を特に生かしてもらなければ困る。いつも後段だけが先に出てくる。一般の金融機関の利率について配慮するところだけがいつも前面に出てきて、国民大衆の利益を守るといふ前段の、法の中心をなす精神がいつも踏みじられておる。この点については郵政当局にも配慮を願うし、また、郵政審議会の構成等についてもせっかく努力をいたしたことをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次にお伺ひしたいのは、法案提出の手續について私は非常に疑問を持つわけですが、ただいとおります郵便貯金法の一部を改正する法律案の十三ページによりますと、同法の第七條第一項中に六号を加え、「国民金融公庫法第十八條第一項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第二号の規定による進学資金の小口貸付けを受け、」云々ということになってゐます。私がこれから国民金融公庫法と言ふときにはこれを指すといふふうに理解をしていただきたいが、このようになっておりますが、私が調査したところ、国民金融公庫法十八條一項に小口貸し付けなどという制度はないのでございます。これを受けてと書いてあるけれども、受ける本體がないのに、一体何を受けてこの法律ができるのか。

そこで、まず、国民金融公庫法十八條の一項について、小口貸し付けという制度がどこにあるのか私はお伺ひしたいのです。

○高仲政府委員 小口貸し付けというお尋ねでございますが、国民金融公庫法の方にあるのでございますが、国民金融公庫法の第十八條一項中「生業資金の小口貸付け」を「生業資金及び進学資金の小口貸付け」に改め、同条第二項中「生業資金の小口貸付け」を「生業資金の小口貸付け」に云々とございまして、従来の国民金融公庫法では「生業資金の小口貸付け」という言葉があつたわけでございますが、それを「生業資金及び進学資金の小口貸付け」と改めることになっておりまして、「小口貸付け」の内訳に「進学資金」というものが入つたと私は理解いたしております。

○阿部(未)委員 私が言葉足らずであつたのですが、わかつておつたのだらうと思ひますけれども、「進学資金」というのはいつごろ入つたのですか。国民金融公庫法の中に、「小口貸付け」の中に「進学資金」というのはいつ入つたのですか。

○高仲政府委員 私ども郵政側からお答えするのが正しいのかどうかということになりますと郵便貯金法との関連でございまして、これは国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案が現在国会に提案されておる、この改正案が通りましますと申し上げたやうな形に相なるわけでございます。

○阿部(未)委員 私の知る限りでは、その法律案はいま確かに政府から提案をされてゐる。しかし、大蔵委員会ではまだ審査に入っておりません。そうすると、できるものかできないものかわからない法律なんです。できるかできないかわからない法律を受けて貯金法の改正が行われる。そんなばかなことが法手続上一体あるのだろうか。私はそれが疑問なんです。

貯金局長、これはあなたではなく政府全体の責任ですが、立法院を無視して、こういう法律を出してあるのだからと云つて、まだ審議もされてない法律を受けてこうしますとは一体何ごとですか。立法院を侮辱しておるのですか。どうですか。法制局かどこか、どこでもいいからできるところで答弁をしてください。

○味村政府委員 郵便貯金法の一部を改正する法律案と国民金融公庫法の一部を改正する法律案で、国民金融公庫の方は進学資金の小口貸し付けという制度をつくるわけでございます。それから郵便貯金法の改正の方は進学積立郵便貯金という制度をつくるわけでございます。かなり関連があるわけでございます。

したがしまして、立案の段階におきまして両法案を一本にすべきかどうか検討をいたしたわけでございますが、国民金融公庫の方は進学資金の小口貸し付けという制度の創設、それから進学積立郵便貯金をしてゐる人に対する進学資金の小口貸し付けについて郵政省にある程度国民金融公庫の事務を委託する、こういう二つの制度でございます。

そういったまゝと、進学資金の小口貸し付けという制度自体は郵便貯金法と関係がない。進学積立郵便貯金の方は、進学積立郵便貯金を積み立てられた方が国民金融公庫から進学資金の小口貸し付けを受けられるという制度でございますので、かなりの関係があるわけでございますが、政府といたしましては、両法律を国会に別々に提出いたしまして両法律が成立いたしますれば目的を達することができると考えまして、別々に提案を申し上げたわけでございます。

なお、この際に申し上げておきますが、こういうふうに関連する法案は一本で出すことが望ましいかどうかということでございますけれども、その関連の度合いが非常にまちまちでございます。密接に関連している法案でございますと必ず一本にいたします。しかし、関連の度合いがかなり薄いときには、国会におかれましてもそれぞれの委員会もあることでございますのである程度分けて御提案申し上げるということもやらしていただいていく次第でございます。

○阿部(未)委員 どうもこれは私はわからないのですけれども、手続上一体どうなるのですか。おたくの方の気持ちにはわかりますよ。両方通してもらつて法律が効力を発するようになるという

気持ちにはわかりますけれども、審議をするわれわれの立場からすれば、まだ審査もしていない法律案を受けてこの法律をつくりましますと言つても、もとながないのに一体何で枝だけが出てくるのか。その辺が私はどうしてもわからないのです。政府としては、国会の良識を信じていずれも通してもらへるものという理解のもとに恐らくお出しになつたのではあるうけれども、よしんばそうであつたとしても、どこか同じところで議論をするという形をとらなければ、もし片一方の法律ができなかつたということになつたらどうするのですか。こつちで郵便貯金法ができて国民の皆さんが進学のための貯金をなさるが、向こうの大蔵委員会の方で国民金融公庫の法案がつぶれた、貯金はしたが貸し付けはできないという事態が絶対にないと言ふ切れない。そういう事態が絶対にないと言ふならば、あなた方は初めから立法院をなめ切つてこれは通るものだという前提でお出しになつてゐる、国会の審議権を無視してお出しになつてゐると言わざるを得ないのである。

その辺の手續は一体どういふものなんでしょう。か。わかりやすく説明してくれませんか。

○味村政府委員 先ほど若干申し上げましたが、この貯金法の改正の中には五十万円に貸し付けの限度を拡張するといふ部分もございまして、この限りでは国民金融公庫法の改正と関連がないわけでございます。したがしまして、それぞれ独立に改正が行われることも可能なのであるうかと思ひます。

お尋ねの進学積立貯金の関係でございますが、これは確かに仰せのように国民金融公庫法の改正が行われましても、せっかく積立貯金をなさいましても国民金融公庫から資金の貸し付けが受けられない事態が生じ得るということがあろうかと存じます。しかし、一方では、仮に国民金融公庫法の改正が若干おくれましても、これは進学積立でおきましますから、あらかじめ積立貯金をしておきまさんとこの進学資金の貸し付けを受けられないわけでございますから、仮に国民金融公庫法

の改正が若干おくれました場合にも、あらかじめ進学積立貯金の制度をつくっておくということの意味もないというふうに考えておるわけでございます。

なお、その際にどういふ御審議になられるかということは、これは国会の問題でございまして私の方から申し上げることは差し控えていただきます。

○阿部(未)委員 その答弁には非常に無理があるのです。おくれても通るとあなたはおっしゃるのです。おくれても通るといふことは、あなたはどこに確信があつておっしゃるのですか。通るか通らないかは国会が決める問題でしよう。あなたのいまのお話では、おくれても通るのだからあらかじめ貯金をしておつてもよろしいと言ふのだが、これは国会の審議権を無視したやり方だと私は言いたいのです。そうでしょう。あなたは、おくれても通るのだという前提を持つておるが、廃案にならないといふことがどこに保証があるのですか。それを廃案にならないのだとあなたが言ひ切るならば、あなたのお考えは、われわれ立法府を無視して行政だけで何でもやれるというお考えになつてゐるのです。

だから、私が知りたいのは、こういう法案が二つ出てくるときに、これに一体どういふ相関関係を持たせてわれわれが理解して審議をすればいいのだらうかといふことで、そのところをもうちよつとわかりやすく、それはこうなりますよといふことを知らせてもらいたいのです。

いままでもこういう例がないわけではありませんが、いままでもたくさんこういう例があることを私はよく知つていますけれども、私が一般的に考えてみて、どう見ても、まだ審査にも入つていない法律を受けてこの法律をつくとおつたらどうなるのだらうか。現に御承知でしょう。予算が通つた、これは予算関連法案ですからということを持つてきても国会で通らない法律はたくさんあるのです。予算が通つてゐるからこつちも通らなければ

困るという気持ちはわかつて、現実の問題としては、予算は通つたが予算関連法案が通らないという事実はたくさんあるはずなんです。そのときに予算の場合は執行できないのですけれども、こういう国民大衆に直接関連をする預金をしなさいといふような問題をばらばらに持つてきて一体どうなるのだらうか。そういうことが私はわからないのですが、どうでしょう。

○味村政府委員 私は必ず通るといふ前提で申し上げたわけではございません。仮に時期がおくれてもといふことを申し上げましたのは、仮に時期がおくられて通つた場合でもというだけのことでございます。必ず通るといふ前提で申し上げたわけではございません。

これは先生のおっしゃるやうに非常にむづかしい問題でございすけれども、国民金融公庫法の改正が成立しないといふことがはつきりいたしますと、せっかく進学資金の積み立てをしていただいてもその貸し付けができないわけでございますから、恐らく応募する方もないでございす。うし、郵政省としてもそれのお取り扱いということはなかなかむづかしいのではあるまいかといふようには考えております。

○阿部(未)委員 むづかしい、むづかしいくないじゃないのです。私が一番聞きたいところは、どういふ関係になるのだらうかといふことを聞きたいのです。向こうの法律がないのに、その法律を受けてどういふ法律をつくり出すという提案をされておるわけでしょう。受けるものがないのにこつちを出して来られると一体どういふ関係になるのだらうか。それがわからないのです。これは種がないのに芽が出たやうなものではないか。

○味村政府委員 政府といたしましては、この両改正法案を同時に御提出申し上げまして、この間の関連あることでございすので、その間のお取り扱いは国会の方でお願い申し上げるというつもりでございます。

法律論として、仮に片方の郵便貯金法が成立してこちらの方の国民金融公庫法の改正が成立しな

いといふことになるかといふことでございす。これは進学積立郵便貯金の定義がございす。国民金融公庫法十八条一項の規定による進学資金の小口貸し付けを受け、かつ必要な資金を貯蓄する目的で預け入れるといふことでございまして、この両方の目的があるわけでございます。

この両方の目的がありますから、進学資金の小口貸し付けに關します国民金融公庫法の改正がまだ審議中で成立するかどうかかわらないが、しかし国民の方では恐らく成立するであらうと期待してこの貯金をするといふことも、それは国民の方の考えであらうかと思ひます。

○阿部(未)委員 どうも議論がかみ合わないのですが、それじゃ私から申し上げますが、間違ひがあれば訂正してください。

大体これはこういう二つの法律に分けて違つた委員会で審議をするわけですからさういふ疑問が出てきます。もしこれが一つの委員会で議論をされるといふことであれば、受ける方としてはこの矛盾はもうちよつと軽く感ずるわけですね。ああこれが通ればこうなるな、こつちとこれはどういふ関係があるなといふことが、手続が正しいかどうかは別に、一つの委員会の中ならば大体理解ができる。それにもかかわらずこの貯金法を通信委員会の方に付託をされた——これは国会の關係です。国会の關係で付託をされた、そして別の法案を出したといふことは、それだけ専門的な委員会を重視して、これはやはり通信委員会が議論すべき性格のものだらうといふことで、さういふ矛盾はありながら関連する法案として国会が良識的な判断をしてくれるだらうと、さういふ意味で二つの法案を出したになつたのではないかと私は理解しておるのですが、どうですか。

○味村政府委員 それはもちろんおっしゃるとおりでございます。

○阿部(未)委員 私の方はさう理解する以外に理解の仕方がないのです。しかし、確かに非常にむづかしい問題で、両方通らなければ効力が出て

こない、運用ができないといふものであることは間違ひがない。にもかかわらず法案を一つにした。二つにすれば国会の委員会中心主義の性格上この法案が委員会では分かれるだらう。これも大体想定のできることでございす。そこで、さういふやうに委員会を重視して、それぞれの専門のところで議論をしていただくために二つに分けたといふことであるならば、その次の問題があるのです。

国民金融公庫法の一部改正の中に「郵便法の一部改正」といふのが入つておるのです。郵便法といふのはそもそも郵政大臣が所管をしておる法律でございますから、この「郵便法の一部改正」も郵便貯金法の一部改正法案と同じように別の法律案として通信委員会に付議すべきもので、国会としてはさういふ手続をとるべきだと思ふのです。

ところが、この「郵便法の一部改正」は何と国民金融公庫法の一部改正法案の附則の中に入つておるのです。それは便利はいいでしょう。政府としては一本でいくから便利はいいでしょうが、委員会を重んじ、専門的なところでの議論を重んじて二つの法案を出したとするならば、なぜ郵便法の改正を別の法案として、郵便法の一部改正として、一本の改正法案として出さないのか。これを国民金融公庫法の一部改正にくつつけて郵便法の改正をするとは余りにもルーズなやり方ではないか。余りにも身勝手過ぎるではないか。特に最近出てくる法律は、何々及びとか何々並びにとかといふことになり、あるいは附則で手軽に一本でさつと済ましてしまおうといふ風潮が多いように私は感ずるのです。

これは政府全体の姿勢ですが、貯金法が切り離されたものをなぜ郵便法が切り離さないのか、その辺を明確にしてもらへませんか。

○味村政府委員 一つの法律を改正いたしますと、それに付随いたしましていろいろ法律を改正しなければならぬといふ例がしばしば起こるわけでございます。この場合には、大体その改正いたします法律の附則でもって改正をするといふこととで、その上で提案を申し上げるというやり方に

なっております。

先ほど申し上げましたように、その二つの法律の改正の間の関連性というものにもいろいろ程度がございますが、非常に密接なものから、かなり関連性の薄いものから、いろいろ程度がございますので、その程度に応じまして一本にしたり、まあ場合によっては一本にできるものも二本にするということもするわけでございます。

この郵便法の改正は、これは国民金融公庫法でもって進学資金の小口貸し付けの事務を郵政省にある程度委託するというに伴います付随的な事務でございまして、その事務についての郵便料を無料にするということでございまして、そういう付随的な事務でございまして、この部分は国民金融公庫法の改正法の附則にしたいわけでございます。

○阿部(未)委員 関連が薄いか深いかおっしゃいますけれども、国民金融公庫法の一部改正と一番深い関係を持つておるのは、郵便貯金法の一部改正が一番深い関係を持つておると私は思います。郵便法の改正は国民金融公庫法の改正とそれほど深い関係はないはずでございます。郵便法を改正して、この扱う郵便を無料としなければならぬのかどうかということ、本来ならばその専門的な通信委員会で議論すべき筋のものだということに私は考えます。

あなたの方は、それは国会がどうお分けになるかは勝手ですとおっしゃるかも知れませんが、それならば、なぜ一番関連の深い貯金法は国民金融公庫法から抜き出して別の法案にし、本来専門的な郵便法の改正を何で向こうにつけるのかです。その辺はどういうわけですか。

○味村政府委員 先ほど申し上げましたように、郵便貯金法の改正は、五十万円の貸付限度を広げること、それからこの進学積立貯金制度の創設ということの二つでございまして、国民金融公庫法の方は、進学資金の小口貸し付けという制度と、それから進学積立貯金をした人に対する小口進学資金の貸し付けを郵政省に委託す

るということの二つの内容でございまして、そのうちの一つずつがお互いに関連するわけでございまして、相互に無関係なものもございまして、ある程度密接性が薄いのではないかと、いろいろに判断いたしまして二つにしたわけでございまして、一方の郵便料金の無料化というものは、これは国民金融公庫法の改正でもって小口資金の貸し付けを一部郵政省に委託することに伴う、これがなければその無料化ということはありませんというところでございまして、その意味で非常に密接だということで、これは国民金融公庫法の改正で附則で処置したわけでございまして。

○阿部(未)委員 では、こう聞きました。郵便法の一部改正を国民金融公庫法の一部改正から切り離して、別の法案にして出したらどういう不都合が生じますか。

○味村政府委員 仮に郵便法の改正が先に通りまして、そして国民金融公庫法の一部改正が通りませんという場合には、結局空振りとなりますか、そういうことになるわけでございまして、そういう意味で、逆に、国民金融公庫法の改正法が通りまして郵便法の改正が通りませんと一部無料にするべきものが無料にならないということ、郵政省が事務的に困ると申しますか、そういう事態が生ずることとございまして、両法は関連性が非常に密接であるというふうに考えております。

○阿部(未)委員 関連性が密接であるなしじゃないのです。関連が密接であっても、郵便法の一部改正を単独の法案として出ことになることにどだけの不都合がありますか。

あなたはいま空振りになるとおっしゃったが、空振りになっても構わないじゃないですか。あなたがおっしゃるように、もし将来この制度ができたと、その郵便法の一部改正は生きてくるのですから、さっき私が申し上げましたように、国民金融公庫法の改正ができなくて貯金法の改正だけやったら空振りに比べれば、そのくらい空振りは少しも構わないですよ。郵便法でもしこ

ういう法律ができたときにはこれは無料にしますよということを決めておいて、こっちが通らなかつたら空振りになるから困りますというようない理屈は成り立ちませんよ。さっきの空振りを認めておいて空振りは認められませんかという、そんな勝手な解釈は成り立ちませんよ。

だから、私が言うのはわかるでしょう。郵便法の一部改正を単独の法案として出すことにはいかほどの支障があるのですか。そのように出されないと理由は何なのですか。これを答えてくださいと言っております。

○味村政府委員 繰り返して恐縮でございますが、これは国民金融公庫法の改正に付随するものであるということでございまして、それ自体独立の改正というほどのものでもございせんし、国民金融公庫法の改正が行われませんというの意味がないようなものでございまして、従来この扱いもこのように改正は附則でお願いを申し上げているわけでございまして。

○阿部(未)委員 あなたの方の解釈では、この制度、つまり、国民金融公庫法の一部が改正されて進学の小口貸し付けを郵政省に委託すれば、郵政省は当然これに関連する郵便を無料に出さなければならぬという大前提に立っておるようでございますけれども、「郵便法の一部改正」の、この無料郵便の規定は法定事項ですよ。いかなるものも無料郵便にするかということは法定されておるのです。おわかりでしょう。そういう重大な無料郵便なんです。

なぜかといいますと、郵便というものは本来利用者が料金によって負担しておるのです。だから、それを無料郵便にするかどうかは、この一つだけをとってみればそれほど大きくないかも知れませんが、しかし、無料郵便とすることとかいうことには郵便法の基本的な法定事項という精神があるはずですよ。それを抜き出して勝手に国民金融公庫法の一部改正にくっつけて関連が有りますからと、関連があると言ふのなら、貯金法の改正の方がより関連は深い。そうするとあなたはゆ

うゆうローンの関係がある、五十万に引き上げる関係があるから別にしたと言ふでしょうが、それなら五十万の引き上げだけを別にして、進学小口融資の方は国民金融公庫法にくっつけばいいじゃないですか。関連があるといえれば皆関連があるのです。これを変えることによって貯金法に関連がありますといえれば、貯金法に皆関連があるのです。

およそ国の法律で何かに関連をくっつけようと思えば、ほとんど関連は出てくるのです。だから私は逆に聞いておるのです。なぜ郵便法の改正という法定事項を単独の法案として出したいののか、どういう不都合があるのか、それだけをお伺いしておるのです。

○味村政府委員 国民金融公庫法の改正によりまして進学資金の小口貸し付けを郵政省に委託するということが前提になりまして、その上で、その事務に必要な郵便を無料にするかどうかということが問題になるわけでございまして、そういう意味で附則にしてあるわけでございまして。

○阿部(未)委員 私がさっき申し上げた前提をお忘れになっておるのですが、国会が委員会中心主義をとっておるから、それぞれの法案についてはなるべく専門のところで議論することがより好ましいことだ、恐らくそういう意味で貯金法の改正を国民金融公庫法の一部改正から分けてこちらにお出しになったのだとすると、そこまで私は申し上げておるのです。

それほど委員会中心主義というものに理解を持っていただければ、郵便法の一部改正の、何を無料郵便にするかということは郵政事業にとつては重要な課題なんです。あなたの方は簡単に無料としなければならぬのだという前提に立っておられるけれども、法定事項であるということ、国会において何を無料郵便とするかということを決めることなんです。それを一部改正の附則でもって簡単にやってのけようという考え方はあなた方には御都合がいいかも知れぬけれども、国会の審議の場から見るとこれは大変迷惑な話で



す。

だから、なぜ郵便法の一部改正を単独の法案としてお出しにならないのか、お出しにならない理由を具体的に聞かせてください。出した方が便利がいいということじゃないのです。単独でお出しにされない理由を聞かせてください。どういふ都合があるのか、それを答えてください。

○味村政府委員 一つの法律を改正いたしますと必ず制度的に他の法律の改正が必要な場合と、それから両方の法律を一緒に改正する方がベターだけれども関連性がいろいろな程度があるという場合と、いろいろございまして、そのように郵便法の改正を別に提案申し上げまして、それぞれにつきまして御審議をいただきました場合に、それぞれ別個の成立になりますという、先ほど申し上げましたような法律的に整理されていない状態というものがやはり生まれることになりますので、その意味で附則で御提案申し上げているわけでございます。

○阿部(末)委員 どうもあなたの御答弁では全然わかりませんが、たとえ大蔵委員会の審議を通じてでも、国民金融公庫法の一部改正の附則で郵便法が改正されれば、これは郵政法そのものが変わるのでしょうか。それは間違いなわけだ。郵便法そのものが変わってくる。通信委員会で議論されてこれが無料郵便であるということに規定されよう、やはり郵便法が変わるのであつて、はかに変わるところはないはずなんです。附則を受けて郵便法は変わるはずなんです。あなたのおっしゃるのは詭弁じゃないですか。

私はいろいろ法案を扱っていますが、たとえば年金なんかの場合はどうですか。恩給法の一部を改正する法律から、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律から、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律から、全部ずつ出していますよ。あれがもし関連があるとおっしゃるならば、恩給法等の一部を改正する法律案ということではらつと一遍にいかれるはずですよ。なぜあれをあんなに分けるのですか。四つも五つも分けて

いるでしょう。あなたの方の都合の悪いときにはたくさん分けて出しておつて、都合のいいときには一本にまとめて関連がございましてとか言つて、それで恩給法の改正と国家公務員共済組合法の改正と関連がないのかあるのか。これは全部一連の関連があるはずでしょう。関連があるから一本にしますというなら、なぜあれが一本にならないのですか。あなたの方の都合だけで法律を分けていると私は言いたいのです。

だから、委員会中心主義というふうに理解ができるのなら、郵便法の一部改正は当然一つの法案として提起をすれば、それをどこに付託するかはそれぞれ専門的な委員会に付託されるべきでありましょう。私が仄聞したところでは、ばらばらに出すところでも審議することでも審議することでも大変なので、なるべくなら一本にまとめて出しておいの方方がやりやすいという話を聞いたのですが、われわれはそれほど非常識じやありませんよ。この法律とこの法律には関係がある、これを通すとすればこれも通さなければならぬというくらいな良識は持つていますよ。それをあなたの方の都合のいいように、これはここで一本で附則か何かでやつた方がやりやすいからまとめて出せとか、これはなるだけあつちこつちの委員会に分けておいた方が、野党が通さなければならぬためにほかの法案を先に通してくれるだろうから、そういうときにはなるべく分けて出せとか、これではまるで勝手主義じやありませんか。

私が前段で申し上げたように、委員会中心主義でいくのだというふうにお考えになるならばその点をもう少し真剣に考えていただきたい。そして、それぞれの法案はなるべくそれぞれ単独でお出しにすれば、その関連については立法院の方でちゃんと判断をします。これとこれは関係があるから一括審議をしようか、これとこれは関連があるから連合審査をしようか、そういう方法がちゃんと国会法で決められておるのですから、そのくらの良識はわれわれにありますが、あなたの方の都合だけで法案の提出の手段が勝手にばらばらに

なつては困る。それを私は申し上げたいのですが、どうですか。

○味村政府委員 私どもも、二つ以上の法律案を一本にするというときには、片方の法律ともう一つの法律の改正が非常に密接な関連を持つていて、この場合に限りまして、それに応じてそのように一本にいたしました御提案申し上げているつもりでございます。私どもが恣意的に分けたりくつ分けたりということをやっているというふうには決して考えておりません。

先ほど恩給法の例を申されたわけでございますが、恩給法とそれから国家公務員共済組合法とはそれぞれ理念がございまして別々に分けて提出を申し上げてあるということであらうかと思ひます。私もといたしましては、一つの法律を改正いたしますとそれに伴ひましてある法律を改正する必要があるとか、あるいはある法律を改正した方がその主たる法律の改正の運用上非常に適当であるというふうなものはないかというふうにとりか、そういう全体の姿を国会で御判断いただくために附則としてお願いを申し上げているという例が多いわけでございます。

○阿部(末)委員 やはり、あなたの主張は委員会中心主義ではなくて、あくまでも国会は一本で、政府は一本だからという御趣旨のように受け取れるのです。

私はそうではなくて、この貯金法を別に出してきたのはやはり委員会中心主義というお考えなんだろうというふうな理解をしておきまして議論をしてきたわけですよ。しかし、いまの御答弁でそうではあります。それででは通信委員会としてはどう分があります。それででは通信委員会としてはどう分がない法律の審議はできませんということになりますよ。それでいいですか。

○味村政府委員 私の申し上げているのは決してそんなことではございまして、論理的にそういう場合があるということをおし上げたわけでございます。法律の改正には主従がございまして、ある法

律が改正されます場合に、それを主たる法律の改正といたしますと、それに付随してどうしても必然的に改正しなければならぬとか、あるいは必然的な改正とまでは言わなくても、主たる法律の改正の目的を達成するために運営上こういうふうにした方がいいとか、そういうものもあるわけでございます。そういう付随的な改正というものがあつてございまして、本件の場合の郵便法の改正もそのような意味合いでございまして、国会の委員会の御所管をどうこうというつもりは毛頭ございません。

○阿部(末)委員 ですから、私はもう一遍繰り返して申し上げますが、委員会中心主義で議論をするということになるならば、大蔵委員会での郵便物を無料にするののいいのかわいのかという議論ができるわけはないのです。おたくの頭には当然無料にしなければならぬという先入観があるからそんな法律の出し方をするので。しかし、われわれの立場から見ると、これは一体無料郵便にすべきなのかどうかという前段があるはずですよ。それなら専門的な通信委員会において審議ができるような法案の提出手続をとるべきではないのか、そういう手続をとることにかほどの支障があるのか、これを私は言うのです。

あなたの方はこれは無料になるんだからこへ入れておかなければ困るんだとおっしゃるけれども、無料にすることが妥当なのかどうかということとは専門的な通信委員会の議論に待つ方が正しい。委員会中心主義ならば、それを分けて郵便法の一部改正というところでこつちにお出しになつてくれれば、われわれも良識がありますからこれは関連するということはおわかりいただけますから、要すれば一括審議で処理をします。そこまでわれわれが考えた上で申し上げておるのですけれども、おたくの方では一本の方が便利がいいとかであらうかというところ。

大体、法案を出されたときには、これが通つたようなお気持ちでこういう法律ができますので、こういう法律ができますというふうなことを言う

が、できるかできぬかということは立法院の決めることです。あなたの方のつくつてもいいという気持ちばかりかもしれませんが、できるかできぬかは立法院の決めることであるのに、できるんだという前提に立つて物事を判断されておる。

ですから、私はもう一遍繰り返して言いますが、委員会中心といいますか、専門的な議論が必要であるという立場に立つならば、いまの郵便法の例がいい例ですが、これは一つの法律案として提起されるべきだ。これからなるべくそういうふうな扱いにしたいと素直に答えられないものでしょうか。

○味村政府委員 先ほど申し上げましたように、法律を改正いたしました一つの制度をつくるという場合には、その主たる法律の改正だけではございませんで、それに付随いたします改正も全部お目にかけた上で御審査をいただき、そして全体として一つの制度として充足するわけでございまして、それを全体としてお目にかけるとい意味で従来から、一本と申しますか、主たる法律の改正に伴います附則という形で御提案を申し上げているわけでございまして、委員会の御審査をないがしろにするとか、そういうつもりでは決してございせん。

○阿部(未)委員 それではこう言いましょう。こういう法案の出し方をされると立法院の方では非常に審議をしにくいので、立法院の方が審議しやすいような法案の出し方に変えてもらえませんか。これならどうですか。

○味村政府委員 これは御審議をいただきますのは国会でございまして私の方からとやかく申し上げるわけはございせんが、私どもは、一つの制度のために主たる法律を改正いたしますときに、それに伴いまして別の法律の改正が必要だという場合には、これで一つの制度として御審査をいただくという方が便利ではあるまいかという観点でございします。

○阿部(未)委員 あなたも国会の運営は十分御承知でしょう。国会の運営を十分御承知の上で、なると理屈の上では国会が責任を負って審議する

のだから、どういう法案の出し方をしようとおまえたは勝手な分けで審議しろという言い方もわかりません。

しかし、実際に国会の運営をならんになっておつたらわかるように、では、大蔵委員会でのこの郵便を無料とすべきか無料とすべきでないかという議論が、今日までの審議の経過から考えて妥当かどうかです。この郵便を無料とするかどうかということについては、やはり通信委員会が責任を持って議論すべき問題であるはずなんです。にもかかわらず、あなたが関連があるときはこうやるのだとおっしゃるならば、確かに関連がございします。国民金融公庫法の一部改正という法律ができたら、それを受けてこの法案の審議をいたしましょう。

それまでは、もとの法案のない審議は私ではできませんから……(「理事会、理事会」と呼び、その他発言する者あり)

○松本委員長 暫時休憩いたします。  
午前十一時四十二分休憩

午後零時二十八分開議  
休憩前に引き続き会議を開きます。

○松本委員長 質疑を続行いたします。阿部未喜男君。  
○阿部(未)委員 先ほど来申し上げておりますように、私の主張は、立法院の方で審議しやすいように委員会中心主義の法律の提案をこれから特に留意していただくということで、これは政府に要請をしたい点で、何でもかんでも関連であるとか、及びであるとか、並びにであるとか、附則であるとか、そういうようなことで処理するのはなるべく慎んでもらいたいという主張でございしますが、これについて責任者の方から答弁をいただきますかと思ひます。

○服部國務大臣 われわれが御提案を申し上げて国会の場で御審議いただくためには、最もよい条

件のもとで、審議していただきやすい方法をとるのが務めであると考えております。  
今後はそういった立場を堅持いたしまして十分慎重に取り扱いたい、かように考えておる次第であります。

○阿部(未)委員 それでは、この問題についてはまだ多くの疑問があるということだけ申し上げて、私の主張については一応大臣の方においても御理解をいただいたようでございますから、次の質問に移ります。

昨年の郵便貯金の利引き下げに当たって、郵政審議会はその答申の中で進学資金貸し付けの制度を創設しようという強い要望が付けされておりました。大臣はそれを受けまして、昨年の十二月には進学資金の問題での郵政省案というものをおつくりになった。特にその中では、貸付制度についてとか、また、この無用論に対しては必要であるということ強調されてきております。本當を言うと郵政省が自前で審議会の答申を受けてくるはずだった郵政省の進学ローンはどうなったのかと私は聞きたいのですが、恐らく、今度のこの郵便貯金法の一部改正がそれにかわるものでございましてという御答弁が出てくるだろうと思ひます。

時間の関係がありますから先に進めますが、しかしこれは異質なものであるということをおし上げておきたいのです。郵政省が郵政審議会の答申を受けて一応おつくりになった案は、郵政省が独自で預金者のお金を預金者に還元するという意味での進学ローンであつたはずで、今回のこの郵便貯金法の改正は申し上げるまでもなく国民金融公庫の代理業務を扱うということにすぎないわけですから、したがって、さしあたり郵政省が国民金融公庫の代理店になることは私は否定はしません。それが国民のためにいささかでもプラスであるならばそれは否定はしませんけれども、しかし、本来郵政省が考えてきて、われわれが主張し、郵政審議会が答申をした内容と今回の郵便貯金法の改正は異質なものである。よってわが党が、郵

政省が自前でやるべき、あるべき姿の進学ローンの法案を出しておるといふことについて理解をいただいて、この点についての議論は避けます。  
その次に参りたいと思ひますが、郵政大臣は新しく設けられるこの郵便貯金法六十三条の二の規定によつて預金者に貸し付けのあつせんを行うということになっております。六十三条の二は「適格預金者のあつせん」となっておりますが、この「適格預金者のあつせん」とは一体何だろうかということをおしは考えてみたのです。預金者として適格なのか、貸し付けを受けるのに適格なのか、大臣はどういう推薦を行われることになるのですか。

○高仲政府委員 「適格預金者」という言葉について御質問であらうかと思ひますが、私どもが考えておりますのは、まず所定の進学積立貯金をちゃんと履行した人であつて、子弟が入学するという当初目的とする事実が完成した者というふうなことをおる次第でございします。

○阿部(未)委員 そこで、郵政大臣は法定されたこの条文の中で責任を持ってあつせんをされるわけですから、ところが、郵政大臣があつせんをされても、これは向こうの金融公庫の方では恐らく業務方法書が何かに入るのじやないかと思うのですけれども、事前審査をするということになつていくわけですか。

法定された事項によつて大臣が適格な方であるということであつせんをされるのに、公庫の方ではこれを審査をして不適格であるといつて落とされたら、あつせんされた大臣の立場は一体どうなりますか。

○服部國務大臣 この制度をつくるに於いて大蔵当局と折衝を重ねた経過から考えまして、そのようなことは絶対ないといふ確信を持っております。

○阿部(未)委員 国民金融公庫の方にお聞しますが、いまの問題ですけれども、恐らく国民金融公庫の方では事前審査というものをやって、事前審査を行った結果適格者であるならば合格の通知を本人に出し、本人はその合格通知を持って初め



一國の國務大臣の權威にかけても、この人は適格者でございますと推薦した者が金融公庫の事前審査で落とされましたということになつたら、これは大麥問題になるだろうという氣が私は

査権はない。審査権はないが、受理したものを郵政大臣のあつせんをつけて公庫に送る。公庫は金融という立場から事前審査を行います。これはいまだ蔵省も言ったが、金融の立場から当然やるだろうとはくは思ふのです。そのときに大臣のあつせんと金融公庫の事前審査との間に絶対に食い違ひがありませんという保証はどこにもないのですよ。それがないとなれば、事前審査という事項がある限り落とされることがあり得る。たてまへとはこれはあり得るはずなんです。しかし、大臣はあり得ないと言う。

いいものだろうかどうだろうかということを私は疑問に思うわけです。もしもことがあつたときには、これは一国の國務大臣の信頼にかかわる問題である。国を信頼して貯金をして、この貯金を

郵便局の窓口というのは全国に何万とあるわけですから、必ずしも大臣のおっしゃるとおりにはうまく運営されるかどうか疑問を持ちます。もし問題が起きたときには大変なことになるといふことだ

けはよく両方とも考えておってください。

次に、大臣、あなたは大変なことをおっしゃいましたので、これからが問題ですが、これは保証人をつけることになっておるのです。この保証人の制度は国民を愚弄したものではないと私は思うのです。国民金庫公庫の場合は少し性格が違います。違いますけれども、銀行などでもそうですが、銀行は自分が利益を得るために特定の個人に融資するわけです。これは利益を目的としていふんです。特定の個人はそれのお金を借りて利子を支払うことで契約をするわけです。ところが、もしあなたが払えない場合には第三者がそのお金を払うという保証をしないといふことになるわけです。人間というのはつき合いがありますから、頼まれればなかなか断りにくい。そのために保証人になって、いわゆる人的な担保を入られて泣いておる人間はいまの世の中にも多いのです。私が知っておる限りでもものすごいです。

ちよつと余談になりますが、たとえば農協とそれから金融をやるもので信用保証協会がありますね。信用保証協会とはそもそも保証するところを目的につくられた法人なんです。農業協同組合というのは、農民が集まってお互いに助け合ふという組織なんです。ところが、農協が金を貸すときに、あなたは保証人をつけないといふことになると、あなたに保証人になり、Aの人に金を貸すのにBの人が保証人になり、Bに金を貸すときはAを保証人にするわけです。そのどっちから取るわけですから農協は損をしない。ましてや保証協会に至っては、保証することを目的としてつくられておる協会が一定額以上融資するときには人的な担保を提供しない、保証人を立てないといふと、自分のところは損をしないようにちゃんと仕組んである。銀行の場合だって、利益を得ることを目的として商売しておるのに第三者を保証人に立てさせる。相手の弱みにつけ込んで、金が欲しいということにつけ込んでこれをやらせておる。そうすると、皆払う意思があるから借りたんでしょけれども、本人が支払いができません。

ときには善良な第三者が泣かされておるといふのがいま社会の悲劇になっておるわけですね。

したがって、少なくともこの郵便貯金を何年間かおやりになって適格者だと認められる方々に、進学の融資をしますから保証人を連れられないといふことだけはやめてください。これは大臣の責任じゃない。大蔵公庫か、どっちかです。

○渡辺(喜)政府委員 民間の金融機関の場合は商売でやっているというお話でございまして、私も、私どももいたしましては、これは一般の預金、大衆の預金を預けてそれを運営しておるという意味で、預金者の保護という観点から、単にいうればいいという商売をやったんでは困るという線まで指導をいたしておるわけでございます。

本件につきましても、国民金庫公庫の融資します資金というのは、やはり、郵便貯金者であるとかその他一般大衆の大切な金を運営しておるわけでございます。そういう意味で償還の確保といふことについてはできるだけの手だてを尽くすべきである、こういうことと考えておる次第でございます。

○阿部(未)委員 私が言うのは、できるだけの手だてを尽くすというのじゃないのですよ。もしもの場合に特定の個人に負担をさせるか全体が負担をするかという問題なんです。そうでしょう。銀行預金者を、あなたは国のために何とかかんとかといふ言つたが、もしも貸し倒れが出たときには銀行預金をしておる者全体が一緒に保証し合えばいいじゃないですか。なぜ特定の個人に保証させなければならぬのですか。ましてや国がやることの事業は、もしも貸し倒れが出た場合には全体で保証し合えばいいじゃないですか。そうしたらわずかな金で済むものを、特定の個人を保証人にするから特定の個人は莫大な負担を負わなければならないという結果になってくる。それならば利用する者全体の責任で——国が言ったところで、どうせ国民全体の財産なんです。これは特定のあなたが金を出さなければならぬのだからね。国民全体、利用する者全体で責任を持ち合えばいい。

ずかて済むものを、特定の個人を保証人にするから特定の個人が莫大な負担をかぶって自殺するよなことをしなければならぬ。

この国がやる制度は、率先して、特定の個人を保証人にとるといふようなことはやめていただきたいというところでございまして、どうですか。

○渡辺(喜)政府委員 特定の個人を犠牲にするというお話でございまして、これは合意の上で保証人になっていただくわけでございます。そして、そういう意味で、国が特定の個人に対して保証人になれといふことは決してございせん。

○阿部(未)委員 君、そんな勝手な答弁をしないな。民間の同じ進学ローンは全部保証人は要らないじゃないか。民間の進学ローンに保証人が要らないといふのは、その分利子が高くなつておる。これは全体で保証し合つていふことと違うか。民間の進学ローンは全体が保証し合つていふのに、国の進学ローンは全体で保証し合えない理由は一体どこにあるのだ。勝手なことを言うな、君。

○渡辺(喜)政府委員 民間の場合には保証会社みたいなものがありまして、それに対して付保するといふふうなことをやつておるわけでございます。国民金庫の進学ローンにつきましてもそういう一般的な付保機関みたいなものは検討はいたしておるわけでございます。ただ、実際に制度を実施したしてみまして、どの程度の規模の応募があるかとか、どの程度の金額の資金が出るかとか、そういう実績も見た上でございまして、そういう付保機関をつくるということもなかなかむずかしいわけでございます。

そういう意味で、たとえばおっしゃるような適当な保証人がなかなかむずかしいといふようなケースにつきまして、そういうものを拾えるような一般的な付保機関の検討は続けてまいりたい、かように考えております。

○阿部(未)委員 ばくは逆なんです。付保機関をつくるかつかぬかは別にしまして、初めから保証人なんかとるべきじゃないと言ふんです。民間の金融機関でさえ、いま申し上げたように全体で

保証するといふ体系をとつておるわけでしょう。そのかわりに金利が幾らか高いが、それだけでそんなに膨大な高い金利になるとはぼくは思いません。あれはもうけるために金利が高いことはわかつていますがね。まあ、国の場合はそうじゃないですね。

それは率直に言いますが、金融公庫としてはそうじゃございせんけれども、しかし、それならばそこでたとえば〇・一%金利が仮に高くなつたとしても、それでもつて特定の個人を保証人にせぬで済むのならそういう方法をとるべきなんです。なるほど納得の上です。保証人といふのは納得の上で判を押しておるのですから、だから泣く泣く払わなければならないのです。しかし、頼まれて人間が断るといふのは、それは大変なことなんです。そういう人情の機微をあなたはわかりません。

早い話が、もしも知った人から、私の子供が今度学校に行くんだが、郵便局に行つて金を借りなればならぬのだから済まぬけど保証人になつてくれと言われ、いやですと言へますか。言えないんです。言えないけれども、もしも払えないときには、これは全体が保証してやるか、特定の個人を保証人に保証させるのかとなれば、特定の個人を保証人にとるといふやり方はやめてください。どうせ金が足らなくなれば国で負担しなければならぬ問題なんです。

このほかにもあるんですよ。保証人をとらずにやつておるのはいろいろあるわけですから、わずか最高五十四万しか貸さないお金に何で保証人をとらなければならぬか。この保証人制度だけはここまではつきりやめると言つてくだされ。

○服部(大)大臣 御指摘の問題は、私もこの交渉過程で、何かの機関をつくりたい、また特定の保証人に大きな負担をかけて非難を招くことがあつては大変だといふことを考えましたが、しかも、貸し与える金額は現在の状態から見まして大したことではない。しかし、いま審議官が申し上げたとおり、どの程度の利用者があるか、金額は御指

摘のように五十四万ですから、正直言って大した利用はないんじゃないか——こういったことを所管大臣が言っているわけですが、当初の私たちの考え方とかなり違った方向ででき上がったものですが、非常に憂慮もしているわけでありまして。

そこで、いま審議官が申し上げたとおり、まず発足させていたいて、その実績を見きわめてひとつ何とかが考えてみようということですが、しかし、簡単に保証機関といつてもこれはかなりの経費を要するわけですから、利用者が限られた少数であるのにそういったものを早々につくつて、これまたやめるというわけにはまいりませんので、初めてのケースであるだけにわれわれも慎重に取り扱わざるを得ないという事情も御理解いただきたいと思ひます。

そこで、この保証人設定について御指摘がありました、私も同様な感じを持ちました。しかし、いろいろ考えあぐんだ末ですが、人間は借りたものは返さねばならないという責任を持つてもらう。これは責任は精神的に非常に苦しいとおっしゃればそのとおりであります、まず、借りて利用した人がその責任をとつてもらう、しかし、そのためにはやはり保証人をお願いしてもらうことにおいてなお一層の責任感を利用者が持つていただく、そういう点で、その過程において、その状況の推移によつてそういった手当てをいたしたい、かように考えていたことも御理解をお願いいたします。

○阿部(未)委員 これはまるで逆なんですよ。やつてみて貸し倒れがたくさん出てどうにもならないから保証人が要るんだという考え方なら、まだ私は理解ができます。しかし、現に民間の同じ進学ローンが保証人なしで貸し出されるのに、郵政大臣があつてせんでき人間に保証人をつけるのは何事ですか。あなたがあつてせんでしょ。郵政大臣があつてせんでき人間に保証人をつけるのは何事ですか。だから、ばくは、それならあなたが保証人にならなさいと言ふんですよ。どうしても要するというならば郵政大臣が保証人になつて

おあげなさい。しかし、それはちよつと暴論になりましょう。

私は何も特別な保証機関をつけろと言ふんじゃないんですよ。たとえば金利を〇・一%高くすることによつてそのことが可能になるのかならぬのか。ならないならばあるいは〇・二になるかもわからない。それは運営の中で出てくる数字になるはずですが、初めからどろぼう扱いにして貸し倒れになるだろうということ前提にして保証人を必ずつけないなら、そういうばかな話がありますか。

ですから、保証人制度だけはまずやめるということについてはどうですか。これは大蔵でいいです。

○渡辺(喜)政府委員 金融機関にとりましては、債権の管理確保ということはある意味では至上の問題でございまして、そういう意味で、何らかの意味で債権確保の手段を講じておく必要がやはりあるわけにございまして。

保証人をやめるという場合には、それにかわる何らかの手だてというものが必要でございまして、そういうものが現在ございせんので、先ほども申し上げましたように、目下鋭意一般的な付保機関みたいなものの検討をいたしておるわけにございまして、そういう意味で現在直ちに保証人をやめるということは申し上げかねるわけにございまして。

○阿部(未)委員 いま直ちにじゃなくていいんですが、これは貸し付けが行われるまでは相当の期間があるはずなんですよ。

もう一つ、あなたは付保機関、付保機関とおっしゃるけれども、民間も進学ローンは保証人がないじゃないですか。その理由は、付保機関というものもただで付保機関があるんじゃないんだから、お互いが金を出し合つておるのです。どこから金を出すかという、それはみんな貸し出しを受ける人たちの利子の中で補つておるんですよ。だから私は事を分けて、たとえば七・一%の利子ではそれが無理ならば七・二%ならでけるのでは

ないかと言つておるんですよ。付保機関をつくらぬでもそれで運営ができるはずなんだから、特定の個人を保証人にとるとのことだけはやめてください。まだ期間がありますから、その方向で検討しますとおっしゃつてくれればそれでいいわけでしょう。

それを、まだ二年も先に貸し出しをしようかというものをさしむきできませんと言ふのはおかしいです。さしむき検討しますというなら話がわかるけれども、二年先に貸し出しするというのにさしむきできませんというばかな答弁がありますか。

やる気がないからそういう答弁をしておるんですよ。やる気があつたら、ここで、それは検討に値します、直ちにやつてみましょうと言ふはすです。

○服部國務大臣 われわれは堅実主義で、一応発足させていたいて、利用者の動向を見てと考えるわけでありまして、御指摘のこともわからないことはございせんので、また、実施期間までかなりの日月もありますので、ひとついろいろと検討をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○阿部(未)委員 その問題はそれで大臣にお預けをしておきますが、特に私が申し上げた趣旨は御理解をいただいて、特定の個人だけに負担がかかるようなシステムだけはやめていたいて、そのかわり、どうせ運営していく上でお金が要るわけですから、利子がたとえ〇・一%高くなつたとしても、それは全体で保証し合うということをやむを得ぬだろうという気がします、それが最善のものかどうかについてはそれはまたいろいろ問題がありましようから、事前の調査をいろいろおやりになる必要があると思ひます。

最後にお伺ひしたいのですが、郵政省は早く言えば国民金融公庫代理店という看板を出しになるわけにございまして。国民金融公庫代理店という看板を出すかどうかは知りませんが、これはどういう契約になるんですか。たとえば一件当たりどの程度の経費が要るんですか。

ちなみに今度の金利の引き下げの結果ですけれども、財投の方から回つてくるお金が六%として、国民金融公庫はこれを七・一%ぐらいで貸し付けをしたという。この間一・一%のさやがある。これが事務費というふうなものになるのだと思うのですが、当然その中には郵便局の窓口において行ふ業務も含まれておるわけですから、郵便局の窓口において行ふ業務については、委託手数料という言葉が妥当かどうかは別にして、そういうものはどういふふうにお約束なさつておるわけですか。

○服部國務大臣 手数料の問題はいま当局と折衝の過程であります。思ひつきになるかもしれませんが、そういった問題も含めて、先ほどの問題と絡ませて検討してまいりたいと思つております。

正直に申し上げまして、利用者サービスについては三百六十五日取り扱ふものではありませんが、大体二月中旬から三月いっぱいまで終わる業務ですから、こういった立場で事情を踏まえて、先ほどの御指摘の特定の方の大きな負担という問題、いわゆるどのような制度に持つていくかということもあわせてひとつ考えてみたい。これは思ひつきですが、そのように考えております。

実は、けさも、この取扱手数料についてどういう方法でいくかという幹部との相談の過程で、利用者サービスという点についてある程度郵政当局が犠牲を払うべきである、三百六十五日取り扱う筋合いのものではないということで、先ほど御指摘の保証人の問題と絡ませてこれも考える必要があるなと私は考えておりますことを御理解願ひたいと思ひます。

○阿部(未)委員 委託をされるといへども、郵政事業は特別会計です。独立採算制の会計なんです。独立採算制の会計が、先ほど来議論になつたように郵便も無料で扱わなければならないなど、いろいろな問題が出てくると思ひます。そこに人手も要るわけですから、値段を決めずに物を買ふというの、郵政省は金がありますから気前がいいのは構ひませんが、私どもの立場からすると、幾

ら手数料をもらうのかもわからぬのにやりましようというのを先に決めるわけですから、どうもちよつと納得がいきかねる。この程度のことをしてもらわなければ郵政省は採算上困りますという

現に国民金融公庫だつて一・%の間での予算をもらつてこの事務を執行するわけでしょう。執行者になるわけでしょう。それなら郵政省も当然何%かをもらつて、あるいは一件につき何%かをもらふことによってこの事務の委託を受けるのが筋であつて、委託は受けましよう、しかし委託をされる手数料は何はかまだわかりませんなどというのを前提にしてこの法律を通しなさいと言われると、私は本當を言ふとちよつと疑問があります。

まあ、お役所同士のことでしようから、特に大蔵省の方にもお願いをし、国民金融公庫の方にもお願いしておきますが、郵政省といへども独立採算制をとつておる企業というやうな官庁でございしますから、余り無理がないやうに、両者の間で十分な話し合ひで決めていただきたい。

いずれまた次の機会に、先ほどの保証人の問題なり手数料の問題なりについては改めて質問いたします。

本日の私の質問はこれで終わります。

○松本委員長 午後二時から本委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後二時三分開議

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。米田東吾君。

○米田委員 法案に関連いたしましたので、今回の郵政審議会の答申に関連した若干の質問を最初にさせていだきたいと思ひます。

今度郵政審議会が招集されました、郵便貯金の利子の引き下げの問題を中心にしたしまして議論がございました。四月十八日付をもちまして大臣

あてに答申が出ておるわけですが、かつて本委員会におきましても、大臣は、今度の郵政審議会の諮問に当たりまして、大臣みずから一定の数字を示して、それについて諮問をいただくという態度は郵便貯金の利子の特殊な関係を考慮するのとれない、すでに過去約一年の段階で二回の利子の引き下げが行われておる、郵便貯金の利用者に対して大変な目減りを与えておるということも申されまして、今回に当たつては数字のお示しはできないのだ、白紙なんだ、十分意見を聞くのだという趣旨の御答弁もなさつておるわけであり

ところが、大臣は、同じく四月十八日に一定の数字を示しまして、そしてそれについてイエスかノーかという答申を受けるといふ態度に変わったわけであり

私はこの間の事情がわかりません。大臣の基本的な姿勢に変化があつたのか、それから郵便貯金の利用者に対する目減り対策等について、何か大臣としての一つの対策を持たれたのか、ということでは大臣の姿勢が一貫しなかつたのか、私はまず最初にそのことをお聞きしておきたいと思ふのであります。

○服部國務大臣 このたびの公定歩合の引き下げに連動いたしまして一般金融機関の金利の引き下げが発表されて、同時に大蔵大臣から私に郵便貯金の金利引き下げの要請のあつたことは御案内のとおりであります。私はそれを受けて、御承知のとおり、郵便貯金法第十二条に示されておりますとおり、国民大衆の利益の増進を図るという前段の趣旨を、後段には一般金融機関の金利を踏まえてということがありますが、私は所管大臣といたしましては、預貯金者の目減りを憂慮いたしまして下げたくないという態度をとるのは当然であります。

御指摘どおり一年以内にもうすでに二回引き下げられ、今度は年内に三度の引き下げということとありますから、異例とも言われるように私は白紙で諮問をいたしました、なぜ白紙で諮問し

たかと申しますと、郵便貯金法十二条の前段、後段の趣旨をどちらも切つて捨てるわけにまいりません。気持ちとしては前段を重視したいのですが、そういう悩み、迷ひの中で広く各界各層から選ばれた委員諸先生の意見をまずお聞かせいただいで、大体まとまる方向の意見で、答申を求めるわけでありましよう。したがつて、答申を求める案をつくるための準備行程といたしましてあつた措置をとつたわけでございます。

四回の審議会を持つていただき、そのうち一回は参考人の意見を聞き、これも各界各層の方々にたわけをいただいていろいろと御討議をいただいたわけでありましよう。その上でまとまつた意向として、正直申し上げてあつた民間金融機関に右へならえのやうな状態の答申を求めました。

結果論であります、自分の意思とは全く方向の違つた結果に相なりまして取り巻く環境の非常な厳しさを身にしみておる、まことに遺憾な結果であつたと思ひます。

○米田委員 大臣、いまの御答弁によりますれば、この答申の答えは大臣の意思に沿つていない結果になつたという御答弁のように私はとれたのですが、そういうことで理解してよろしうござい

ますか。

○服部國務大臣 先ほども申し上げたとおり、私は郵便貯金法十二条の前段を最後まで死守したい気持ちであつたわけですが、取り巻く環境の厳しさと申しましようか、また、四回にわたる参考人の意見聴取も含めての審議会を通じてあつた答申を求めたわけでありましよう。

したがつて、もう一度念を入れますが、所管大臣としては、全く自分の意に沿つた結果を出さなかつたことはまことに遺憾でありましよう。

○米田委員 わかりました。所管大臣であり、同時に福田内閣の國務大臣であるという立場も持つていらつしやるわけでありましよう。したがつて、所管大臣としての責任と立場からいきまして今回

の答申は必ずしも意に沿つていないし、また、郵政省が数字を示したことも事志に違つたけれども、そうせざるを得なかつたという趣旨の御答弁だと思つたわけで、それはそれなりに大臣の心情もわからないわけではないのであります。

しかし、そこで私は大臣にがんばつていただきたいかつたのはいま申されました郵便貯金法十二条の前段についてですが、そしてそれは同時に郵便貯金法の第一条に戻つて、きつとした郵便貯金の性格といひますが、そういうものが規定されておるわけでありましよう、主管大臣として、この第一条と第十二条の前段に準拠して最後まで終始した姿勢をどうしてとつてもらえなかつたのか。

結果として大臣がそういう答弁をされました。國民の目に映るものは、白紙で一応は臨んだけれども、それは一つの予定の行動であつて、結局は國務大臣としての大臣は何らかの数字を示して郵便貯金を連動させたのだ、そしてそれは國民に対する一つの宣伝効果といふか、そういうやうなものが作用した後の悪い郵政省あるいは大臣の態度になつたのではないかと、こういう批判があるだろうと私は思ふのでありますけれども、それに對してただいまの大臣の答弁では私は納得できな

い。

もう一つは、所管大臣の郵政大臣としては、零細な國民の貯金、財産を預かり、そして全面的にこれを管理するといふ法第二条の精神からいひましても、私は終始その立場を堅持してもらひなかつたし、またそれが所管大臣として当然のことじやなかつたかと繰り返して私は指摘をしたいわけなのであります。その姿勢がなかつた、いま日本の経済は福田総理が言われるやうな暗いトンネルから抜け出して明るいしやばに出るやうな情勢がない状況でございします。今後さらに四度、五度と景気対策の一環としてこれが連動せざるを得ないといふやうなことになるはせぬか。郵便貯金法の精神が死んでしまふのではないか。このときに大臣は断固としてこの郵便貯金法の第一条と第十二条の前段の立場を堅持されて、預金者の利益を守つてもらひたい。

要するに、それこそ零細な国民の財産の擁護の側に大臣から立つてもらうということが郵便貯金の事業そのものために必要なんじゃないかという感じは私は持つのでありますが、どうでしょうか。

○服部国務大臣 もちろん私も米田先生と同様な考えに立つてまいりましたつもりでありますし、また、現在はこういった苦しい立場に立ちましたが、今後の郵務行政運営については当然その姿勢で臨まねばならないと考えております。

先ほどの国民の批判、白紙で審議を求めたというところについては私は甘んじて受ける決意であります。しかし、私がそんなに上手に利口に世渡りできる性格でもないことは、きわめて短い期間ではあります。この委員会その他の会合を通じても御理解願っていると思うのであります。私は本当にその間苦慮しました。これはもう天地神明に誓って申し上げます。

重ねて申し上げますが、余りにも厳しい取り巻く環境で自分の意のごとく結果を出すことができなかったことは、先ほども申し上げたように非常に遺憾でございました。しかし、今後私がこの立場にある間は、当然御指摘のとおり姿勢で、重大な決意のもとに進めていかねばならない。また、さういふことを招くことはもう耐えられない気持ちでありますから、今後は極力そのようなことのないように努力を積んでまいりたいと考えている次第でございます。

○米田委員 くだいようでありますけれども、大臣のただいまの答弁に関連して、私からも強くそのことをお願いしておきたいと思うのであります。

大体、ここ三回程度の郵政審議会の答申を見ましても、本来郵便貯金は公定歩合を初めとする市中の金利の引き下げに連動すべきものでないというところで、ずっと一貫してそういう姿勢がとられておるのであります。しかし、大臣がおっしゃるように、経済の現状を考えてこの程度はやむを得ないだろうということ、要するに妥協的な答申

で出ているわけなのでありますけれども、今後のことを考えますと、このような状態ではいけません、大臣が何と心強い答弁をされてもそれは歯どめにならぬと私は思う。したがって、今度歯どめにするためには何か一番適当なものであるか、所管大臣として十分に考えていただきたいし、郵政審議会あるいは貯金の利用者、そしてこの通信委員会の意向もそうだと私は思うのであります。

大臣、大変強い言葉でありますけれども、腹を切つてもこの歯どめになつて郵便貯金の連動を抑えるというくらいは決意を固めていただかないと、大臣が幾ら答弁されてもなかなかさうはいかないのではなからうかという気が率直に言つていたします。大臣に軽々に腹を切れないということ、私の真意として申し上げるつもりはありませんが、私にはやはり何かの歯どめが必要なんじゃないかというのを思うがゆえに申し上げたわけなんです。答弁は要りませんからこれを一つ申し上げて……答弁がありますか。では答弁していただきます。

○服部国務大臣 まことに重大な御発言で、腹を切ることは人後に落ちないつもりでやつておるわけでありまして、しかし、腹を切つただけで事おさまれりという内容の問題ではありません。ただ、ここで米田先生に一つ御理解を願つておきたいことは、三十七兆三千億という零細な貯金の金にいたしましても、郵政省で預っている金で、これはやはり財政金融に大変大きな影響力を持つわけでございます。私も就任直後のことでありましたが、なかなか経験も浅く、ああいったような非常にとまどつた状態のものでいろいろ取り組んだわけでありまして、いま静かに振り返つてみますと、私は郵政審議会に答申を求める過程で考えましたが、この三十七兆三千億という金は、庶民の零細な金の集積であつても、この影響力というものは日本の経済運営にやはり大変なウエイトを占めているわけでありまして、この事実もやはり無視することはできないという、先ほど大変温かいお言葉でございましたが、私は郵政大臣で片や

福田内閣の国務大臣という立場で、いままでは郵政大臣は経済関係ではなかつたのが今度は経済対策閣僚会議にも入れられていろいろな会議に出ていろいろ意見を聞いたり吐いたりしてはいるわけですが、そういう点が最終的に私の心が揺らいだ一つの要因でもあつたと思うわけでありまして、そこで、この両方を考えますと、先ほど御指摘のとおり、もうきわめて早い時期に四たびこういう事態が起きたら大変なことになる。だから、公定歩合が下がる、それに連動する、また連動を要請されるという全体の金利体系について、むしろここでもっとびしっとしたものを考える時期ではなからうかと思うのです。実は、こういったことも別に省内で協議したわけでもございせんし、これをテーマにいろいろとディスカッションをやつたわけでもございせんが、私なりにこういう立場も御理解をいただいて、よい方向づけがあつたならば適当な機会にまた御教授を願いたいと思ひます。

さきように苦しんでいるということは、劈頭に御指摘の問題を私も私なりにやはり真剣に考えているわけでありまして、これは今度は絶対やらなないということと誓えと申し入れられて、答弁は要らないとおっしゃつられても、さういふ問題がちらつと頭をかすめたものでありますから、あえてお許しを得て申し上げた次第でございます。

○米田委員 大臣のお気持ちは私も十分わかつているつもりでございます。ただ、現在の三十七兆七千億は、それは確かにいま郵便貯金の占める総トータルがさうなつておることは私も承知いたしておるわけでありまして、しかし、預金者の立場からいいますとそれは余り関係がないのです。自分の通帳に積んであるもので、たとえば不時の出費に備えるとか、あるいは老後に備えるとか、子供の教育費にするとか、結婚資金にするとか、そのことが実は郵便貯金なんでありまして、三十七兆七千億とは実は見えないわけでありまして、さういふ点からいまして、大臣と私とその部分につ

いては見解の相違が出てくると思ひますけれども、私は、預金者の立場に立つた大臣として期待にこたえていただけるように強く要望したいということでございます。

それから今回の答申を見ますと、六カ月のものといひますか、六カ月の期間の定期郵便貯金が新設されておるようでございますけれども、これは諮問にもあつたようでございますが、この考え方はどういふことなんでしょうか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。定期貯金につきましては、長く置けば置くほど有利ということでは、長らく置けば置くほど有利といふことでは、必要拘束期間は六カ月まででございます。以後長く置けば置くほど有利になる。六カ月以降はいつでもおろせるというたてまえでございました。したがって、六カ月のものにつきましては、あるいは期間の短いものにつきましては、民間に比較したしまして低きに抑えられておつたわけでございます。

一年のものにつきましては、一年定期預金というのが郵便貯金にもございまして、民間と同じでございます。六カ月のものといふのは、民間と同じでございます。実際の定期預金の預入状況を見ましても、六カ

月から一年の間でおろされる方もある程度あるという事実に着目いたしまして、これらの方々にいささかでも有利にということを考えて右の措置をとった次第でございます。

○米田委員 あわせて、答申の中身についてこの際大臣の見解をお聞きしておきたいのであります。

この答申の本文の中に、この際郵便貯金法に定める預金者保護の原則に立ち返って基本的な検討を行うことから始めるべきであるとか、あるいは預金者の利益を守るためには郵便貯金の利率は据え置くべきであるとか、こういうような意見が表明されたように書かれておるわけであります。これは少数意見だと思いますが、これにたえてといひますか、これに含まれるのでしょうか、あるいはこれにかわるべきものとして、以下三つにわたって具体的な意見が出ておるわけであります。この中で、「現行金融制度の見直しを行い、預貯金を個人の貯蓄性預金と営業性預金とに区別し、個人の貯蓄の金利は直接金利政策の影響を受けないようにするなどの検討をすべきである。」という一つの提起がございます。これなんかは現状の情勢に照らしてみますと非常に当を得た一つの提起であるように私は思うのであります。これについて大臣の見解はいかがでございますか。

○服部国務大臣 私は当然この答申の趣旨を尊重いたしますし、また、先ほども少し触れたとおり、何かの体系の確立が必要であることを痛感いたしました。

公定歩合引き下げにすぐに連動要請をするのは、これは過去の歴史をひもといても必ずそのとおりになっているわけですから、私は、もうこの辺でひとつ考えたいのはこのことであると御理解いただければ大変ありがたいと思ひます。

○米田委員 それからもう一つ、「金利の引下げの影響をもっと強く受けるのは、老後の生活を貯蓄に依存している人々であり、このような預金者に対して、例えば退職金の一部について利子非

課税として預入できるようにするとか、あるいは一定の金額を限って金利を優遇する等の政策的配慮を行うべきである。」となつてゐるが、この点につきましては、かねて大臣の一つの見解として、退職者に対する優遇策として退職金の利子の非課税制度を導入したかどうかというような提起がございましたが、いま読みましたこの項については大臣の見解と一致しているように思ふのであります。これを受けて大臣としては、この問題についてさらにどう対処されようとしておられますか。

○服部国務大臣 これは私もかねてこの場でも意思表示をいたし、皆様方の御理解を得る努力は払つてきたつもりであります。これは大蔵当局との折衝事項でありますので、今後時間の許す限り当然努力を積み重ねてよい結果を得たいと思ひ考へております。

その理由は、期せずしてこういった金利引き下げと時期を一にしましたが、私がかねがね考へてゐることは、長きにわたつておのおのの職域を通じて国家社会に大きな貢献のあつた方々がある時点で退職をされるということは、これは常識的に考へてそれから先の老後ということに当然なるわけでありまして、この時点で一つの老後設計があると思ふのです。それがこういったようにやられるとかなり大きな狂いが生ずる。国家社会に長い間貢献のあつたこういう方々の方に大きな打撃を与えるというところは正しい政治の姿ではない。したがつて、そういう老後の生活の糧にされる退職金ですから、当然非課税にして保護をせねばならないと考へてゐる次第でありまして、この問題も今後大いに推進してまいりたい、諸先生方の御協力をお願い申し上げたい、かように私は思つております。

○米田委員 いまの問題でございますが、大臣構想が生まれてから世論も分かれておるようでありまして、マスコミの動向なんかを見ましても、あるいは投資欄を見ましてもそういうことがうかが

い知れると思うのです。

ただ、大蔵省の方は大分頭にくておるようには聞いておりますが、今回の答申にも重要な部分としてこれが指摘をされて触れられております。これは本当に促進されるべきじゃないか、せめてまず郵便貯金の側で先鞭をつけて、退職者等に対するサービスをやるべきじゃないかというふうには私は思ひますが、その気概と準備があるかどうか、もう一度お聞きしておきます。

○服部国務大臣 御指摘どおり、大蔵当局はいろいろな手段を講じてかなり強い難色を示しておられます。これは財政当局としての立場から言へばやむを得ないだろうと思ふのであります。正直申し上げて、給与所得者は長い間まじめに税法で定められたとおりの納税の義務を果たしてこれらの方々ばかりでありまして、だからどうしようのではありませんが、こういう立場も御理解をいたしたいで、先ほど申し上げたとおりに厳しい条件のもとではかなり難行だと思ひますが、この時点で老後生活を安定していただくために努力すべきであると思ひます。また大蔵当局にも、そういった財政金融のことばかりを考へないでときにはこういったすばらしいことも考へてもらいたいというこゝを、国会が終わればひとつきわめて精力的に交渉を進めてまいりたいと思へておる次第でございます。

○米田委員 事務当局としては、いまこの問題について検討の段階ですか。何か具体的に準備あるいは折衝等の段階を迎えておりますか。それとも、何か政治的な障害が出てなかなか手がつかぬという状態になつておりますか。事務当局としてはどうなんでしょうか。ちよつと聞かせてください。

○高仲政府委員 事務当局といたしましては、大臣の意を受けましてこれを実現すべく大いに努力するつもりでございますが、まだ主として内部的な検討の段階にとどまつておる次第でございます。

○米田委員 それからもう一つ、これも蛇足のようでありましかつてもこの機会に聞いておきます

が、三番目についておる意見として、今回は「金利の引下げはやむを得ないとしても、再び物価が上昇するときは、遑滞なく利率を引き上げるべきである。」と言つていますが、これはいままでの二回にわたる答申にもあつたようでございますけれども、これについての大臣の御決意はいかがですか。

○服部国務大臣 私は当然そういった事態の一日も早からんことを祈つてゐる一人であります。また、物価の上昇ということとはさておいて、景気の回復ということも、経済の安定で適正な利率に正されるわけでありまして、私はかねがねそういったことを考へてゐたのでいまひとつ考へたのですが、やはり、昭和三十三年から約十年の間はかなり変動があるわけでございまして、もちろん物価の上昇等いろいろな影響によつてそういった手当てをせねばならないということは、答申にもあります。これに、これは純然たるさきやかな金利を目的の預金者の立場に立つて推進したいと思ひ考へておる次第でございます。

○米田委員 最後にもう一点、この答申に関連して決意を聞いておきたいのでありますけれども、答申に当たつて要望事項が三つつけられておるわけでありまして、この中の第二点に、「郵便貯金の総額制限額を引き上げることによつて、預金者の利益を図る必要がある。なお、この際、老齢者については特に配慮を加へること。」ということがあります。

この総額制限額の引き上げという要望の点はやはり検討に値する時期に來てゐるのではないかとはいふように私は思ふのであります。大臣の御見解はいかがでございますか。

○服部国務大臣 私も全く同感でございます。また、そういった方向で進むべきであると思へておる次第でございます。

○米田委員 今度の国会ではそれに類する法案の準備はないようでありまして、とにかく現在の三百万円ではいろいろな面で現状に合わない状態になつてゐるということは大臣も十分御理解いた



いているのであります。したがって、この総額につきましては相当郵政当局としても検討をされて、ある程度の具体的なものをお持ちの時期ではないかというふうな気がします。

それから、あわせて最近国税庁当局から郵便貯金の脱税の問題が大分指摘をされておりますが、これなんかを見ましても、この総額制限の引き上げという関係がある意味では一つのよい意味での対策にもなるかと思うのであります。現状に合わないような額で抑えられておるものでありますから、ついああいうふうな結果にもなりかねない。私はそれを認めるわけではもちろんありませんけれども、そういうような観点からいたしまして、早い機会にこの総額制限の引き上げという問題は法律的にも政治的にも決断をしなければならぬという状況だろうと思いますが、これについてはいまだどんなおつもりを持っていられしやるのですか。

○服部郵務大臣 制限額の引き上げについては米田先生と全く同感でありますと申し上げましたが、本年度もすでに五百萬と、二百萬の増額を大蔵当局に要求いたしました。残念ながらこれが実現しないで査定は三百萬に落ちついたわけでありましたが、われわれはまず五十三年度において実現できなかったことはまことに遺憾であります。今後この考え方を貫いてまいらるる決意でございます。

なお、先ほどちよつと答弁漏れをいたしました。が、老齢福祉年金等の受給者を対象とするいわゆる福祉的郵便貯金の利率については、これを据え置きにしたことは御案内のとおりでありまして、今後ともこういった面に力をいたしまして、なるべく多くの福祉対象者に温かい手を差し伸べる努力を払ってまいりたいと考えておる次第でございます。

○米田委員 これは貯金局長にちよつと答えてもらいたいのですが、要するに郵便貯金の目減りと言われるのですが、一般的にそういうふう簡単に私どもは言っているのでありますけれども、

今度の郵便貯金の金利の引き下げも合わせまして三回続きました中で、これが金額的に数字の上で具体的にどの程度の目減りが実際に起きていると皆さんの方では推算をしていらししやるのか、数字がありましたら答えていただけませんか。

○高仲政府委員 既往三回の利下げによる支払い利子の預金者の方の取得の減少額でございますが、五十二年五月に行いました利下げの五十二年度中における減少額が四百十三億二千萬円、それから同じく九月の利下げに伴う五十二年度の減少額が百六十六億四千万円という計算になっております。今回の利下げは、これは今年度中の減少額でございますが、五百七億円と推算いたしております。

先生も御案内のとおり、通常貯金等については直ちに元金から引き下げの効果が及ぶわけでございますが、定額積み立て等については利下げの日以降新規預入のものに新利率が適用される、従来のものは契約の継続期間中は従来の利率が維持されるという関係で、総額とはちよつと結びつかない形になっております。

○米田委員 わかりました。そうすると、今回の三回の利下げによりまして少なくとも一千億を超えた目減りといえますが、預金者にとっては不利益がもたらされておるというふうに見えるわけでありまして、このことにつきましては当局の方も慎重に検討していただいて、これに対する何らかの別な意味での預金者サービスというものを政策的にも検討される必要があるのじやないかという気もいたしますので、ひとつ検討しておいていただきたいと思ひます。

次に、今回の法案の関係について御質問をいたしますが、まず、大臣、午前中の質問でもきわめて明らかにされておるわけでありまして、郵政省が当初考えた進学ローンと今度法案として出されておりますものとは全く似ても似つかぬものでありまして、預金者の立場からいたしまして、もこれについてはやはり問題があるように見られると私は思ひますし、また、郵政省を含めて郵便

貯金を支えてきた職員の方からいたしまして、中途半ばな、いわば国民金融公庫の窓口だけのローンを扱うようなこういう制度でいいのかわという疑問や反発も当然出てくるように私は思ひます。

どうしてこうならざるを得なかったのか、これは前大臣から引き継がれている問題でもございまして、この問題についての環境といえますが、大蔵省を含めた環境というものは相当よかつたのじやないかというふうには私は見ておりましたし、また、私ども社会党としてもそういう観点で今日まで協力してきたわけでありまして、特に、今度の予算折衝の段階での復活の面では、この郵便局の創設される郵便積立貯金の進学貸し付けにつきま

してはわが党としても政審を挙げて取り上げまして、皆さんと一緒に進めてきたわけでありまして、しかし、今度法案として出されたのを見ますと、これは全くいかものになって出てきたわけでありまして、納得ができないわけでありまして、したがって私は大蔵大臣の出席要求をしているのであります。まだ実現できませんけれども、郵政大臣として、どうしてこうなったのか、いままでの郵政省が考えていた当初案と今度提案されております内容と特にどこがどう違うのか。そういう点も明らかにしていただいて、経過を説明していただきたいと思ひます。

○服部郵務大臣 こういった構想が発表されて与野党一体の形で御推進いただいた経緯から考えますと、こういった進学ローン創設についての関係者に対しては私どもはまことに忍びがたきものを感じているわけでありまして、一言で言うならば私の力の足らなかつた点だとみずから反省をいたしております。

ただ、あえてお許しを得て申し上げますと、私は、予算編成のいわゆる時間的な制約、また成立のための最終予算閣議などのタイミングなどと合わせて、すいぶんがんばつたのであります。ちよつと弱気の出たのは、利用者、国民の立場になりますと——むしろこれは多岐にわたる窓口が

できて、それなりの効果が上がったのです。当初は郵便局の窓口一本でこの創設の構想を立てたわけでありまして、大蔵当局が対策を持ち出して銀行も立ち上がるし、農協とかありとあらゆる金融機関も名のりを上げる。これは法律規制はないからほとんど自分の思いどおりに実行に移せる。そこに最終的には国民金融公庫という機関があらわれて、こういうことに相なったわけですが、私は、利用される国民の立場に立てばという、この弱気が、こういう結果につながつたと思ひます。が、先ほど申し上げたとおり、私の力不足という一言に尽きるところで、この機会に深く反省いたしておりますことを申し上げて、御理解を得たいと存じます。

○米田委員 大臣からあつさり言われてしまつた後がちよつと言葉が続かないのですが、そうじやなしに、郵政当局や歴代の大蔵省が考えになつた立場というものは、あくまでも郵便貯金を利用する利用者の立場に立つて、国の貯金であるがゆえにせめてこの程度のことはできるし、またしたいということではスタートされたのであらうと私は思ひます。

進学の関係で、最近の父兄の財政上あるいは生活上にいろいろな深刻な負担なり事情が出てくるわけでありまして、見るに耐えかねて、郵便貯金を利用していただく方であるならば、すでにゆうゆうローンもあるわけでありまして、貸付制度もあるわけでありまして、この際もう一歩進めて、せめて進学という目的に沿つた貸付制度を持つた貯金というものをつくろうということだろうと思ひます。が、私はその初心を断固として推進していただきたかつたわけでありまして、途中になりまして政治的な問題が出てくるし、つい政治的な決着をする。結局は中途半端な妥協になつてしまつたということになると思ひます。そういうことが果たしていいのかどうか、そういう点ではやはり問題を投げかけておるのじやないかというように私は思ひます。特に、郵便貯金の場合にはすでに貸し付けのゆう

ゆうローンがあるわけでありまして、目的に沿った貯金制度であるこの進歩ローンがなぜ郵政省に任せられないのか、同じ政府の機関の中で郵政省はそれだけ信用がないのか、信頼がないのかということになるのですが、しかし、これはないとは言えないと思うのです。ないならば何で貯金という金集めをやらせるのかということにもなるわけですが、だから、そこあたりは事務当局を含めて理を詰めていただいて、郵便貯金のサービス精神を曲げないで断固として貫いていただきたかったわけなんですけれども、結果としてはこういうことになったわけでありまして、

そこで私は聞きたいのでありますけれども、大臣、率直に言つてこの状態を制度を創設して、この法案を認めた方がいいたすのでしょうか。私はむしろ逆じゃないかと思うのです。それなら環境が整備されるまで郵政省はやらぬ、中途半端なものについてはやらぬ、そのかわり大臣も答弁されているように市場には民間ベースでもう出ているわけだから、国の機関であるということと国民金融公庫がやる必要は何もないということ、環境が整備されるまで見送つた方がよかつたんじゃないですか。

現に大臣も午前中の御答弁では、果たして利用者があるんだらうかということについて一抹の危惧も持つていらつしやるような答弁もされておるわけでありまして、そういうことからいまして、ある意味では実問題としてこれはメリットというものは非常に弱まっている。これでいきますと、委託される郵便局の側、要するに郵政省の側といいますが、あるいは職員の問題といいますが、そこにただ非常な負担のしわ寄せがされるという面、労働の面でも仕事の面でもあるいは経費の面でもそこに負担がしわ寄せされるということになつてきているだけなんです。私はそんなような気もするわけでありまして、余りメリットがないんじゃないかということなんですけれども、この点については大臣と見解が違ひましようか。御答弁いただきます。

○服部国務大臣 きわめて厳しい御指摘で、どのように答弁すればよいかと非常に迷つていますが、このように御理解をいただけないものでしょうか。

郵政省の立場から考えると先生の御指摘のとおりだ、全く異論を差しはさむ余地はないと私は思うのであります。ただ、利用される方には郵便局の窓口だけで十二分に用を達していただけるようにということがせめてもの救いで、私は最終的に大臣と取り決めたわけでありまして、当初はあて名も国民金融公庫が何かであったが、私はそれはだめだというわけがござつて、その所在地の郵便局長あてに申し込みを受付できる配慮を了解してもらつて、そこで今度は郵便局の窓口でまづめて、早いうちに国民金融公庫に提示いたしまして、事前審査という名のもとで諸手続をとる。それが郵便局に返つてきて、この間は何か利用者に関する書類が完備して提出されたわけですから、立場上の問題から言つたらいろいろ問題はありますが、どうぞひとつとつて国民、利用者側の立場に立つてこの法案の御承認をお願いいたしたいと思ひます。

時代もだんだん変わつてまいりますことでありましようから、そのうちに逐次改善を加えつつ、最終的には理想のものに仕上げていくべきではないかと、現段階ではそのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○米田委員 大臣がおっしゃる通りに、確かに利用者の立場からすれば国民金融公庫まで足を運ばぬでもいいわけでありまして、貸し付けの申し込みをしてあつたら郵便局でいろいろ手順をしてきて、そしてよろしい資格があるということになれば公庫に送つて審査を受けて、貸し出しはまた郵便局の窓口ということになるわけでありまして、大臣のおっしゃることもわからないわけではありまけんけれども、ただ、私はそこで指摘したいのですが、利用者の立場からすると、郵便局で即

決してもらえないわけですね。わかりました、貸しますよ、何月幾日に取りに来てくださいということ、これがもらえないわけですね。預かりましよう、大体いいようですね、私のところではどうにもならぬのですから国民金融公庫へ送ります、私のところはあつせんして、よろしいとなればいづれあなたの方に通知が行きますということ、ちょうどくつの底からかゆいところをかくているようなものであります。窓口までは来て、あるいは貯金の外務員に頼んで説明を聞いて、事情がわかつてそして貸し付け申し込みをして、資格も持つてゐる、貯金もしているということになつておるにもかかわらず、なお、待つてくださいよ、これは最終的には金融公庫へ行つて、そこで審査を受けて、そして貸せるか貸せないかあなたのところへ返事が返つてきますよという、この手ぬるさ、これは郵便局に対する信用にもかかわつてきますよ。

これは利用者の立場からしますと大変時間がかかるわけでありまして、打てば響くという貸し付けの制度になつていないわけでありまして、そういう点ではこれは利用者には大変不満を与えるだろうと私は思ふのであります。したがつて、これは基本的に大臣の言つてゐることについて私はわからないわけじゃないのでありますけれども、利用者の立場からすればそういうなまぬるさを感じるし、かゆいところに手が届かないような制度だということだけは大臣に承知しておいてもらわなければならぬと私は思ひます。

なお、この場合に、郵政職員といいますが、郵便局の側あるいは申し込みを受けた外務員の側はどういう役割りを果たすことになるのですか。

○服部国務大臣 法体系の立場からいけばたてまへは御指摘のとおりだと思ふのですが、私はそこまで申し上げていいかどうか迷つていたんです。が、実質はそうではないと思ふのです。もう郵便局長でほとんど決められるような内容のものであり、きわめて単純な貸し出し形式じやなからうかと思ふのです。

ということとは、二年間に定められた方法で貯金をされて、今度は高校、大学に行く。これはもう予定が決まつてゐるわけですから事前に手続をされる。そこで詐欺行為でも起きない限りは、はつきり言つて国民金融公庫は拒否することができないのです。もし拒否したら大問題で、そんなことをされたら今度は私は黙つて下がらない。こんなものは形式論だと思ふ。これはもうほとんど窓口事務で処理できるという確信を私は持つたから——これは折衝の内容はちよつとあれですが、私はそういう確信を持つたからよからうということになつたわけですから、杞憂されてゐるような深刻な問題ではないと私は受けとめておるのですが、どうぞその点も御理解をお願いしたいと思います。

○高仲政府委員 申し込みがあつた際の貸し付けの問題でございまして、審査は大臣が申し上げましたようにいわば形式的なものであつて、要件を満たしておるということ——要件というのは所定の預金契約に照らしてそのとおり預金していただいておるということですが、それから入学という事実が成就しておるといふこと、これがございませうと自動的に貸し付けるといふことを私どもといたしましては考えておるものでございまして、国民の利便ということから考えました場合、貸し付けの主体が国民金融公庫となつたことによつて利用者の方々に迷惑ないし御損をかけるということとは別段ないものと確信いたしておる次第でございまして。

○米田委員 私の認識があるいは足りないのか知りまけんけれども、この制度でいきますと、まず貸付限度の五十四万は国民金融公庫から借りわけですね。向こうの準備しておる資金の中から借りわけですね。それからなお、預金者が希望すれば、郵政省に積み立ててある分についても、五十四万を限度として、それ以内なら借りられるということですね。そうでしょう。そうだとすれば、郵便貯金から払い戻すのはまさに郵政省限りで処理できますけれども、国民金

したがって、そういう面から言つて、わかりました。おまえさんはもうすぐ間違ひなく貸し出しができますから、大体一週間ぐらいで金融公庫から返ってきますから一週間後のいついつに來てくださいと即決で申込者に答へができるはずはないかと私は思う。やはり、通知が來て、いついつに郵便局へ行つて受け取りなさいということになつてくるだらうと思うのですね。そういうことで私は実は懸念しているわけですが、これはどうですか。

○服部國務大臣　米田先生も御承知のとおりに、これは予定者ですから、たとえば高校、大学に入る目的を持った人に事前に借り入れの申し込みをやつていただき、今度はそれを郵便窓口で適否の選択をいたしまして、この人はこういった経過をたどつて当然借りの資格があるのだという認定をするわけですが、それを国民金融公庫に持ち込むわけで、たてまへは国民金融公庫は決定権を持つてゐることになっております。だから、貸し出しをするまでに高校、大学の入学予定者が決まつてゐるわけですから、ここで枠を設定する。

もとをただせばわれわれが集めた金を、御指摘どおりにこれをわざわざ向こうへ持つていって、ぐるりと回つてまた返つてくるわけですから、なぜそんなめんどくさいことをやるんだと国民は笑つている方もいるであります。しかし、金融体系のもとにおいてはということでこういうややこしい結果を招いたわけでありますから、われわれは御懸念の点は内容に全く万全の措置をしてまいりたいと考えている次第であります。

高仲局長、そういう心配が絶対にないように事務当局としてもこの制度が開かれればそれぞれの郵便局に十分な指導をしておいてもらいたいが、よろしくございますね。

○高仲政府委員　大臣がお答え申し上げましたと

○松本委員長 来ております。  
○米田委員 ひとつお聞かせいただきたいのですが、これはいまだどんな状況にあるかということなんです。

都市銀行あるいは信用組合、農協、労働金庫等いろいろな民間の金融機関です。これにはもう創設されているようでありませうけれども、現状はどういう状態か、中身も若干含めまして聞かせていただきたいし、それからもう一つ聞きたいのは、こういう進学ローンといいますが、こういう制度が、市場で相当満たされているというふうに見えていいから、むしろ、それと、それからもう一つ聞きたいのは、郵便局の窓口でこういう制度が開かれるということについて、もうそういう状態ではなくて十分満たされているんだというお感じかどうか、これをあわせて聞きたい。

またもう一つは、大體今度の制度の場合は貸し付け五十四万で、貯金の方で払い戻し五十四万で、百八万ですね。この程度で言うところの授業料あるいは進學に必要な關係の費用の充足になるかどうかということ、それからもう一つは、こういう制度ができたことによつて逆に授業料の引き上げ等にこれが逆用される危険はないかどうかということですね。

この三つについてお聞かせをいただけませんか。

○石井説明員 第一点でございますが、現在教育ローンの実態がどのようになっているかと、御質問でございますが、これは私どもは都市銀行において行われるものはその大綱については承知しておりますが、それがどれだけのものが教育ローンの融資を受けているかというような実態につきましては、まことに申しわけないのですが掌握しておりません。

それから、第三点の、このことがすなわち私立大学等あるいは国立に関連するのかもわかりませうけれども、授業料の引き上げということに関連して逆作用するのじゃないかという御懸念でございしますが、国立大学につきましては私ども大学局の方で授業料の額は決定して、もちろんこれは予算上の審議を経た上でしているわけでございまして、五十三年度は国立大学の授業料は年額十四万四千円ということになっておりまして、御案内のとおり、対前年度に對しまして約五割のアップをしてここの授業料が決定を見ているわけでございします。国立大学の授業料につきましては、現在、一つは私立大学の授業料と比べてまだ二分の一ということで安いんじゃないかという批判もあります。そういう面からする批判といえますが、そういう指摘もありますが、私どもは、国立大学に入る学生の立場に立つて考えた場合に、こういう金額につきましては今後ともやはりできるだけ引き上げをしない方向で努力すべきだということふうに考えております。

それから、私立大学に関しては、これは私学の高校等も含めましてでございますけれども、授業料につきましては、第一義的にはそういう私

学を営むたし学校法人がその額は決定すべきもので、そのどの辺に決めるかということも第一義的にはやはり学校法人の問題であらうかと思うわけでございます。

ただ、文部省といたしましては、これは管理局というところのセクションになるわけでございしますが、私立大学等に對しましては経常費補助金、それから私立高等学校等に對しましてはやはり経常費の助成補助を行っているわけでございします。こういうものの拡充を通じて私立学校の経営改善に役立ち、そういうことの間接的な効果といまして私立学校等に学ぶ者の学生の負担の軽減を図りたい。これは直接には父兄の負担になろうかと思いますが、そういう負担の軽減を図りたいということでございます。

また、私も、これとあわせてまして私立の大学、高等学校の学生生徒につきましては負担の軽減を図るということで、御案内いたしておりますことと日本育英会を通じて育英奨學事業を行っておりますし、また、四十九年度からは特に私立大学における学生の負担の軽減ということから、私立大学において学校側が入学している学生に對して奨學事業を実施しているとか、あるいは入学一時金の分納制度をやっている場合には、その分納制度につきまして日本私學振興財団を通じて長期融資の制度を始めているということでございます。そういう制度の拡充に努めたいと考えております。

そういうこと等を通じて私學の教育条件の改善を図り、また、私學の充実とあわせて学生の負担の軽減ということに努力しているわけでございまして、今後ともこういう制度が拡充することとはもちろん大事だと思っておりますし、また、御検討されておりますこういう學費ローンも非常に結構なことだと考えるわけでございしますが、こういうことが行われたために私立大学等の授業料の引き上げにつながっていくということがあつてはならないと考えるわけで、私もいろいろ施策を通じてそういうことが起こらないように今

後とも努力すべきだと考えております。

○米田委員 借入受け人の資格について、これも文部省からちよつと見解だけでも聞かせていただきたいと思つておりますけれども、貸し付けを受ける資格要件は高校、高等、短大、大学などの進學者となつてゐるわけなんでありまして、この「など」というのが説明を聞かないとちよつとわからぬのでありますけれども、言ふところの各種学校、これは法人格のものもあるだろうしそうでないものもあると思うのでありますけれども、各種学校等は一体この「など」の中には含まれてゐるのか。「など」の意味は何かということなんですが、これは郵政省としていままで折衝してきた段階でどういふうに理解をしておるのか。

それから、文部省としても、この「など」といふ言葉の中に各種学校が当然入り得る、入つてゐると見ていらつしやるかどうか、これをひとつ両方からお聞かせいただきたい。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。国民金融公庫法の一部改正法律案におきまして、先生の御指摘のように「学校教育法による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設」となつておりまして、「その他これらに準ずる教育施設」の内容につきましては政令によつて定めることとなつております。

私も、これとあわせて理解いたしておりますのは、この政令には盲学校、ろう学校、養護学校の高等部が定められるものと考へておりますが、先生がおつしやいます専修学校及び各種学校につきましては、これを含めると余りに広範に及び過ぎると思へるのでございします。

いまのところ、私も、これはまた大蔵當局としても同じことであらうと思ひますが、各種学校のすべてに至るまでこれを含めるといふことは考へておらない次第でございします。○石井説明員 これは郵政省で御検討なさつていただひいることと考へますので私もコメントすることはなかなかむづかしいわけでございしますけれども、ただ、現在、日本育英会の奨學制

度といひますものは、ただいま局長さんから御説明があつた範圍の學校に日本育英会の奨學金を貸与してございまして、各種學校は含めておりません。多分それと同じ理由に基づくものだと考へております。

○米田委員 貯金局長にお聞かいたしますが、この制度が扱われる郵便局には簡易郵便局は含まれないように私は聞いてゐるのですけれども、事実かどうか。

私とすれば、郵政省がちゃんと法律で定めた窓口として機能させてゐるわけでありまして、簡易郵便局にも取り扱ひをさせて、手近に、しかも山村僻地にこれが行き渡るような配慮をすべきではないかと思つておりますが、この点についてはどういふ御見解でしょうか。

○高仲政府委員 簡易郵便局は先生の御承知のとおり一人の事務員を基準にしてやつてございまして、それ以内のものということになつてございまして、現在すでに相當程度の事務が行われております。

しかも、この進學積立貯金及びそれに関連する事務手続は、単純なるいままでの事務に比べまして少し複雑でございしますので、私も、こゝにいたしましては、さしむき簡易郵便局にはこれを行わせるのは適當ではないのではないかと考へておる次第でございします。

○米田委員 これは議論はしません。次に、大臣にお聞きしておきたいのであります。最近特に貯金の關係では、これまで脱税その他犯罪の面で指弾を受けてゐるわけであります。大臣は十分厳しくこの対策について部内指導を強めていらつしやるようにも聞いておりますが、いづれにいたしましても、脱税を郵便局が補助するような、あるいは郵政職員が補助するようなことは何としても許されないと、断固としてこれは排除していかなければならない問題だと私は思ふのでございします。

一連の脱税問題あるいは犯罪対策等について、この際郵便貯金の威信を回復するためにも大臣はどのような措置や対策を考へていらつしやるのか、大臣の姿勢とあわせて最後に一言聞いておきたいと思ひます。

か、大臣の姿勢とあわせて最後に一言聞いておきたいと思ひます。

○服部國務大臣 かつて、大阪国税局管内で、京都の郵便局でそういった問題があつたように報道されて、私は早速貯金局長に命じてその実態の調査をさせました。あわせて大蔵大臣に、同じ政府部内で何の連絡もなしにあらひつた情報を新聞社に提供するということは全く遺憾にたえない、正すべきは當然正すわけであるからなせ事前連絡をしなければならぬことを申し入れたところ、大蔵大臣は、三日間余裕をくれ、すぐに実態を調べてお答え申し上げるということで三日後の会谈を約束しまして、三日後にあらひつた事実が全くないという回答がありました。そして、あわせて今後のこういった問題の処理についての打ち合わせをいたしました。と申しますのは、万が一にもこういった事態が発生した場合には、調査に行く相手局長に調査内容の実態を必ず事前に報告をし打ち合わせをして調査に協力を願うという方針の確立をお約束いたしました。

きわめて一部の、一つの新聞にあひつた発表がありました。現在に至るもその実態をつかむことはできておりません。ということとは、それはなほという大蔵當局の言明でありますので、この点御理解を願ひたいと思ひます。

しかし、御指摘のとおりになつてゐる問題は、新聞関連は事実であつても他にまだあるわけでありまして。言うならば、私は、各局または担当者、名寄せの強化を図るとして、脱税補助まがいのことは断じてやつてはならない、無理なことはやめてくれ、ともかく無理な募集は厳に慎むべきであつて、国営事業の權威を失墜するがごときことは許されないと、あくまでも国民から信頼される郵政業務でなくてはならないということを強く指示いたしてございします。一部の不心得者のために多数の職員が同一視されるようなことがあつてはならないという強い指示をいたしまして、最近では大体そういった方向に安定しつつあると理解いたしておる次第でございします。

新聞関連は事実であつても他にまだあるわけでありまして。言うならば、私は、各局または担当者、名寄せの強化を図るとして、脱税補助まがいのことは断じてやつてはならない、無理なことはやめてくれ、ともかく無理な募集は厳に慎むべきであつて、国営事業の權威を失墜するがごときことは許されないと、あくまでも国民から信頼される郵政業務でなくてはならないということを強く指示いたしてございします。一部の不心得者のために多数の職員が同一視されるようなことがあつてはならないという強い指示をいたしまして、最近では大体そういった方向に安定しつつあると理解いたしておる次第でございします。

○米田委員 終わります。

○松本委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 まず、最初に、大臣に教育ということについてお尋ねをしてみたいと思います。将来のこの日本を担っていく青少年の教育というものについて、基本的にとのようには大臣はお考えになっているのか。未来を持つ青少年の教育というものについては国家に重大なる責任があると思はれますが、大臣のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○服部国務大臣 次代を背負ってつばな国づくりをしていただくためには、まず教育の充実を図らねばなりません。それは国家社会の責任においてこの確立を図るべきであると考えている次第でございます。

○田中(昭)委員 日本の将来の重大な役目を果たす教育については、いま大臣がお述べになったことは間違いないことと思いますが、そういう教育というものに対する国家の一つの使命の遂行といひますか、教育環境の整備といひますか、そういうことについてはどのようにお考えになつておりますか。

○服部国務大臣 教育環境の整備ということになりますとちよつと私の所管外のような気がいたしますが、ただ、成人した日本人の一人という立場から考えると、最も恵まれた環境のもとですべての子弟が等しく勉学に励む場をつくるべきであると、私はかように考える次第でございます。

○田中(昭)委員 その国民のすべての有能な子弟が教育を受ける場合に、現状では大変な金がかかるということ、このたびのいわゆる進学ローンというものが国民の強い要望もあつて制度化したとは思ふわけですが、問題は、そういう背景のもとでのこの新しい制度の内容そのものでございませう。その制度といひますか、そういうものが教育というものに大きな手助けとなるならばやはりつばなものをつくらなければならぬ、それが国をあずかる指導者の責任であらう、このように私は思ふわけでありませう。

そこで、今度提案になりました郵便貯金の積み立てによるいわゆる教育ローンでございますが、これはいままでも議論されましたように、郵政省がこの問題を考え、制度の発足を進めたわけでございますが、この教育費用の融資を受けるための決定権といひますか、そういうものが郵政大臣にはないようございませうか、大臣、これでいいのでしょうか。いかがでしょうか。

○服部国務大臣 先ほど来各先生方に私の力の不足ということも披露いたしました。深く反省はいたしておりますと申し上げておりますとおりで、これでありつばな制度であるとは決して私は考えておりませう。

しかし、そのときの事態から考えて万やむを得ないという結論に相なつたわけでございます、先ほど来の米田先生との議論の中で田中先生も聞いたいたしておりましたので、何とぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 細かい内容の点について入つてまいります。

まず、最初に、積立期間が一年から三年ということになつておりますが、高校、大学に進学しようとする希望を持っておる各家庭では、その以前に早くから目標を立てておると思うわけですが、そういう人々にはこの制度がやはり有効に働かなければならない。ですから、早くから高校、大学への進学を希望しておる人々たちに利用してもらいたいということもこの制度の一つの目的であらうと思ひます。

そういうことから考えますと、この積立期間が三年以内というのはちよつと短過ぎるのではないかと、せめてこの二倍の長さの六年ぐらゐにしてやるのが最適ではなからうかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。

先生の御指摘のように、子弟の入学という事実が突如として降つてわくわけではなくて、あらかじめ想定されるわけでございますが、従来の姿でございますと、その想定される時期に向けてすべ

て家計の中から必要な額を工面しておつたということでございますが、最近の入学関係経費の増高に對して便宜を計らうためにそれを半分でとどめ、残りの半分は御融通いたすということ、家計に与える衝撃をやわらげるといふ趣旨からこの制度は立てたものでございませう。

理想論から申しますれば確かに先生おっしゃるような点もあらうかと思ひますが、こうした点から私どももいたしましては、三年、つまり中学に入学したときにすぐに高校入学に備える、あるいは高校に入学してその時点から大学入学に備えるということは、大体的に計画的な積み立てという点から見ても実情に即するものではなからうかと考えてそのように取り計らつた次第でございます。

○田中(昭)委員 これは返済期間との関係も出てくるわけですが、いま局長から御答弁をいただいたような、そういう標準的な人ももちろんおられるでしょうが、しかし、庶民の中には本当にもう食うのが精いっぱいだという人がいるわけですね。たとえば具体的に言えば母子家庭というやうな環境の方ですが、そういう方の子供で本当に進学の希望を持っておるというやうな人は、この積み立ての期間と同時に積み立ての金額というものも考えてやらなければならぬのではなからうかと思ふのです。

三年間といひましても、食うか食わないかでやつてゐる人が仮に月一萬円の積立貯金をしてみても、三年間で三十六萬円でしょう。それでは高校から大学まで行くというやうな人の入学の際に必要な金も——そういう人こそ細かく積み立てていってでも進学に備えようという気持ちがある——と私は思ふのですが、大臣、そういう庶民のぎりぎりの人たちがこの制度を利用するということについてどう思はれますか。

○服部国務大臣 端的に申し上げますとそういう現実態にふさわしくない制度であつた。こういうことを所管大臣が申し上げることは大変なことですが、これはもう私の性格だから……

私は大蔵当局と折衝いたしまして、これで原案より長くしたわけなんです。私は田中先生と同様に、これはもう六年でも十年でも十二年でも長いほどいいと思ふのです。先ほどうちの局長が答えたとおり、これは突然起きる問題じゃなくて、いつという予定のコースなんです。しかし、なかなかそうはいくはかどらないで、やつと思ひで三年、返済は在学期間一年据置きというやうに持つてまいりました。

私はこの制度をつくつて、良心的に非常に苦しんでおります。先ほど話がありましたが、果たしてどれだけの利用者があるか、高校へ三年間行くために一生懸命三年間貯金して借りて、また今度は三年間で返す、それじゃこの子は大学に行けないということになるのです。そういうことは現実問題としてさらに続けられる問題じゃありません。言うならばいいかつこのものをつくつたというだけにすぎないで、本当に利用する方のために私は非常に深刻に悩んでおります。

しかし、いまこまでたどり、この新しい制度の創設に意義があると自分で自分を慰めながら、時間をかけてこの改善を先生方の協力をいただいて図つていって、本当の進学ローンの意義ある内容に仕上げてまいりたいというのが私のせめてもの念願であるといふところでございませう。

○田中(昭)委員 大臣が大変御努力をなされ、心配をされた面は私もわかるのですが、それだからといって、端的に言えば内容が余りよくなくてもやるのだといふことはちよつとどうかと私は思ふのです。やはり法律でございませうから、その前に郵政省がこういう考え方をしたと——すぐ後には、民間等においてはもうその制度が始まつておりますね。そうしますと、制度が発足することによつて利用できるやうな人は、この制度が確定していく前に民間等においても利用されておるということも考えられる。

そうすると、郵便貯金が零細な庶民から集まつた貯金であるならば、郵便貯金法の定めるところによつてみても、その目的とするところにおいて、いま大臣が言われたやうに積立期間も長くし

た方がいいというお考えであれば、そういう考えでりつぱな制度としても一遍出し直すか何かしなければいけないのじゃないかという気持ちも私はするのですが、いかがでしょうか。

○服部国務大臣 田中先生、本日は私の性格から言くとそのとおりですと言いたいのですよ。もう一遍一から皆さん方に御努力願いたいと言いたい気持ちなんです、先ほども申し上げたとおりはなはだ勝手な言い分ですが、このたびは創設することに意義があるということで、劈頭の御指摘のとおり、次代を背負う子弟であり、国の宝であるすべての子弟に十二分なよい環境のもとに教育の場を与えるというわれわれの責任から言ったらおおよそ縁遠い実態であるということも私は十分理解をいたしております。

しかし、いろいろと検討の結果先生方の御協力もいたして、その当初の考え方よりか何はか前進したことはもう事実でございますし、また、金利の問題についても、一般市中銀行よりかなり低位にあることも御理解をいただいていると思うのであります、まずこの法案を御理解をいただいで成立させていたいで、また内容の改善に取り組みことも一つの手段ではなからうかと、かように考えますのでどうぞ御協力を賜りたいと存じます。

○田中(昭)委員 大臣の方から金利という話も出ましたが、金利の問題については後で大蔵大臣にも御出席をいただいでお尋ねする時間が与えられておりますが、その積立期間の問題とか、それから積立金の一回一万円以上四万円以内とかいうような問題は、これは与野党ともにここで一応合意ができる問題だと私は思うのですよ。そうであるならば、そんな法律の根本的な問題にまでかわるわけではありませんか、ただ制度のわずかな修正なり手直しで済むわけですから、そういうことでなければこの法案の結を見ることはできないんじゃないかということを私は申し上げておきます。

その次に、いまの金利の問題に入りますが、金利は一応預ける金利と貸し出す金利とありましようが、まず預ける金利です。今度金利の引き下げがさらに行われたわけでございますが、この進学積立貯金では当初二年を超えて三・四八%ですか、三分四厘八毛、二年以下で三分二厘四毛というふうになっておったと思いますが、これは今度の金利改定でどのように変わりますか。

○高仲政府委員 当初の予定といたしましては先生がおっしゃられたとおりの数字でございます。今般の金利の引き下げは原則として〇・七五下げということになっておりますが、私どもの予定といたしましては〇・六〇下げで、一年以上二年以内のものは二・六四%、二年を超え三年以内のものは二・八八%、すなわち一般の積立貯金よりは若干低位のところを抑えたという形にいたしております。

○田中(昭)委員 いまお聞きしますと、二年超のもの二・八八%、二年以下のもので二・六四%ということでございますが、やはり、こういう客細な預金を出費に備えようという性質のものでございまして、預金したものは金利の引き下げによって引き下げるというようなことは貯金法の命ずるところではなからうと思ひます。引き下げてはならないと思ひます。

参考のために聞いておきますが、この利子が住宅積み立ての定額の六カ月のものより低い金利になつておりますが、これはどういう理由ですか。それと、そうであればこの積立期間に応じて定額並みの金利にできないのかどうか。その点をお聞かせ願ひます。

○高仲政府委員 この進学積立貯金の金利につきまして決めたわけでございます。たとえば二年を超えて三年以内のものが二・八八%と申し上げましたが、積立貯金は二年でございますが、これが三%でございます、〇・一二%の差を設けたものでございまして。

なお、進学積立貯金を行ったが借り入れなかったという場合につきましては、二年のものにつきましては、二年の積立貯金と同じ三%の金利ということをやいま考えておる次第でございます。

二年未満のものはそれより若干低く、二年を超えてのものは一般の積立貯金より若干高く、こういうことで一般の積立貯金との均衡ということを考えて設定しようとしておる次第でございます。

定額貯金の金利との均衡という問題でございますが、その点につきましては、類似の商品であるところの積立貯金の方を私どもは頭に置いて考えたものでございまして、予定いたしましたおる次第でございます。

○田中(昭)委員 次に、これは大蔵省からでもいいのですが、先ほども言いましたように、貸付期間が据え置き期間も含めて四年ということでございますが、こういう融資を受けるというのには親族はもちろん本人に返済させるというのがやはり原則ではなからうかと私は思ひます。そういうことを考えれば、本人が大学を卒業してからも、一定期間の据え置きを置きながら返済をさせるという制度にすべきであらうと思ひます。そうすれば、卒業後三年というのはいさよと短いのではないかとと思ひますが、本人に返済させるということであればもう少し返済期間を延ばすのが妥当ではないでしょうか。これはいかがなものでしょうか。

○藤田説明員 この進学ローンの返済期間の問題でございますけれども、御指摘のように、本人返済という形になれば、大学を卒業した後に本人が返済能力を持つまでの間ということになりますので、長期にわたるといふことは当然であらうかとと思ひます。

しかし、私どもがこの制度を考えましたのは、子弟が進学いたしましたときに一時的に両親なり親族なりに多大な負担がかかるので、その負担を軽減して差し上げようではないかというのが今回の進学資金貸付制度の趣旨でございます。したがって、われわれとしては、そういう一時的な負担を軽減するという観点から申しますと、在学中、すなわち四年の間くらいには返済をしていた

だいてもいいのではないかと申すように考えているわけでございます。また、御承知のように貸付限度額も五十万ないし五十四万という形で、その巨額なものではございませんし、四年間の返済期間というのは必ずしも負担にはならないのではないかと申すように考えております。

そういうふうな考えました場合でも、もちろん返済期間は長ければ長いほど借入れの負担軽減という意味においては非常に役立つと思ひますけれども、同時に、この資金は郵便貯金を原資といたします資金運用部の資金でございますので、われわれはこれをなるべく回転させて効率的に運用すべき立場にも置かれておるわけでございまして、そういうこともろろの点を考えて現在の期間を設定したわけでございまして、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 了承できないから聞いておるわけですが、了承しろということですが、財政資金云々とか言うのですけれども、郵便貯金はその借りた分だけは前もって積み立てておるわけでしょう。それは回転していくんだから、そんな理屈は成り立たぬですよ。

大臣、この制度は余りよくないと思つておられるのにまた聞くのは何ですけれども、先ほどの教育に対する大臣の基本的なお考えから見れば、それがどんなに入学のときの一時金であらうとも、それはもちろん両親もですけれども、親族もですけれども、本人にも返させるといふ意味において、は確かに長い方がいい。そして、その期限がどうというよりも、本人に返させるのがいいと思ひますが、いかがでしょうか。

○服部国務大臣 これは一時的な出費の苦しみを軽減するという立場からスタートしたとなれば、またこれは話がおのずから変わってくるわけですが、田中先生のように、この大切なわれわれの祖国を将来背負つて立つ子供にいい教育の場を与えるという立場から考えれば、これはまたおのずから答えが変わつて出てくるわけであります。私が先ほどから申し上げておるのとおり、両方を



うまく生かすための立場をとって考えましても、これは決していい内容のものではありません。ただ、初めからいってばなものをのり上げて、国民に御満足がいただけるようなものはないかなと、きませんが、一時的な出資の軽減と、また、学問の機会均等という立場ですべての子供に、勉学の場を提供するという趣旨にも生かせるように、

今後は精力的に内容的改善を図る努力を払って、いかに有意義があるんじゃないでしょうかとお願いを申し上げます。いかでございまして、完璧なものをつくることも大変いいこととありますが、このしやばというところはなかなかむずかしいところと、いって理想どおりにはいらない。われわれは苦しみ悩みもあるわけでございまして、この点でもできれば御理解をいただき、今後皆さまでともによりよい内容のものを仕上げることに力点を置いていただくなりば大変ありがたいことだと思ひます。

○田中昭委員 今度は融資するときの貸付金利ですが、これは大体七・六%ですか、そういうふう聞いておりますが、今度幾らぐらいいになりますか。

○藤田説明員 金利につきましては、七・六%というのは三月までの金利でございまして、先般の長期金利の引き下げに伴いまして、現在では七・一%ということになっております。

したがって、現行の金利水準で申し上げますと、この進学ローンに適用されます金利は七・一%ということになります。

○田中昭委員 大臣、これはすべては大蔵省サイドで動いておることですね。先ほど私は預金の方はこの積立貯金ぐらいいは下げるという趣旨で言ったが、ところが、局長の方からは預金の方は〇・六%下げました、今度は貸し付けの方は〇・五%しか下げませんというふうには、何でも大蔵省サイドばかりです。そういうことでは世の中は成り立たないのです。教育はできないのです。何でも金の上積みさえできればいいというふうなもの、考え方政治家はなつてはならないと私は

思うのです。それは朝から指摘されておるとおりです。

大臣、これは制度が悪いにしても、そういうときはより悪くするのはよくよくして、わなければ困る。そういう意味において、教育の費用なんというのは国家がやるとすれば、教育の利子、無担保でやってもいいと思うのですが、どうでしょうか。今度制度が足したから、いままうでなくとも、この次には無利子で貸し付けるといふことはできないですか。いかがですか。

○服部国務大臣 私もうやりたいですね。郵政大臣は、すばらしい政策を樹立したと言われたのですが、なかなかそううまくいらないところを非常に残念に思っております。

ただ、こんなことを言つてはまたおしかりを受けるかもしれませんけれども、これはこれなりに育てて、育英資金の整備拡充こそわれわれ政治家が真剣に取り組むべき問題だということを最近私は特に痛感いたしております。郵政省所管で何かこういふことを思い切つてやることは

ないかと私は模索いたしております。

そこで、田中先生、先ほど来の御指摘のとおり、われわれ政治家はすばらしい国づくりのためには、いかに教育をしなければならないという立場をお互いが理解できているわけでありまして、まずこれをとおししたいので、また違った立場で、グループ活動でもいいからお互いがそういう問題に取り組んで大いにやりたいと思つていますので、このたびお願い申し上げます。

○田中昭委員 文部省にお聞きますけれども、先ほど私はこの教育ローンが貧困者並びに母子家庭等においては利用できないのじゃないかと申し上げたわけですが、その気持ちは大臣にもわかってもらつたのですが、いま文部省で母子福祉貸し付けという名前で行つておられます修学資金の貸し付けはどういう内容で何年ぐらいいの償還で、利子を取つておるか取つておらないのか、そういう面をお述べいただきたいと思ひます。

○石井説明員 ただいま先生から母子福祉資金の修学資金のことでお尋ねがありましたけれども、これは厚生省の所管でございまして、私の方の關係で申し上げますと……(田中昭委員)それは厚生省の關係ですか(と呼ぶ)はい。

○田中昭委員 では、厚生省からその点を答えてください。

○川崎説明員 母子福祉資金の關係でお答え申し上げます。

ただいまの御質問にございまして母子家庭の経済的自立その他の目的で設けております母子福祉資金貸付制度の中に修学という制度がございまして、現在、高等学校の場合は限度額月額七千円、大学の場合は月額一万四千円、償還期限は二十年、利子は無利子という内容で、その中身は日本育英会の育英資金に準じた内容でございまして、ただいま申し上げました限度額につきましては、育英会の育英資金に準じて、本年度におきまして改善すべく現在検討中でございまして、

○田中昭委員 いまの御説明のように月に七千円、特別の場合は九千円、大学も特別の場合に一万七千円、これは相当な金額で、年間二十万円以上の金額になるわけですが、こういうものを二十年間無利子で出している。先ほど私は、貯金の場合は〇・六%下げて貸す方はなせ〇・五%しか下げないのかと言つたわけですが、そういうこととこういう施策とは同じ政府のやることにおいて全然整合性がないじゃないですか。

大蔵省は、貯金の方は〇・六%下げたような状況のもとで、貸付利子はという理由で〇・五%しか下げないのですか。まず、それを説明してください。

○藤田説明員 お答え申し上げます。

貸付金利の点につきましては、われわれは公庫の金利体系あるいは民間の金利水準といったものを勘案して決めるということを考へておるわけでございまして。したがって、当然のことながら、預金金利が下らない場合であっても一般の金利水準が下れば公庫の貸付金利も下げるとい

うことになるわけでございまして。事実、私どもの調べている限りでも預金金利水準は下がっているわけでございまして、たまたま今回の金利改定をとりまして、長期金利の水準の改定幅が預金金利の改定幅よりも小さかつたというところは事実でございまして、一般的に見ますと預金金利以上の長期金利の引き下げを行つておるわけでござい

ます。預金金利は確かに貸し付けの原資になるものでございましてけれども、貸付金利の方はそのときどきの資金需給、金融情勢によつて決まるわけでございまして、これは国民金融公庫の貸付金利でございまして、預金金利水準よりもむしろ貸付金利水準の動きに応じて決まつていくべきものではないかと私は考へておるわけでござい

ます。したがって、今回たまたま先生の御指摘のようなことにはなつておりますけれども、今後ともにそうなるかと申しますと、必ずしもそうはならないんじゃないかと申すに私は思つてござい

ます。○田中昭委員 そういうことでは私はちよつと納得ができません。

次に移りますが、午前中の阿部委員の質問で、郵便貯金積み立ての教育ローンの保証人の問題が出ておりましたが、まず、国金が融資します小口融資は保証人は要るのですか。

○藤田説明員 保証人を一名つけていただくつもりでございまして。

○田中昭委員 そうしますと、先ほどのやりとりでは今後は保証人は要らない方向で検討するといふお話でしたが、国金の融資についてもそのように考へてよろしいでしょうか。

○藤田説明員 たとえば住宅公庫その他のケースについて申し上げますと、保証人を立てるかかりに保証機関を設けて、その保証機関の保証で足りるという仕組みをつくつておることもござい

し付けの運営あるいはまた運営に至るまでの今後の検討期間におきまして、そういった保証機関のようものが可能かどうか、また必要かどうかという点について現在でも検討中でございますけれども、引き続き検討してまいる所存でございます。

○田中(昭)委員 大蔵省は郵政大臣がきょう答弁したことを素直に聞いてくれればいいのです。午前中の議論を聞いていても私は思ったのですが、いまごろ五十万円ぐらいの進学のための一時金を借り入れるのに保証人をとるなんというの

は、それこそ本当におかしなものだと思ふのです。そこで、大臣としてはこの問題についてはとらない方向で検討するという御答弁があつたと思うのですが、これは郵便貯金を半額積み立てるので

すから、そういう人にまた保証人を求めるなんということは、私はいま母子家庭の問題に触れましてたけれども、それじゃ母子家庭の場合に本人が借りてお母さんが保証人になつてもいいという解釈をするのか。それとも第三者の保証人は要らない

というようにするのか。これはもう一回大臣から、郵便貯金の融資については保証人は要らないんだと明確に御答弁をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○服部国務大臣 私が朝の阿部先生の御指摘に答えたのは、当然保証人のない貸し付けはしたい、しかし原資は郵便貯金であつて、この貯金者を守る義務もわれわれにはある、言うならば借りたものは返さねばならないという責任を持つてもらうことがまず大切だ、こういうことであります。

しかし現実にも余りにもそぐわないではないかと申されますと私もその気になります、しかしらばそのまま保証人なしで結構だと言へるかという

と、田中先生、これはまたそれは言えないわけでは、やはりそれにかわる何かの制度を考えねばならない。しかし、そのくだりで、この利用者が果たしてどの程度あるかという点で私はいま非常に危惧いたしております。民間金融機関を見ましても、件数、貸付金額から言つても大したことは

ないのです。しかし、これはあの制度発足の年でありますから一律にこれはということも早計であることもわかりますが、全民間金融機関であれだけの金額であれだけの件数であれば、この国金を通じて貸し付けを始める郵政省の窓口で扱う進学ローンの件数から言つたら、別途保証会社的なものをつくることもこれまた大変な問題がある。私はこの点を危惧するわけでございます。

そこで、阿部先生には確かにこのように答えたと思うのでありますが、まずこれで発足させてください。それとあわせて、もちろんいまから準備に入りませんが、どういふものか、どういふ機構をつくるかということは大蔵当局とも国金ともあわせて協議を進めていく用意はいたしておりますが、しかし、発足してその実態をつかんで、その実態にふさわしい制度を考えねばならない。

言うならば、まず一時的な出費の負担を軽減してすべての子弟に教育の場を広く提供するためのこの制度であつて、田中先生、また新しくきてくる制度にはおのずから変わりが起きてくるわけなんです。政府が一般財源から利子補給をするとか、また経費をある程度負担するとかいうことも考えねばならない場合があるかもしれません。そういうことを検討するために実態をつかむ必要があり

ますのでしばらく時間をかけてくださいと、このように答えた私は記憶いたしますが、どうぞこの点も御理解を願ひたいと存じます。

○田中(昭)委員 それは朝の答弁から少し後退しているように私は受け取るのです。ほかの民間金融機関も保証人は要らない、国金の方も最初

は要らないというふうな感じで私は聞いておつたわけです。借りる額と同じ額を積み立てているのですから、積み立てた人は当然払えるといひますか、払つていこうという意思はあるのだから、そういう人に社会の混乱を起こすような第三者の保証人は要らないじゃないかというのが阿部委員の質問だつたと思うのです。それに対して何回もやりとりがあつて、事務当局のお答えではそういう保証人は要りますというのだから、それではだめ

だということ、あなたとのこそ話の上で、郵便貯金については保証人はやめる方向で検討しますというように私は聞いたのですが、私の間違ひでしたかね。それではその辺はよく議事録を調べてもう一遍問題にしたいと思ひます。そして質問時間制限もありますからあとに譲ります。

そこで、今度はゆうゆうローンの限度額引き上げでございますが、これはもう三十万から五十万というのが現在の情勢の中では当然だろうと思ひます。しかし、これもまた、いまのような、最初に十萬円のゆうゆうローンをつつたときと同じような半年間の返済期間というようなことじゃ実態に合わないと思ひます。利用者のことを考えれば、これも期間の延長と分割返済等が当然であろうと思ひますが、いかがでしょうか。

○高仲政府委員 先生も御案内のとおり、もと

とこのゆうゆうローンというのは、短期の金の必要に際して、長く置けば置くほど有利になる定額貯金を中途でおろすなりあるいは据え置き期間中におろすなりして不利益をこうむらないように、預金が継続できるようにという趣旨でつくつたものでございまして、御案内のとおり、貸し付けの利子も、定額貯金を担保にした場合でござい

ますので、定額貯金に付してある利子にプラス〇・二五％という利子でございまして、長く借りるといふことならばむしろおろす方が便利になるといふ面もござい

ます。そういう制度発足のときからの本旨に照らしまして、借入期間については六カ月という線をそのまま踏襲いたしておる次第でござい

ます。○田中(昭)委員 次に、先ほどもちよつと出ておりました、総額制限の問題ですね。三百万の問題です。これは今回の金利引き下げの審議会においても引き上げるべきであるという要望があつたように聞いております。これはまた聞か

たように聞いております。これはまた聞かたに大臣の答弁が後退するようじゃありませんか。確認の意味で申し上げておきますが、先ほど五百万ということでありましたが、私は、五百万の制限額引き上げは当然次の提案時期には実施できると

いう、こういう強い大臣の御決意と確信のほどを聞いておきたいのですが、いかがでしょうか。

○服部国務大臣 田中先生も御承知のとおり、五十三年度の予算編成時にも五百万円の限度額引き上げを強く要望いたしました。これは御案内のとおりであります。しかし、大蔵省の査定で三百万に据え置きということに相なつたわけであり

ますが、郵政審議会の答申にもございまして、私は当然答申の趣旨を尊重せねばならない立場でありますから、五十三年度は残念ながら実現を見ることはできませんでしたが、当然今後も精力的に大蔵省に働きかけて、理解を得て、きわめて早い時期に実現するべく最善の努力を払い、かように考えている次第でござい

ます。○田中(昭)委員 この制限額と今度の新しい進学ローンを目的にした積立金の額は、これは制限額総枠の別枠というふうな取り扱ひをするのですか。どうですか。

○高仲政府委員 この点は内枠と考へております。すなわち、三百万円すでに預金があるということとございまして、特に非常に特殊な学校に入るという場合は別といたしまして、一般の高校、大学等の入学について特に借り入れを行うまでのことはないのでないかと考へてから一応内枠として考へておるのでござい

ますが、大臣がお答えになりましたように、総額制限の問題は総額制限の問題として、別途大臣の意を体して実現方に今後努力してまいりたいと考へておる次第でござい

ます。○田中(昭)委員 大臣、これは当然別枠として努力してやらねと、内枠で努力するのだつたらいまより悪くなるわけです。三百万も貯金する人は教育費の融資なんか要らぬじゃないかという、そういう議論も成り立ちますけれども、それはそれで別として、現在三百万円の制限枠があるのですから、その内枠ということになれば、それこそ二百五十万ですかに下がるわけですからね。そういうことのないようにこれはひとつ別枠としてやつてもらいたいが、この法律が施行されて実

に適用になるのは先でございましょうから、そのときまでには制限額の方を上げるのか、別枠として考えるのか、どちらの方向でいかれるのか、そのお見通しがあればお聞かせ願いたい。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。私といたしましては、五月、九月のときに比べまして低目に出ておられるはいかなる理由か、今後よく分析しなければならぬと考えておるのでございまして、数字的に申し上げますと、昨年の四月一日から四月二十五日までの純増加は三千三百億、対前年一四四％でございます。それに比べまして五十三年度四月一日から二十五日までの対前年同期の伸びが五千四百四十四億、一五六％、対前年五六％は伸びておるのでございます。

○田中(昭)委員 勉強というのはどちらの方向で勉強なさるのですか。別枠として見る方向で勉強なさるのですか。

○服部国務大臣 ゆめゆめ利用者が不利に陥らないようにしたいと考えております。

○田中(昭)委員 郵便貯金者に一番打撃を与えるこの金利の引き下げのことについては最後になつたわけですが、一年間に三回も金利を下げるという問題がここで大きく論じられて大変な議論もされたわけですが、現実にはけさほどから議論があつたように一昨日から郵便貯金の金利が下がつたということですが、いままでは金利が下がることは、いわゆる駆け込み預金といふますか、そういうことで郵便局の窓口は大変混乱したが、ところが今度は、聞くところによりますと、二十四日、最後の日には郵便局の窓口は閑散としておつたというふうに聞いております。そういうふうには報道もなされておりましたが、この事態はどういうふうになつておるのか、わかつておりますか。おおよそのことでも結構ですから言つてくださいます。

○高仲政府委員 私どもは、日々の業務の取り扱ひにつきまして、その速報値を持つておるわけでございまして、この利下げ前しばらくの間の状況を見ておりましたが、従前のような急激な定期郵便貯金等の伸びというものは今回は余り目立っておりません。ただ、平常月に比べて若干はふえておりますが、いわゆる従前のような形にはなっておりませんと理解しております。

○田中(昭)委員 過去には、金利が下がる前日には郵便局への駆け込み預金で大変な大混乱だった。ところが、いまの説明のとおり今度は平常と変わらなかつたということですが、この理由はどのようなことだと大臣はお考えになつておりますか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。私といたしましては、五月、九月のときに比べまして低目に出ておられるはいかなる理由か、今後よく分析しなければならぬと考えておるのでございまして、数字的に申し上げますと、昨年の四月一日から四月二十五日までの純増加は三千三百億、対前年一四四％でございます。それに比べまして五十三年度四月一日から二十五日までの対前年同期の伸びが五千四百四十四億、一五六％、対前年五六％は伸びておるのでございます。

○田中(昭)委員 郵便貯金者に一番打撃を与えるこの金利の引き下げのことについては最後になつたわけですが、一年間に三回も金利を下げるという問題がここで大きく論じられて大変な議論もされたわけですが、現実にはけさほどから議論があつたように一昨日から郵便貯金の金利が下がつたということですが、いままでは金利が下がることは、いわゆる駆け込み預金といふますか、そういうことで郵便局の窓口は大変混乱したが、ところが今度は、聞くところによりますと、二十四日、最後の日には郵便局の窓口は閑散としておつたというふうに聞いております。そういうふうには報道もなされておりましたが、この事態はどういうふうになつておるのか、わかつておりますか。おおよそのことでも結構ですから言つてくださいます。

○高仲政府委員 私どもは、日々の業務の取り扱ひにつきまして、その速報値を持つておるわけでございまして、この利下げ前しばらくの間の状況を見ておりましたが、従前のような急激な定期郵便貯金等の伸びというものは今回は余り目立っておりません。ただ、平常月に比べて若干はふえておりますが、いわゆる従前のような形にはなっておりませんと理解しております。

○田中(昭)委員 過去には、金利が下がる前日には郵便局への駆け込み預金で大変な大混乱だった。ところが、いまの説明のとおり今度は平常と変わらなかつたということですが、この理由はどのようなことだと大臣はお考えになつておりますか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。私といたしましては、五月、九月のときに比べまして低目に出ておられるはいかなる理由か、今後よく分析しなければならぬと考えておるのでございまして、数字的に申し上げますと、昨年の四月一日から四月二十五日までの純増加は三千三百億、対前年一四四％でございます。それに比べまして五十三年度四月一日から二十五日までの対前年同期の伸びが五千四百四十四億、一五六％、対前年五六％は伸びておるのでございます。

○田中(昭)委員 郵便貯金者に一番打撃を与えるこの金利の引き下げのことについては最後になつたわけですが、一年間に三回も金利を下げるという問題がここで大きく論じられて大変な議論もされたわけですが、現実にはけさほどから議論があつたように一昨日から郵便貯金の金利が下がつたということですが、いままでは金利が下がることは、いわゆる駆け込み預金といふますか、そういうことで郵便局の窓口は大変混乱したが、ところが今度は、聞くところによりますと、二十四日、最後の日には郵便局の窓口は閑散としておつたというふうに聞いております。そういうふうには報道もなされておりましたが、この事態はどういうふうになつておるのか、わかつておりますか。おおよそのことでも結構ですから言つてくださいます。

○高仲政府委員 私どもは、日々の業務の取り扱ひにつきまして、その速報値を持つておるわけでございまして、この利下げ前しばらくの間の状況を見ておりましたが、従前のような急激な定期郵便貯金等の伸びというものは今回は余り目立っておりません。ただ、平常月に比べて若干はふえておりますが、いわゆる従前のような形にはなっておりませんと理解しております。

は法律を変えた方がいんじゃないですか。どうですか、大臣。これは素人であれば、事務的なことでは何れ数字を洗つてみてもその理由はわからないと思ふんですが、私はいまそのきつかけを申し上げましたが、いかがですか。

○服部国務大臣 こういうふうに片や公定歩引き下げで連動金利引き下げを要請する。今度は大蔵大臣が郵政大臣に協力方要請がある。過去の歴史をひもとくと全部それと一緒になつてゐるんですね。私は、この金利体系を真剣に再検討する時期が来たんじゃないかと思ふ。郵便貯金の実態、あり方、いわゆる一般金融機関の預貯金をされる方々の実態、こういうものを見直す時期が来たと思ふ。そうでないと国営事業であるこの郵便貯金業務並びに保険業務でも、これは国民の信頼をつなぐことはなかなか容易ではない。

○田中(昭)委員 いまの先生の御指摘のとおり、国民の信頼失墜がこういう現象になつたと言われても私は返す言葉がないと思ふのです。ただ、三十七兆三千億という上位五行のトータル預金高よりもや多いということも、たとえ零細な貯金の蓄積といえどもこれまた大変な問題だと思ふ。郵便貯金といふものは、先生が御指摘になつたので、本当にこれは金利体系のあり方というものを真剣に見直さなければならぬ時期に来たと思ふ。こういうこともまたわれわれ国会議員としての今後の一つの論議すべき問題だと考えます。

○田中(昭)委員 いまの大臣の御発言みたいなことは政府部内で真剣に検討してもらいたい。こういう実情のときにこそ、国の財政といひますか、いつも問題になります財政資金の問題についても大蔵省に本当に文句を言つてちゃんと対処しなければいけないと私は思ふのです。

○高仲政府委員 郵便貯金特別会計の収支じりでございますが、単年度で見まして、昭和四十八年度決算までは黒字でございます。ところが、四十九年度決算から以降赤字をずっと継続してまいつたのでございまして、五十三年度予算につきましては、先生も御案内のとおり、先般九月の貯金利子引き下げの際に、定額貯金の最高支払利子と預金部から申し受ける利子と利ざや一％という、従来安定的な収支状況を続けておつたときの利ざやを回復したとさせていただきます。単年度八十六億円の赤字、いわば収支はほとんどに相なつております。

○田中(昭)委員 今後この傾向が続きますれば五十三年度はほぼ収支とんとん、五十四年度以降は黒字になるのではないかと考えておりますが、何分四十九年度決算以降の赤字の累積がございまして、五十三年度予算におきましては二千九百一十一億円の赤字というふうになつてまいります。

○高仲政府委員 累積赤字がなくなるまでにはまだ若干の時間が必要であらうかと考えておる次第でございます。

○田中(昭)委員 大臣、聞いておつてくだされ。いまの御答弁は私の聞いたこととちよつと違ふのです。郵便貯金の特別会計は一応四十八年度までは大体二百億くらいの黒字をずっと続けてきたといふのです。四十八年度が百四十四億、その前の年は約二百五十億、ずっとそういうことで来たわけなんです。ところが四十九年度は六百二十億の赤字、五十年度は九百四十六億ですから約一千億、五十一年度が千八百九十七億ですから約千九百億です。ですから、私が問題にしたいのは、この四十九年度の六百億、五十年度の一千億、五十一年度の一千九百億という赤字ですが、これを大臣はま

ればいけないと私は思ふのです。

○高仲政府委員 郵便貯金特別会計の収支じりでございますが、単年度で見まして、昭和四十八年度決算までは黒字でございます。ところが、四十九年度決算から以降赤字をずっと継続してまいつたのでございまして、五十三年度予算につきましては、先生も御案内のとおり、先般九月の貯金利子引き下げの際に、定額貯金の最高支払利子と預金部から申し受ける利子と利ざや一％という、従来安定的な収支状況を続けておつたときの利ざやを回復したとさせていただきます。単年度八十六億円の赤字、いわば収支はほとんどに相なつております。

○田中(昭)委員 今後この傾向が続きますれば五十三年度はほぼ収支とんとん、五十四年度以降は黒字になるのではないかと考えておりますが、何分四十九年度決算以降の赤字の累積がございまして、五十三年度予算におきましては二千九百一十一億円の赤字というふうになつてまいります。

○高仲政府委員 累積赤字がなくなるまでにはまだ若干の時間が必要であらうかと考えておる次第でございます。

○田中(昭)委員 大臣、聞いておつてくだされ。いまの御答弁は私の聞いたこととちよつと違ふのです。郵便貯金の特別会計は一応四十八年度までは大体二百億くらいの黒字をずっと続けてきたといふのです。四十八年度が百四十四億、その前の年は約二百五十億、ずっとそういうことで来たわけなんです。ところが四十九年度は六百二十億の赤字、五十年度は九百四十六億ですから約一千億、五十一年度が千八百九十七億ですから約千九百億です。ですから、私が問題にしたいのは、この四十九年度の六百億、五十年度の一千億、五十一年度の一千九百億という赤字ですが、これを大臣はま

た頭に入れておいてください。

この特別会計の収入と、支出になっております郵便局が預金に払うもの、ここでは定額預金の最高利率と資金運用部から預託利率の幅、これは利率と呼んでおきますか、その利率は昭和四十八年の六月まではずっと〇・七から一〇・七くらいあったわけですが、一応の払い出しの金利と大蔵省からもう金利の差が約一〇・七くらいあったわけですが、それから黒字が出ておったわけですが、ところが四十八年の七月からその利率がなくなりましたので、預金利率も預託利率も幅がなくなりました。ですから四十八年度はその期間が約九カ月間です。そして先ほど言ったように百四十億の黒字が出ておったわけですが、四十九年度はまるまる一年間利率はなかった。なかつた段階で六百二十億の赤字が出たのです。五十年は半年間利率はなかった。あとの半年間は利率があつたわけですが、約一〇・七くらいは出てきたわけですね。ところが、この五十年度はさらに利率の全然なかつたときの六百二十億よりも、その一・五倍、九百四十億も赤字になつた。ここに一つ問題がある。これは別に議論しなければいけないと思ふけれども、さらに五十年の十一月以降はずっと利率が一〇・七くらいあるにもかかわらず、五十一年度は千九百億円の赤字である。問題はこの特別会計の支出の中の支払い金利と人件費だろと思ふますが、この辺について、特別会計なるがために、どういふ内容になつておるか、いまのような疑問を私は抱かざるを得ない。預託利率と払い出し金利の差がないときにはほとんどいっておつたものが、預託利率と払い出し金利の差があるときになお赤字が出るというようなことは私は納得できないが、いかがなものでしょうか。

まず、第一点は、これは先生も御案内のとおりでございますが、郵便貯金の利率を下げても定額貯金は——これは主力商品でございますが、これにつきましてもその日以降新規預入のものに限って低い新しい金利で支払う。しかしながら、従来の定額貯金については、存続する限りそのまゝの利率をずっと支払つてまいるわけでございます。したがって、某月某日〇・五〇切り下げと言つても、それが直ちに三十何兆円にびたりとすべて適用されるものではございません。新陳代謝が進むに従ひましてその利率が出るという点がまず第一の点でございます。

第二の点として申し上げますのは、定額貯金が先生も御案内のとおり支払い金利が一番高い商品でございます。したがって人気があるわけでございますが、定額貯金の全預金中に占める占率が昭和四十六年におきましては七二・九七〇、約七三・〇、これが五十二年十二月末におきましては八四・八五〇、約八五・〇、金利選好の進行に伴ひまして金利の高い方にお客様の関心が集まつておりました。したがって、仮に同じ金利を適用いたしておりましたら、総体の金利に付すべき支払い金利は上がつていくという傾向がございます。

以上の二点が主たる理由でございます。利下げの影響あるいは預金部から申し受ける金利との利率の拡大というものが直ちには反映いたさないといふことに相なつておるわけでございます。

○田中(昭)委員 私はいちよつとまだ納得できませんが、この問題はまた別に議論したいと思ひます。

もう一つ指摘しておきますが、今度の金利の引き下げで郵便貯金の方は定額が一年以上の場合が幾ら利下げになつたか、それから積立貯金の場合も幾らか、通常貯金の場合も幾らかといふこと。それから、これは銀行局の方にお尋ねしますが、定期一年の場合の下げ幅は何か、定期積み金の場合も幾らか、普通預金の場合も幾らか、それぞれお答え願ひたいと思ひます。

○高仲政府委員 定額郵便貯金の利率の下げ幅に

ついでのお尋ねでございますが、六カ月以上のものが〇・七五％でございます。以下一年以上、一年六カ月以上、すべて〇・七五％の下げ、二年以上のものでございましては〇・七〇％の下げ、三年以上のものには〇・七五％の下げ、以上のように相なつております。

なお、積立郵便貯金につきましては〇・七二％の下げと相なつております。

○石川説明員 民間金融機関におきます定期預金一年のものでございますが、改定前は年利五・二五％、改定後は四・五〇％、引き下げ幅〇・七五％であります。

定期積み金につきましては、改定前は年利三・四％、改定後は二・七％、下げ幅〇・七％でございます。

○田中(昭)委員 局長、私の聞いたことを全部答弁しなければだめですよ。中途半端ではいけませんよ。けれども、必要なものは言われたけれども、この審議が大変だからといって答弁があいまいにならないようにしてください。私は通常貯金も言つたはずですよ。

大臣、今度の金利引き下げでも、民間の金利と連動運動とよく言われますけれども、私は連動しない方がよいと思ふ。過去にもそういうことをやつておるんですね。たとえば積立貯金にしましても、郵便局の積立貯金は下げ幅が〇・七二％、民間の同じ定期積み金は〇・七％、これは逆じゃないですか。過去には民間の定期預金が一％下げても郵便貯金はその半分とかその七割とか、一％下げるときは〇・七とか〇・五とか、そういう下げ方をしておつたのです。ところがこゝに、一回、いまここに極端にあらわれているように、逆に民間の金利引き下げよりもよいに金利を引き下げなければならぬといふことは郵便法の定めるところとは全く逆なのですが、これはどういふことなんでしょうか。

○高仲政府委員 大変技術的な問題を申し上げて恐縮でございますが、積立貯金の金利につきましては月別の計算をやつております関係上、十二で割り切れる利率であることをいままで慣習的にやつてまいつたわけでございます。これは事務上の利便のためでございますが、そうした観点から〇・七二という数字が出たわけでございます。

なお、先ほどお答えを忘れたままに申しわけございませんでした。通常貯金につきましては〇・四八％という数字になつております。

○田中(昭)委員 こういう下げ幅の〇・二の差があるからどうだと私は言つてゐるのではなくて、問題は、一年間に金利を下げたために零細庶民が目減りして一億も損をしてゐるという話です。民間金融機関は逆に金もうけでやつてゐるのですが、郵便貯金はそんな質じゃないでしょう。ですから、極端な言い方ですけれども、よその金融機関が一億損するときに郵便貯金の方は半分何かにとどめろといふのが私の趣旨なんです。それが全然逆で、貯金をさせるときにはやれ税金がかかりませんとかやれ国の貯金ですよとかいうことで集めておいて、金利を下げるときには一般の民間金融機関よりも引き下げをよけいにするといふことはけしからぬと思ひますが、大臣、最後に反省も込めて、今後の郵便貯金の将来に向かつての基礎をひとつきちつとお述べいただきたいと思ひます。

○服部国務大臣 先ほどからたびたび申し上げておりますとおり、所管大臣としては、国民大衆の利益の増進を図るという郵便貯金法十二条の前段を大いに活用したい心でいふわけで、微力ではありますがいろいろと努力をしてみました。しかし、後段の一般金融機関の利率というくだりになりますと、三十七兆三千億という庶民大衆の零細な金の蓄積であることはわかりますが、それは影響を持つことがなかなか大である。私を取り巻く環境がきつめて厳しく、まことに遺憾ではありましたがあゝの措置をとらざるを得なかつたといふこととであります。

そこで、先ほども申し上げたとおり、ここにもはつきりと金利体系を確立する必要があると迫られております。ああいったりつばな条文があつても前

段を大いに生かすことがなかなか困難であるといふことは、過去の歴史がはつきり物語っておりま  
す。いやそうじゃない、過去に一般市中金利より  
も有利の場合があったといふことは、これは御承  
知のとおりに郵便貯金の伸びというものは大変す  
さまじい勢いで伸びたわけでありまして、郵便貯  
金の占める力がもっと低額るときにはそういった  
配慮もかなりできたのではなからうかと思うわけ  
でございまして、上位五行の預金高より多いとい  
う現実もこれまたなかなか厳しいわけでありまし  
て、今後はできる限り預金者保護の立場を堅持す  
るという心には私はみじんも変わりはないわけで  
ありますので、私の力の限り努力を続けてまいり  
たい、かように考えておる次第でございまして。

○田中(昭)委員 終わります。

○松本委員 小宮武喜君。

○小宮委員 大臣、今度の進学ローンの性格づけ  
についてはどのように考えますか。

○服部國務大臣 小宮先生、私はきわめて頭の悪  
い男ですから、もうちょっと答弁ができるように、  
できれば具体的に御指示を願えないものでしょう  
か。

性格づけとおっしゃっても、つけようと思えば  
いろいろとどのようにつけられる問題でありま  
すから、いま一度よろしく願ひいたします。

○小宮委員 今度の郵便貯金法の一部改正法律案  
の説明の中で進学積立郵便貯金制度を新設するこ  
とになりましたけれども、これはただ郵便貯金預  
金者の利益を増進するためというように言われて  
おりますけれども、かねてから言われておるよう  
に、郵便貯金というものは本来庶民の零細な貯金  
だと私は思うのです。そういう意味から見れば、  
低所得者層に対する配慮というものがこの進学  
ローンの中には当然生まれてこなければならぬ  
はずだと私は考えるのですが、この中にはどうし  
てもそういう配慮が欠けておるというふうに私は  
理解するわけです。

そういう意味で、この進学ローンというのはた  
だ預金者の利益を増進するということだけではなく

て、やはり、低所得者層に対する進学ローン制度  
であるべきだというふうに私は考えるのですが、  
その性格を大体どういうふうに考えますかという  
ことを言っておるわけです。

○服部國務大臣 正直申し上げて、低所得者層に  
は余りありがたない内容であるとはお願いして  
いる私自身が痛感いたしております、朝から阿  
部先生初め田中先生にも謝りっぱなしでございま  
す。

ただ、そういう内容のものではありますが、こ  
の制度を創設するところに意義があると御理解を  
いただいてよろしくお願ひを申し上げますと、か  
ように申し上げている次第でございまして。

○小宮委員 今度の進学ローンについて、たとえ  
ば交通遺児家庭とか母子家庭の方々からいろいろ  
な要望が来ておりますが、そういう立場からは低  
所得者層に対する配慮が欠けておるというふうに  
私は感ずるのです。

交通遺児の問題を例にとってみますと、御承知  
のように進学率が高校では全国平均が九三%に比  
べて七〇%台、大学で全国平均が三八%に比  
べて二〇%台になっておるわけですが、交通遺児だけ  
も全国で十二万人いるわけですが、そのうちの九  
〇%、ほとんどが父親を失った母子家庭の低所得  
者層なんです。その所得だって月収が大体八万円  
くらいなんです。そのためにこういつた交通遺児  
とかあるいは母子家庭の遺児たちは大学進学はあ  
きらめて就職したり、あるいは高校進学をあきら  
めて就職したり、そういう例が非常にふえておる  
のです。だから、この制度そのものをせつて国が  
がつくるならば、一般の銀行と違って国がつくる  
もので、しかも郵便貯金は零細な庶民の一番頼り  
にしておるところですから、そういうような人た  
ちに対する配慮というものが基本的になされなけ  
ればならないというふうに私は考えるのです。

そういう意味で、母子家庭の方々からいろいろ  
な要望も出ておるわけですが、いまの貸し付けの  
現状を見れば、高校、大学とも在学期間に一年間  
の据え置きがありますけれども、結局高校であれ

ば三年間の中で一年据え置いて二年間で払わなけ  
ればいかぬ。あるいは大学だったなら一年据え置い  
て三年で払いなさいということなんです。

母子家庭の方々は生活するのにいっぱいなんです。  
したがって、そういうような子供さんたちが  
進学する場合に、普通であれば銀行なんかで進学  
ローンができたとしても、これは担保能力とか返  
済能力でなかなか貸してももらえない。そういう立  
場から今度の郵便貯金による進学ローンに非常に  
期待をしておったところが、できた中身は絵に描  
いたもちと同じだということを言われておるの  
です。だから、貸付期間の問題にわたって、普通  
の育英資金だとかなんとかは卒業してから半年く  
らい据え置いて支払いを開始するわけですが、こ  
の場合には在学中に払ってしまえ、一年間据え置い  
てあとは二年間で払ってしまえ、という制度なの  
です。こういう制度が果たして本当に低所得者  
層の進学ローンとしての性格を持っておるのだろ  
うかという疑問を私は持つのです。

だから、私はいろいろな意見をいっぱい持つて  
おるわけですから、少なくともここに法律案  
として出た以上、修正とか何とかという問題もま  
たありますけれども、そういうことについても当  
初この制度を考える場合に考えなかつたのかどう  
か、どうして在学中に払ってしまいなさいという  
制度になったのか、その点をお聞かせ願ひたい。

○服部國務大臣 これは先ほど申し上げたとおり  
に、決して庶民大衆のための進学ローンではあり  
ませんと私は謙虚に認めておるわけですが、ただ、創  
設に意義があるという点を御理解くださいと申し  
上げて、それからどんどん改善を加えて先生方と  
ともにによりよいものに仕上げてまいりたいとい  
う意欲に燃えておりますと先ほど田中先生に答え  
たわけでありまして、それはそうでしょう。高校に  
入るのに金を借りて、三年間で一年据え置いてあ  
と二年でこれを返済すると、その子は絶対大学に  
いけませんよ。七年も八年もそんな苦しいことに  
耐えられるような人間はまず少ないですね。だか

ら私は率直に言いますが、これは余り大した内容  
のものではありません。しかし、先ほど申し上げ  
たとおりこれでやると期間延長を始めたわけ  
ですから、原案は一年から二年であったのをやっ  
とこれを引き上げて据え置き一年をつけたらどう  
やって、先生方から何たるものをつくるのだとい  
う御指摘をまだ受けるほどであります。

大蔵当局の御答弁では、一時的な出費の軽減を  
図るという趣旨でこれを進めたとおっしゃいま  
す。われわれは国家に多大の貢献のあるいわゆる  
零細預貯金者へのサービス行為だ、金融じやない  
という点を力説いたしましたが、結局双方の言  
いが歩み寄って、私の力の足らざるところでこ  
ういう形に相なりましたが、これで御理解いた  
して、この創設にひとつ御協力ください。後はわ  
れ国会議員が一九九となつてもっとすばらしい内  
容のものに仕上げていって、時間がかかるけれど  
も国民の期待にこたえたい、このように考えてお  
る次第でございまして。

○小宮委員 大臣の努力は私も高く評価してお  
るのです。しかしながら、いま大臣は制度を設け  
たことに意義があるというのを言われておりま  
すけれども、一たん制度を設けて法律となつてし  
まつたら、官僚の頭のかたい連中にとつては改正  
ということはなかなか並み大低の問題じやないで  
すよ。それは大臣が後までもずっと郵政大臣を  
やつてもらえなければいけません、大臣がかわつたら  
またどうなるかわからぬ。

それにしても、ここで私は大胆な提言をして修  
正なんかを言つても混乱させるばかりですから言  
いませんけれども、意見として言わせてもらいま  
す、この貸し付けの問題にわたって、普通の一  
般のものは本人に貸し付けられるわけですね。本人に  
貸し付けて、本人が卒業後五年間なら五年間で払  
うという制度なんですね。しかし、これはあくま  
で親族に貸し付けて親族が責任を持って払うとい  
う制度になっていきますから、これはわれわれが考  
えておるような進学ローン制度とは若干異質のも  
のになっておるわけですから、それにしても

金利の問題はどうですか。こういうような零細な人たちに積立預金をやらせて、貸し付けるわけですが、それが七・六%の金利というのは高過ぎやしませんか。

先ほどから申し上げますように、交通遺児の家庭であるとかあるいは母子家庭の方々が七・六%の金利を払うという事は並み大低の問題ではありまじせんよ。だから、せつかく努力をするならば、金利の問題にしても、七・六%というのはもつと何とかならないものか。これだけは金利の引き下げをせずに高い金利をつけておるわけです。ほかのものは金利をどんどん引き下げて、これだけは下げずにやっておるけれども、大臣、この問題についてはどうして七・六%の高利の金利をつけるわけですか。

○服部国務大臣 金利の引き下げで、七・一%でスタートする予定でございます。

○小宮委員 余りやると時間がなくなりますからこれはその辺でよくして、それからもう一つは貸し付けの対象がですが、先ほど申し上げましたように、進学者本人ではなくて、これは返済能力のある親族になつてゐるわけですね。そうするとそういう母子家庭では母親が借りることになると思ひますけれども、その母親に銀行が認めるような担保能力などがあるはずがないのです。それは特に財産がある者は別ですが、そういう貧しい寡婦の方々が保証人になつてくれと言つたて保証人になる人はいませんよ。そういう問題をどうしますか。

もしいま申し込みをして、そして拒否する場合の条件というのはどうなつておりますか。たとえば借入れを申し入れて、もちろんそれは預金はするわけですが、そういう場合に断る場合の条件というのはどうなりますか。無条件で全部貸しはせぬでしよう。

○藤田説明員 進学資金貸し付けについての先生の御意見は私も大変ごもつともだと思つて拝聴いたしました。ただ、私も、この制度を考えたのは、あくまでも金融として考えたわけ

でございます。先生のおっしゃる点は金融で解決できる問題であるかどうかということだと思ひますが、それは非常にむづかしい問題で、大臣もおっしゃつておりましたように、われわれの今後の検討課題であらうかと思ひます。

したがつて、われわれはあくまでも金融としてやつております以上、郵便貯金を安全確実に運営するということと、運用部資金から資金を預かりまして、その資金を進学資金として貸し付けるといふ仕事をやるわけでございますから、審査に当たりましては、返済が確実であるかどうかということと、本人の返済能力、財産、年齢といったものを十分チェックして融資するということに当然なると思ひます。現在の制度ではそういうことにならざるを得ないということでございます。

○小宮委員 こういうような交通遺児、母子家庭の人たちを見ると、母子家庭だつて全国に六十万からあり、遺児だつて百五十万からおるわけですよ。こういうような人たちに教育の機会均等を与えるという立場から考えると、ただ貧しいとか金があるとかないとかいふような貧富の格差だけによつて教育の機会均等を破られるということになれば、これは本当に大きな問題点ですよ。せつかく国が取り扱うこういうような制度については、一般の銀行が扱うような進学ローンの制度でなくて、やはりそこには温かい配慮があつてしかるべきだと私は考えるのですよ。

しかしながら、せつかくの法案を最終の結めになつてきたときに私がいろいろと修正とかんとかを出すとまた混乱しますから、最終的には賛成でやりますけれども、しかし、問題は多分にこの中に含まれておるわけです。

それで、もう一つは、高校進学者と大学進学者に対する貸付限度額を五十四万円という同一にしておりますけれども、これはどういふ根拠なんですか。

○高仲政府委員 私どもが五十四万円という限度額を設けましたのは、調査によりますと、東京の私立大学に入学する者が下宿あるいは寮の生活を

する場合の、入学に直接関連して必要とする経費が約百万円であるという資料に基づきまして、自分で積み立てた分と借り入れる分を合せて百万円という枠を設定しておけば一応常識的には間に合うということをお考えなわけでございます。

その時点におきましても高校の進学に当たつては一般的にそれほど金は要らないわけでございますが、一応頭の金額を決めておきまして、入学に要する経費は高校、大学はそれぞれ見当がつくわけでございますから、その実情に応じて積み立ての契約をしていただくということが一番実情にかなう。したがつて、高校の場合は幾らが限度、大学の場合は幾らが限度という形には決めます。頭は一本にしておいたというのが実際の話でございます。

○小宮委員 先ほど申し上げましたように、高校進学の場合はこういう制度があつた方がベターではありますけれども、高校の進学率というのは全国で大体九三%を超えておる。また、進学するにしても高校の場合は自宅通学でもあるし、さほどに五十四万円の限度額いふに借りなくてもやつていけるのじやないか。しかし、それでは、限度いふに借りてくれといふことは言つておりませんから三十万から三十万でいいですよといふことにもなるかもしれぬけれども、大学進学の場合は先ほど言われたように百万円ぐらゐかかるといふことです。それに大都市の生活は、東京の大学に入れば生活費だつて毎月最低七、八万は要るわけですね。それは全部をこれで見るということではありまじせんけれども、そういう意味では大学と高校の貸し付けの限度額を同一にするということとはどんなものだろうかと思ひます。

私の意見を言わせてもらへば、むしろ高校の場合は仮に三十万ぐらゐに下げてでも、大学の場合はいま言うように百万ぐらゐにしたらどうかといふことを考えるのですよ。それをなぜ同一にしたのかなといふところで、いまの答弁は限度額を抑えた方がいいだろうといふ話ですけれども、実態といふものはそうじやないんです。高校と大学は

違ふんだから、それをなぜこういうふうにしたのかといふことをもつと明確に御答弁願ひたい。

○高仲政府委員 高校入学の場合は、先生もおっしゃいましたように、確かに百万円はかかつておらないのが実情でございます。しかしながら、私は育英会の貸与の数字あるいは申し出の数字を見たのでございまして、高校に在学者であつても育英会の育英資金の貸与を受けておるといふ者が現に存在するわけでございます。そうした方々は入学時においてもなかなか家計不如意であるといふ実態も当然あらうかといふことで幅を広げて考えたわけでございます。

高校入学の際は正味五十万円といふことならば、二十五万円を積み立てる契約をしていただいて二十五万円を限度として借り入れる。この枠は以内でございまして、適宜でございといふうに考えております。

なお、大学の場合も確かに学校によりあるいは学科によつては非常に高いものがあることは実情は承知しておりますけれども、こうしたものを無制限に考えるといふことではなくて、これはむしろ一部、特殊な部分でございまして、私はむしろ場合は、ごく一般的平均的なものを考えるべきではなからうかと思ひます。また、入学した後におきましては、審査といふような問題も多少あらうかと思ひますが、育英資金の受給ということも可能でございます。

私どもは、既往のすでにできておる制度に屋上屋を重ねるということではなく、入学した後においては育英資金の制度があるということで、たとえば母子家庭等においてはそれぞれの補助的な施策が行われておるといふ点から、一般論といたしまして家計に与えるインパクトを軽くすることを目的といたしましてこの制度を考えたものでござい

ます。

○小宮委員 この制度で入学金の全部を賄うといふことじやなくて、一部の負担を補つてくれるといふ立場は確かにわかるような気がしますけれども、育英会あたりの問題がいまちよつと出ました



けれども、育英会あたりは奨学金を本人に貸して、卒業後半年据え置きであと無利子で三十年間の割賦払いになっていますね。だから、都合のいいときは育英資金のことを言っておられるけれども、こういう返還については育英資金の方がよっぽどいいわけです。

それはそれとしても、限度額を五十四万、二十四万の場合それ以下で申し込みをしたらいいという論法なら、それでは限度額をもっと上げていいじゃないか。百万円ぐらいに上げた方がいいじゃないか。大学とか高校とか言わぬでもないわけですが、借りたい人は三十万必要だったら三十万借りればいいし、五十万借りるんだら五十万でいいんですから、そういう意味での限度額を言うなら、もっと限度額は引き上げた方がいいんじゃないかというふうには私は考えるんです。それから、もう一つは、ゆうゆうローンの貸付限度額も今度は三十万から五十万に引き上げるわけですが、進学のためにゆうゆうローンを利用されておられる方がどれぐらいおられますか。

○高仲政府委員 私にはそれに関します適確な資料を承知しておりませんが、一時の出費に充てるためには大変便利な制度でございまして、そうした目的にも当然相当程度現に利用されておるのではないかと考えます。

○小宮委員 こちらはすでに預金しておるわけだから、そういう意味ではこれだつて三十万を五十万としなくたって、進学費に使うんだつたらもつと百万ぐらいに上げた方がいいんじゃないかという気がするんです。

これは郵貯の婦人モニターの第二回アンケート調査結果が出ておりますけれども、ゆうゆうローンの最高額について、五十万円ぐらいがよいという者が四一・四％、次いで百万円ぐらいがよいという者が二七・八％、三十万円ぐらいがよいという者が一八・九％、百万円以上がよいという人が五・五％になっておるわけです。したがって、百万円以上というのが全体の三三・三％で、やはり

三分の一は必要としておるわけですね。

〔委員長退席、鈴木強委員長代理着席〕  
そうであれば、これを必要としている人を抑える必要はないので、限度額を決めることだつて、そういう百万円あったらいいとか百万円以上がいいという人が三分の一おるとすれば、限度額だつたらやはり百万円ぐらいにしても、必要によつて五十万円借りる人もおろし、三十万借りる人もおろし、それをわざわざ五十四万円とか五十万円にするということが私はよくわからない。それは実際の大学進学の場合も、私立大学で見れば全国平均大体五十九万円ぐらいになっておるようですから、そういうところから来たんだらうと思いますが、しかしながら、もっと全部が利用できるような制度にしておいた方がいいんじゃないか。平均とかなんとかなうのじゃないか、制度をつくる場合にはむしろもっとみんなが利用できるような、少なくとも八〇％か九〇％が利用できるような制度にしておいた方がいいんじゃないかという感じがしますが、その点はどうか。

○高仲政府委員 進学資金の貸し付けについてまず申し上げますが、これはもともと進学のために要する経費でございまして、大変細かい微に入り細にわたつた支出についてこれを調査するといふわけではございせんが、入学金であるとか授業料であるとか施設費であるとか、あるいは受験のための旅費、宿泊料である等々、おおむね常識的な線で出していたということに相ならうかと思ひます。そういう場合から考えますと、総体の経費として現在私どもが持つておる数字といたしましては約百万円ということになっておりますので、百八万円という金が都合がつくということであれば、ますます入学時に支障はないのではないかと考えてそのようにいたしましたわけでございます。

それから、ゆうゆうローンでございしますが、これはもともと定額貯金等定期性預金を担保としてお貸し申すものでございまして、長期間にわたつて借り入れるということでございますから、預金

をおろしていただいた方がむしろ有利になる、中途で定額貯金等をおろす、またすぐ面がついて返すということであれば、不利にならないようにするということが本旨でございまして、余り金高を大きくしてしまひますと今度は返済のときに困る、あるいは借入期間が長くなるということの結果といたしまして預金者の方にむしろ損を与えらるかもしれないという点から、先ほど先生もおっしゃられました利用者の意向調査等も考えまして、一番要望の強い点をねらつて五十万円に枠を上げるといふことを考えた次第でございます。

○小宮委員 モニター調査によれば、ゆうゆうローンの利用の理由について、第一に耐久消費財の購入と答えた者が二八・三％、続いて生活費と答えた者が二二・三％、冠婚葬祭費が一四・九％、レジャー費用が一三・五％、病気が四・六％ということになっておりますけれども、これに入学費とか教育費というものが頭を出しておらぬのはどういふことでしょうか。利用されていないということですか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。

私が考えますのに、生計費と称しておる中に含まれておるのではないかと考えております。非常に細かく定義を打つて行つた調査ではございませんで、概括的に分けて生計費の中に分類されているものと私は考えております。この内容は詳しくいたしません。

○小宮委員 この制度が大蔵省等の反対に遭つて妥協の産物として生まれたことはわかりますけれども、当初郵政省が考えておつた進学ローン構想というのは大体どういふものでございしたか。

○高仲政府委員 当初郵政省として考えておりました案の骨子を申し上げますと、進学積立郵便貯金をやつていただき、この積立額を担保として積立額の二倍を融資するというものでございまして、それを考えましたのは、家計に対する一時的な強い出費を月賦で返済するような形でなし崩しにするということ、それから入学後におけるものは育英会とか、社会政策的なものは母子家庭に対す

るものはそのものとしてそれぞれあるわけでございまして、入学についてはたまにいままで施策がなされていなくて、しかも一時の出費で家計が非常に困窮するという実態が生じておりますので、これを救済することを目的として考えたものでございます。

○小宮委員 大臣は先ごろ、退職金を貯金する場合、千五百万円まではその利子について非課税にしたいという考え方を表明しているわけですが、これは私も賛成ですけれども、その見通しはどうですか。

○服部国務大臣 退職金というのは、公務員を含めて一般サラリーマンが大変長い間それぞれの職域を通じて国家社会に多大の貢献のあつた方々に対するものです。この退職金が老後の生活資金に充てられるケースも非常に多いわけですが、その老後設計を大きく崩すことにつながるのには金利の引き下げでありまして、長きにわたつて国家社会に多大の貢献のあつた方々の老後の安定を期するために千五百万円まで利子課税をしないようにする、それが老後の安定につながることである、こういった構想を打ち出して、これから本格的に大蔵省に事情説明を申し上げて御理解を得て実現を図りたいと思つております。

なぜ千五百万円という金額を打ち出したのかということになります。私が民間の調査機関でいろいろと調べてみたところ、大体千五、六百万円が現在の退職金の平均額ではなからうかと答えを得たから千五百万円という数字を出したわけでありまして、本格的に取り組む場合には労働省その他いろいろな機関とも緊密な連携をとつて、的確な資料に基づいてやつて参りたいと考えている次第でございます。

○小宮委員 これは中央労働委員会が調査した結果でも、民間三百三十三社のモデル退職金を調べてみたところ、大卒三十二年勤続で千八百万円ぐらい、中卒で四十年ぐらい勤続で大体一千二百万円です。だから、額としては妥当なところではなから

うかと思ひます。

一般庶民の零細な預貯金である郵貯の利息が公定歩合の引き下げに連動して相次いで引き下げられる。物価上昇による預貯金の目減りを少しでも補う措置としてできる限りの配慮をするのが当然だと思ふので、その意味でこの構想に私は賛成するわけですが、かつて四十七年八月の金利引き下げのときはいまのようゆうローンが生まれてきたわけです。また、昨年四月の金利引き下げのときにはいま提案されている進学ローンが生まれてきた。したがって、今回の金利の引き下げに当たっても、見返りとして退職金の利子の非課税構想をぜひとも実現してもらいたいと思ふのです。

さらに、大臣に強く要望したいことは、いま物価高とインフレが加わって、しかもたび重なる金利引き下げによって預貯金の目減りに苦しんでおる人たちが、せっかく苦勞して蓄えた老後の生活資金が目減りで将来どうなるかということで非常に不安がっておられる方々そういう人たちのために、現行のマル優の限度額三百万を何らかの条件をつけてでもいかに増額してほしいというのが老人の方々の意見としては非常に強いわけです。

千五百万円の退職金の利子の非課税構想は退職者だけの問題であつても、もうすでに退職金を郵貯に預けておる、それが目減りしていくということに対して、われわれの方にも不公平にならないように三百万のマル優の限度額を少しでも、何らかの条件をつけてでも結構だから何とか上げてもらえぬかということが非常に訴えられておるわけですから、これについてはいかでかしようか。大臣、ここでひとつ実施いたします、実現させますとお答え願ひたいと思ふのです。

○服部国務大臣 先ほど申しました退職金の金利非課税の問題は、貯金金利の引き下げの見返りという考えがたまたま時期的に一致しただけであつて、私はそういうさびしい心ではなくて、堂々と実現するために努力したいと考えておりますので、この点は御理解を願ひておきます。

それから、三百万円の限度額を五百万円に上げ

てほしいという強い要望があるが、おまえはどうかという御指摘であります。これはもうすでに五十三年度の予算折衝の段階で、国会審議を通じて強い御要望もございましたので要求いたしました。残念ながら実現を見ることはできなかったわけですが、私は、この問題は引き続き大蔵当局に十二分に御説明申し上げて、理解を得るよう努力をしたい、できれば速やかに、早い時期に実現を図りたいという強い意欲に燃えているわけでございます。

しかし、何さま相手があることでございますからいろいろと問題もあらうかと思ひますが、先生方の理解と協力を得て大いに推し進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○小宮委員 それから、五十二年度における郵便貯金の総増加額が七兆一千五百四十八億、対前年度比で二・二％の伸びとなっております。また、目標額も六兆二千億に対して一・五％の増の実績となっているわけですが、この郵便の取扱数量が普通局、特定局、簡易局の別に見ればどうなっておるか、その点をお答え願ひたい。

○高仲政府委員 郵便貯金の伸びの局種別内訳でございますが、ただいまわかつております局種別の新しい数字が実は五十一年度の計数でございます。

これについて申し上げたいと存じますが、普通局は一兆二百六十六億四の増、局種別で全体の占率が二四・一％でございます。対前年の伸びが一・三・七％、これが普通局でございます。特定局につきましても、増加額が三兆一千三百十八億円で、占率が七三・五％となっております。対前年比は一・一・九％でございます。簡易局につきましても、増加額が一兆二千二十八億、全体の伸びた額に対する占率が二・四％、対前年比は一・四・三％となっております。特定局が金額的には郵便貯金の伸びの主力を示しておる事実がはっきりと出ております。

○小宮委員 また、簡保の新規契約募集の件数で四百三十三万件、保険金額で六兆八千億と、それ

ぞれ対前年度比で一・〇二・五％、一一・五・九％の増加実績となっておりますけれども、この簡保の取扱量についても、普通局、特定局、簡易局の制度別にはどうなっておるか、これは御参考までにお答えを願ひたい。

○佐藤(昭)政府委員 お答えいたします。

私どもの方にあります局種別の数字でございますが、五十一年度の数字でよろしくございませうか。(小宮委員「結構です」と呼ぶ)

五十一年度で見ますと、簡易保険の新規契約高は、普通局におきましては、件数が二百九十四万一千件、保険金額四兆二百七十五億円でございまして、前年に対する伸び率は件数で三・四％増、保険金額におきまして四・一％増となっております。また、特定局におきましては、件数が百二十七万九千件、保険金額一兆八千六百七十四億円でございまして、対前年に対する伸び率は件数で〇・七％の減、保険金額で五・一％の増となっております。

簡易局におきます新規契約の保険金額でございますが、これは従来から特定局分に含めて集計しておりますので単独で把握しておりませんけれども、件数の方は把握しておりますので、六千三百五十三件でございます。

また、御参考までに申し上げますが、保険料額では三千九百九十九万円でございまして、対前年に対する伸び率は件数で二七・五％の増、保険料額におきましては四〇・三％の増となっております。

したがいまして、保険金額相互間の比較はいたしかねますが、この普通局、特定局、簡易郵便局の新規契約の件数で比較いたしますと、普通局が六九・六八％、特定局が三〇・一七％、簡易局が〇・一五％という構成になっております。

○小宮委員 ただいまの答弁にもありましたように、郵便貯金にせよあるいは簡易保険にせよ、目標達成に当たってはそれぞれ非常に努力をしておることは対前年度の比でもわかるわけですね。そこで、私はこの前も質問をいたしましたけれども、

ども、この前は時間がなかったために途中で終わりましたが、こういうように簡保の受託者に対して非常に重要な責任を与えられておるわけですから、受託者も一生懸命努力しておるにもかかわらず、取扱手数料が非常に低いということいろいろ苦情も聞かれています。そういう点で、簡易局の受託者に対する待遇改善を早急に検討してもらいたいと思ひますけれども、どうでしょうか。

○神山政府委員 お答えいたします。

御承知のように、簡易郵便局は委託契約に基づきまして仕事をさせていただいておるということでございまして、その報酬としては、委託事務の取扱量に応じて手数料を支払ふこととしたしておりますが、これも一般の物価、賃金の動向にかんがみまして年々所要の改定には努力してまいっております。今後ともそういう考え方で処していきたいと考えております。

(鈴木強)委員長代理退席、委員長着席

○小宮委員 特に、簡易局は比較的不便な地方にあるわけですね。不便な地方にあって、地方の住民の利便を図るために設けられているわけですね。しかしながら、収入といえは郵便貯金の出し入れの手数料とか書留連達の手数料だけですから、その意味では当局は簡易局は片手間の仕事でやれるんじゃないかというふうな考え方を持っておられるかもしれないけれども、ここで幾らに上げますと言えど、そこまでは私も無理に言いませんが、その基本額とか取扱加算額についても、五十三年度は無理としても、来年度の予算あたりでは十分検討してくれらるというのを約束してください。大臣、所見はどうですか。

○服部国務大臣 前回の委員会でも御指摘のあった問題でありまして、私が新米大臣ですから、ひとつ勉強の時間を与えてくださいと言つてお許しを得たわけですね、きわめて時間が少ないわけですが、

私なりに機会をとらえて実態を知るために努力しました。

五十三年度でもかなりの思い切った手数料の改革をする準備はいたしております。しかし、私の調べた範囲ではそんなにひどく悪いとは理解できないのです。これは郵政省と簡易局長さんとの契約行為であって、まあ努力のいかんによるが、先生の御指摘のとおり地域社会の事情もいろいろ相違があると思います。

私は平均的なあれでやっていますが、しかし、かなり郵政事業に御協力いただいている実績は認めておりますので、十二分に配慮をするべきであるという省内の最後の結論でございまして、先ほどの局長の説明どおりに、物価、人件費の動向も十二分に見きわめつつやってみようと考えておる次第でございします。

○小宮委員 それから、局舎の無償提供制度についても、幾ら簡易郵便局法で無償制度になつているとはいえ、また、それを承知で委託を引き受けたということであつても、国が業務を委託する以上、世間の常識として、多い少ないの問題はあるにしても、ただで使うということはどうでしょう。

だから、金の多い少ないの問題じゃないと私は思うのです。そういう意味で、名前を局舎料とするとどうするかは別として、お札でもいいし迷惑料でもいいから、何らかの形で措置を講ずるべきではないのかということをお考えますが、どうですか。

○神山政府委員 簡易郵便局の手数料の中には、地方特定局の実情等も勘案しまして局舎料相当分を含めて計算しておるという実態でございまして、これは全国的な調査の結果でございしますが、実態を調べて、一局当たり大体五坪の分を積算してございします。

○小宮委員 それは含めてやっていると云えば含めてやったというふうにならぬけれども、聞いて外にないのですが、具体的にはこれはこうだこれはこうだという区別はないわけですから、ただ含めてあ

りますというなら、具体的にどう含めてあるのか、いまの基本額の中でどれだけ含まれてあるのかというところまで十分突っ込んでやらなければいけない。それならただ答弁として言われるだけの話で、これはこうですこれはこうですというようなことも受託者の方に十分言わなければ、受託者の方はそういうようなことはわからぬですよ。

それをここで余り大きく取り上げて云々ということとは時間がございせんから私はやめますけれども、また、受託者が退職される場合に、その協力の度合いあるいは受託期間等を勘案して退職手当とかかなんとかというものを、名前が慰労金でも構わぬし、どうでもいいが、そういうようなものも考へていいんじゃないか、それぐらいやつても罰は当たらないんじゃないかと私は思うのです。あるいは賞与の問題にしても、たとえば日雇いの人たちにしたつて何日分かはあるわけですから、そういうことも考へてやつた方が受託者はますます自覚と責任を感じて、またやる気を本当に起こすんじゃないかということも私は考へます。

もう一つ、この人たちが非常に要望されておるの、簡易郵便局法第六条の問題に関連して取扱業務の範囲を拡大してもらいたいということですが、特にこれは地域の不便なところに簡易郵便局はあるわけですから、たとえば電話料の取り扱いの問題とか、あるいは厚生年金だとか老人福祉年金とかいうようなものぐらひは取り扱わせてもいいんじゃないか。特に不便な地域があるわけですから、老人の方などはそういう簡易局ではもらえないし、特定局または普通局までわざわざ来るというところはかなりの距離もあるし時間もかかるのだから、それくらいのこと考へてやつてもいいんじゃないかと私は思いますので、その点についての御見解だけを承つておきたいと思ひます。

○神山政府委員 受託者の処遇改善につきましては、先ほど大臣からも申し上げましたように、今後とも手数料の改定ということで対処してまいりたいと考えております。

○小宮委員 最近私のところに切手売りさばき人から手紙が来ておりますが、その手紙の一部を紹介すると、「私の店では一昨年年賀はがきを一萬七千枚売り上げ、昨年は二萬六千枚売り上げました。そして昨年は他の切手の売り上げを合わせると九十六萬四も売り上げたにもかかわらず、手数料は二萬五千五百円でありました。これでは仕入れの金をそのまま郵便局の定額貯金に預けた方がよほど得であります。」と、こういうことが書いてある。また、「私たちは切手を売るにしても切手を前金で仕入れなければならぬ。年賀はがきを仕入れる場合でも、金が足りなければ金融機関や他人から借りなければならぬ。一番安い国民金融公庫から借りても年八分九厘の金利がかかるわけですから、それも売れば売れば手数料は安くなるというので、最近では、いまの制度では地域住民にある程度の不便はかかっても無理してまで売る必要はないのではないかとことも思ふと話し合つております。」というように非常に切々たる手紙も来ておるわけですが、この人たちの言うことも私は理解できると思うのです。

大した手数料の恩恵もない。それはただそれだけやつておるのではなく、ほかに商売をやつておるのだからそれでいいじゃないかというふうな考へ方も成り立つかも知れませんが、国が業務を委託する以上は他人のふんどしで相撲を取るようなことでは困ります。この人たちは日曜日も祭日も家族ぐるみでやつておらにやいつ買ひに来るかからぬのですから、そういう意味で、最近、売りさばき人の中でも、何の恩恵もなくばからしいからやめようじゃないかという人さへ出ておるといふことまで言われております。そして、「私たちはどんな犠牲を払つてもやはりこの売りさばきを続けたいと思ひます。しかしながら、われわれが本當にやるものに対してもう少し何らかの措置をひとつ考へてもらえぬものではないか。」という訴えなんです。

そういう意味で、たとえばこの例がよく言われるわけです。これは売り上げの割ですけれども、私はそのとおりたばこと同額ということまでは言いませんけれども、国営事業として、やはり、売り上げた額に売り上げた額に見合うものが入つてくるのでなければおかしい。多く売り上げれば売り上げるほど手数料が下がってくるということでは困りますので、そういう制度について国としても検討する用意がないかどうか。どうでしょう。

○神山政府委員 売りさばき所が郵便局のない場所郵便事業の円滑な遂行に非常に役に立っているたいていおるといふことは私も十分認識しておるところでございまして、その売りさばき手数料につきましても所要の経費というものは算定して措置しているつもりでございしますが、なお、御指摘のありました点については今後とも引き続き十分検討はしてまいりたいと存じます。

ただ、手数料の点について、郵便貯金の金利との比較の点で若干御指摘がありましたけれども、ただいまの手数料は段階によつて違ひますが、たとえば十萬円で買ひ受けていた場合、これは一カ月で回転できる程度の買ひ受けていたのだということだと思ひますが、そうしますと売り切ればまた新しく十萬円で切手を買つていたのだ。一年間回転して、毎月回転して利用していただける。そういった十萬円で月額が八千六百円でございしますから、月に八・六%でございまして、これを十二回繰り返しますと年額で十萬三千二百円で、一〇・三%ほどになるといふこととでは何かの誤解ではないかと考へまして、念のため申し添えておきます。

○小宮委員 この人たちが比較の対象にしておるの、やはり郵政省の職員いろいろな面との比較がされておるわけですが、しかし、よくはそこまでは言いません。その人たちに比べて自分たちは余りにも安過ぎるじゃないかと——それは郵政当局もいろいろ努力されておるとは理解しますよ。現行制度では売り上げが全然なかつた場合でも一千円保証されておりますね。しかしながらこ

れを引き上げてくれと言ふ人もおるし、あるいは全然売らなかつた人と一万円売つた人と同額だといふのもまたおかしいんじゃないかという声もあるわけですから、そういう矛盾を何とか改善していくようにしてもらふと同時に、保証金の引き上げだとかあるいは改善だとか、あるいは売れば売れば本人たちもそれだけ手数料がふえるというように制度に改善してもらいたいということを要望します。

それから、また、私はいろいろ聞くのですけれども、売りさばき人として長年郵政業務に協力された方々、売りさばきを三十年も四十年もした人あたりに対しては、ときにはこれらの人々を呼んで、地方の局長あたりが出席して御苦労を慰労したりしてお互いの意思の疎通を図ることが大事じゃないかと思ひます。私は退職金までやれとは言わぬですが、感謝をするような機会でも持つてお互いの意思の疎通を図ればいろいろなこゝういふような問題も起きてこないのじゃないかというふうに考えますが、そういうような制度もぜひ検討してもらいたい。これは要望しておきます。

それから、いよいよ春闘も非常に山場になってきたわけですが、十四日もしくは十八日、十九日、あるいは二十五日以降のものは一部全通の方々はストライキを中止しましたけれども、このストの問題について、第一波の統一スト、第二波の統一スト等に参加した職員は、たとえば郵政省あるいは電電公社には何名おられますか。いわゆる違法ストに参加した人です。

○大友説明員 お答え申し上げます。

十四日、十八日の違法ストに郵政省で参加いたしました者は、十四日につきましては下関と鹿児島地方貯金局でございまして、両局で合計四百十八名ということでございます。これは管理者を除きまして、当日出勤を要する職員の七五％ということに当たるわけでございます。

十八日につきましては、秋田の地方貯金局と札幌の地方簡易保険局ということでございます。両局での参加者は二百八十二名で、同じく管理者を除いた当日の勤務を要する職員の七三％ということになっております。

○坂部説明員 電電公社でございまして、十四日から本二十六日まで全電通が実施いたしましたストライキに参加した職員は約十五万三千三百名でございます。

○小宮委員 最後に、この違法ストに参加した者に対する処分の問題ですが、これに対して郵政省、電電公社はどういう態度で臨むのか、この点を最後にお伺いして私の質問を終わります。両方から答弁してください。

○秋草説明員 今度の春闘で国民の皆様、加入者の皆様に大変御迷惑をかけまして大変に遺憾に思っております。まことに申しわけございません。この処分につきましては、まず十分な徹底的な調査をしまして数を決め、その量定も決めまして厳正に処置したいと思っております。

○服部国務大臣 二十五日からのストライキにつきましては、未然に違法な事態が回避されたことは御承知のとおりでありまして、十四日、十八日に実施された違法ストライキにつきましては、まことに遺憾であります。この違法ストライキに関しましては従来からの考え方によって厳正に対処していく所存でございます。

○小宮委員 今後の動向を見守って、きょうの質問は一応これで終わります。

○松本委員長 藤原ひろ子君。

○藤原委員 大変遅くまで御苦労さんでございまして、今回提案されました郵便貯金法の一部改正案の審議に関連いたしまして、私は、郵政大臣の姿勢のあり方の問題として、昨日実施されました郵便貯金の金利下げの問題について幾つかお尋ねをしたいと思います。

福田内閣が発足しまして一年数カ月を経過いたしました。この間政府は預貯金金利を三度にわたって引き下げを行っております。過去を振り返ってみても、一年間に三度も預貯金金利を引き下げられたという例はほかにないわけ

でございます。今回の金利引き下げは五年來のスタグフレーションと円高危機に苦しむ国民生活に新たな打撃を与えるものと言わざるを得ないと思ひます。

郵政大臣として、現在でも困難な事態に直面しております。国民生活にさらに犠牲を強いる郵便貯金の金利引き下げを行われたということについてどのような責任を感じておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○服部国務大臣 円高ドル安に伴う不況克服のためとはいえ、ささやかな金利を得ることを目的にされている貯金者の金利引き下げをせねばならぬことはまことに遺憾であると考えております。しかし、国の経済政策上やむを得ない措置でございまして、私は零細な預貯金者に対してまことに済まない気持ちでいっぱいでございます。

○藤原委員 郵便貯金につきましては、郵便貯金法の第一条によりまして、「この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」というふうな規定されております。

そこで、郵政省にお聞きをいたしますが、昨年五月二十一日以前の郵便貯金の金利と比較をして、今回の金利引き下げに伴う利子の損失は幾らになりますか。つまり、預金者が受け取る利子の損失額は五十二年と五十三年度の二年間で幾らになりますでしょうか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。

まず、五十二年度中の利子の損失額と申しますか、利下げを行ったために得べかりし利子が得られなかつた部分でございますが、五月利下げの分で四百十三億二千万円、九月利下げの分で六百六十六億四千万円、五十二年度中に合わせまして五百七十九億六千万円のいわば利子の受け取りが少なくなつておるわけでございます。

今度はこれを五十三年度中に引き伸ばして五月、九月のものを考えますと、それぞれを合わせまして約千六百四十五億四千万円程度になるのではない

かと考えております。また、今般の利下げに伴います分が今年度内五百七億四千万円に相ならうかと考えておる次第でございます。

○藤原委員 五月の利下げ分が四百十三億二千万円ですか。そしていま言われたのは九月の利下げと今回の利下げの合計ですか。

○高仲政府委員 御理解いただくためにもう一回申し上げますと、五十二年度中の利子の減つた分が、五月利下げに伴うものが約四百十三億四千万円、九月利下げに伴うものが約六百六十六億四千万円、五月、九月の利下げで五十二年度中に利子が減少した額が五百七十九億六千万円と申し上げました。

これは五十二年度中でございますから、この引き下げの影響というものは五十三年度中にも引き続き五月、九月期のもが影響するわけでございまして、これを引き続いて一年間、五十三年度いっぱい計算いたしますと、五月、九月の引き継ぎ分で約千六百四十五億四千万円と考えられる。このほか今回の利下げの分として五十三年度中に五百七億四千万円加わる。このように考えております。

○藤原委員 ちよつと委員長にお許しを得てこれを配ります。

いまのは単純に二年間の分を計算して足された分だけですか。その表を見ていただいたらいと思ふのですけれども、五十三年度の損失額というのは、今回の利下げによる五百七億と、それから前回二回にわたつて引き下げた分、通常貯金の〇・九六％の引き下げ分というのはこれにプラスされるはずだと思ふに思ふのです。したがつて、五十三年度はここにありますように九百四十七億四千万円、つまり、五十三年度だけで一千億の損失になるというふうな思ふのですが、いかがでしょうか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。

私が申し上げましたのは、五十二年度中の数字につきましては先生のお示しの数字と全く同じでございます。これが五十三年度に引き続いてどう

なるかという数字でございすが、これは先生のお示しの数字でありますと九百四十七億圓と書いてございすが、これがあるいはそれかと思ひますが、これが私が申し上げました数字では千六百四十五億圓ということで私どもは考えておるわけでございます。

そのほかに五百七十七億圓が今般の下げとして加わる、このように理解いたしております。

○藤原委員 つまり、国民が受け取る利子の損失だけでも、そういうふう計算しますと莫大な金額になるわけですね。

郵政大臣は、法第一条の目的でうたわれておりますところの、先ほど申しましたところの確実な貯蓄の手段として郵便貯金が出来たて成り立っているのかどうか、これで自信を持って国民に対して貯金の業務を行えると言えりのかどうか、そういう点はいかがでしょうか。

○服部国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、零細な預貯金者を守るべき立場にありながら十二分に守り得なかつたことはまことに遺憾であります。

日本の経済政策の一環として、公定歩合の引き下げによる運動で一般金融機関の金利の引き下げが發議されて、あわせて郵政大臣の私にも協力方が要請があつたことは御案内のとおりであります。御承知のとおり、三十七兆三千億という膨大な預貯金の額でありますからかなりな影響力を持つてわけであります。御指摘のとおり私にも大変苦慮いたしましたが、国全体の経済運営のために涙をのんでこういう措置をとらざるを得なかつたわけでございまして、決して庶民大衆から歓迎されるものではございせんが、今後はそういった立場を踏まえて、零細な預貯金者保護に必死の努力を払って信頼回復に努めてまいりたい、かように考えている次第でございします。

○藤原委員 それではお聞きをいたしますが、今年度の貯金の目標額はどれだけのなるのでしょうか。その目標額は、昨年の目標額に比べてどれだけ上昇率を見込んでおられるのでしょうか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。

五十二年度の予算上の目標額は六兆二千億圓でございまして、五十三年度につきましては六兆七千億圓を予定いたしております。

○藤原委員 約八%の増だというふうに思ふわけですが、それよりも、そういういたしますと、金利は下げておいて貯金額は昨年よりもよりふやしていこうというところから並み大抵のことではないかと思ふわけですね。

一般的には金利引き下げが行われれば減るといふのが常識だといふふうに思ひますけれども、それでは、この目標額をお立てになつて実行していき、それを完全にやるために郵政省としてはどのような対策を立てておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○高仲政府委員 貯金の目標推進につきましては、国営の事業であるという品位と節度を十分守りながらやつていかなければならないということから、そのように指導いたしております。

また、目標額といふものにつきましても、従前からいわれる自主目標という形をとつておりまして、強制、押しつけにわたらないように十分配慮いたしたところでございすが、最近におきましては、特に関係の組合の支部段階においても十分の説明を行うよう万全の措置を講じておりまして、いやしくも押しつけ、無理強い等にはならないように十分に配慮いたしております。また、今後ともその配慮を続けていかなければならないと考えております。

なお、実績という点から申し上げますと、実は五十二年度の実績は七兆一千億圓ほどには相なつておるのでございします。これは条件は違つておりますが、六兆二千億から六兆七千億という、一見非常に大きい伸びというお考えももちろんあるわけでございますけれども、私どももいたしましては、この六兆七千億は何か実現しなければならぬと考へておる次第でございします。

○藤原委員 自主目標だとおっしゃるわけですが、強制的にわたらないようにということですが、

が、普通、郵便局に行きますと、局長さんの部屋には皆グラフで出しておりますね。それは一つの目標を示すものだ、自主目標だぞといふながら、やはり半強制的にならざるを得ないといふふうな態勢があるのです。私も教員をしておりました経験から言ひましても、成績をグラフであらわすといふふうなことになる、口では自主目標などと言ひながら、現場ではいろいろさまたげな苦勞がどうしてもやはり起こつてくるわけで、実際に大変苦勞しておられるわけです。

たとえば私が知つておりますことを一つ説明いたしますと、これは京都の中央郵便局の話ですが、五十一年度の目標額が五十二年の二月に入つても達成し切れなかつた。そういうために困つたあげくに京都市に頼んで、京都市の収入役の名義で五億圓の金額を一年定期で五十二年三月二十三日に預入してもらつて、それでやつと一〇〇%の達成ができたといふことで大変苦勞しておられるようですね。そしてまた五十二年の目標が年度末になつても達成し切れなかつたために、五十二年三月二十三日に、五億圓一年定期のものが満期になるときに五億圓のうちの四億圓を再預入していただきたといふふうなお話もあるやうなんです。

これをすぐにはこんなことはけしからぬじやないかと申すのはなく、現場ではこういう四苦八苦しておられる状態が起つておりますよといふことを申し上げるために、これは苦勞をしておられることの一つの例として私は申し上げておるわけですが、いまの話はたとえはの話で、一つの例ですが、大変な苦勞があつたグラフの陰にはあるといふふうには私は見ているわけです。

郵政大臣はこれらのケースについてどう考えますか。八%増の上昇率、自主目標だぞと言ひながら、額がもうちゃんと出ているわけですが、そういう点についてどうお考えになつておられるのでしょうか。

○服部国務大臣 零細な貯金者の金利は下げたくありませんと申し上げ続けていた私が、厳しい周囲の環境に押し切られて、金利引き下げを昨日か

ら実施しているわけでありまして。

私は端的に申し上げて、たとえ目標額を割つてもそういう無理はさせないという方針を打ち立てて、今日まで関係機関を通じて末端にまで浸透するように指示をいたしております。ただ、グラフは無言の圧力だとおっしゃれば私もそのように感じますが、しかし、一応の目標といふものはある程度計画としてやはり立てねばなりません。だから、これは即座にやめますとは私の立場で軽々に申されませんが、しかし、いわゆる無理な強制的な預貯金の募集を行はせまいといふことはつきりと申し上げておきたいと思ひます。

○藤原委員 私は昨年の国会でもこの点について前の小宮山郵政大臣のときにも質問いたしましたのできようはいたしませんですけれども、現場ではあつたときにもすいぶん大変な状態が出ていたのです。たとえば局長さんが自分の私財を売つて貯金しておられたといふふうな事実があつたわけですが、ですから、末端まで徹底してとおっしゃいますね。ですから、その徹底というのが、そういうグラフなどを隠せといふふうな徹底ではなくて、この本当に大変なときに無理は要らないのだといふふうな措置をどのようにされるのか。ここで徹底しておりますと言つたて現場へ行けば徹底してないといふのが事実ですから、もう一遍その点をお答えいただきたい。

○服部国務大臣 私が大臣に就任いたしましたからもうすでに二回地方局長を本省に招致いたしましたので地方局長會議を開いておりました。また、担当部長會議も開いておりました。そのときの意見交換の場で、先ほど御指摘のあつた脱税教唆、補助というふうな問題も当時問題になりませんでしたので、私は、そういう無理は絶対にやめてはならない、いわゆる国営企業としての権威を保ちつつ、国民から愛され信頼されて利用される貯蓄機関といふことであるべく努力してもらいたいといふことを申しております。これは私が末端の郵便局員にまで一々指示して回るわけにはまいりま

せんが、地方局長を通じて末端郵便局長にこの意思が必ず届くようにやってもらいたいということ強く申し上げておるような措置でございます。

また、私はいろいろな機会に地方の郵便局長さんやら郵便局員の方々と会ってありまして、今度は逆にそういった方々からいろいろなお話を聞いて、私と幹部とだけの話し合いで決めることなく、そういった方々の声を聞きながら、是正する点は強く是正を求め、また大いに参考にして、きわめて民主的な郵政行政をつかさどっていると考えている次第でございます。

○藤原委員 私に挙げました例は、五十三年三月二十三日に五億円の一年定期が満期になるものですが、それで次の予約があるくらいやはり苦労しておられるということは確かですから、今後ともこの点を強く要望して、時間があるかもしれませんので先に進みたいと思いますが、よろしく願ひしたいと思います。

ここに私は毎日新聞に投書されている記事を持ってきたわけですが、これは「金利下げるなら物価凍結を」という趣旨の投書なんです。一例え預金金利が三分ぐらいいであつても（昭和初期に同じ）物価が上がらなければ安心して預金もでき、安心して老後のため、不時のための蓄えもできるが、現在のうちに、金利以上に物価が上昇するのでは、泣く泣く貯蓄するという状態である。」と言っておりますが、これは先ほどから同僚議員の方からも出ていたと思いますが、この声はまさに国民共通の願ひだというふうに私は思うわけです。

そこで、大臣にお尋ねをしたいわけですが、預貯金金利よりも物価上昇率を低く抑える自信が、あるのかどうか。そういう上になつて、先ほどから遺憾であるとか大變国民に申しわけないとか、しかし仕方がなかったのだということ繰り返して繰り返してしまつておられるわけですが、それでも、もう決まってしまうから幾ら謝つていただいても国民は日々の生活がよくなるわけじゃない

わけですから、それよりも、積極姿勢として、いまこの投書にあるように物価上昇率を低く抑えるという積極策に出ていただきたいというふうに私は思うのですが、その自信のほどはいかがでしょう。

○服部国務大臣 その国民の切なる要望にこたえるために私が再三お呼び申し上げているような措置をとらざるを得なくなつたわけでありまして、福田内閣においては、まず第一に、物価の安定とすることを一義に掲げて国民の生活安定に取り組んでいるつもりでございます。

現在、御承知のとおり、私も経済対策閣僚会議のメンバーに指定されて会議に参画いたしておりますが、円高差益の国民への還元についても過日閣議決定したことは御案内のとおりでござい

また、まだ十二分に国民の期待にこたえられませんが、物価指数は五十三年一月には四・三、二月が四・二、三月が四・一と上りまして四・八ということ、去年の一月に比べますと、去年は最高九・二まで上つておりましたが、急激には皆さま方の期待にこたえられなかつた点は認めますが、鋭意努力いたしまして必ず成長率を七％に持つていき、景気浮揚を図りつつ物価の安定を図つて、国民の期待にこたえるべく必死に努力を払つていく段階でございまして、われわれはこの目的達成のためにいかなる努力も惜しまないという悲壯な決意で取り組んでいることを申し上げて、御理解を得たいと存じます。

○藤原委員 数字の上ではいろいろ上がった下がつたりという状況ですが、たとえ下がつていても台所に要するものは日々上がつていくというのが主婦の実感なんです。そういった中で新聞の投書なんかは非常に具体的だと思つた。先ほどの小宮先生の質問にもありましたが、ストをすればすぐに厳正に処置をするというだけで、なぜストをしなればならぬのかということ抜きで調査して厳正処置というふうな状態になつてゐるわけですから、ストをせざるを得ないという

状況などもつとつとそれこそよく調査していただかなければならぬし、また、新聞にありまふように、これは四月十八日の朝日新聞ですけれども、「零細預貯金のマル優拡大」ということで切実に訴えております。これは内容はもう読みませんが、国民の方が要望は非常に切実だし、具体的だと思つてゐます。

こういった中でそれじゃマル優を引き上げるといふようなことを検討されるのかどうか。これは一般的に言つてはいいのじゃないかと、また、もう済んだことを何遍も謝つたり弁解したりするのじゃなくて、こういう具体的な声をすぐ取り上げてどう応じていけるのか、これが政府の責任であらうし、政治の姿であらうし、大臣のお仕事であらうと私は考えるわけですが、いかがでしょうか。

○服部国務大臣 マル優の拡大については、昭和五十三年度の予算折衝の段階で三百万円から五百万円に引き上げを要求したことは御案内のとおりであります。残念ながら三百万円ということでは決意し、目的を達成することはできませんでしたが、これでいいとは私は決して考えておりません。

関係機関とも緊密な連絡をとりながら、このマル優拡大のために今後も努力を続けてまいらる覚悟でございします。

○藤原委員 私は、目減りの分から見ているいろいろな施策をとつて当然じゃないかというふうに思うわけですが、国民の零細な預金を預かる郵政大臣として、郵便貯金の金利はいま下げる一方だけれども、これをもとへ戻すのはいつごろなのかというふうなめどなんかもありませんか。いろいろな経済企画の会議にも出席されておられるというふうな中で、どんな金利は下がり物価は上がる、国民生活は購買力がなくなつて大變な状態にある、そこでストもせんならぬという、こういう状態にあるわけですね。そこで、これはいつ戻るといふふうに考えておられるのか。金利をこゝまで下げておられますが、ただ下げるだけではなくて、次はいつごろにはこのような展望がありますとい

うふうなことをちよつと言つていただけませんか。

○服部国務大臣 経済の安定が図られた時点で当然正常な公定歩合並びに金利の改定が行われるわけでありまして、先ほど申し上げたとおり、いま政府が挙げて経済問題と取り組んでいるわけでございますから、少なくとも経済安定が一つの目標でありまして、これが三カ月後だ五カ月後だとはここではつきり申し上げるわけにはまいりませんが、一刻も早くそういった正常な金利体系の状態に持ち込みたいと考えている次第であります。

○藤原委員 今回の預貯金金利引き下げの唯一の理由であります公定歩合と、これに伴う貸出金利の引き下げで潤うのは一体だれでしょうか。主として大企業であるわけですね。これまでも大企業向けの貸し出しは公定歩合と同率の引き下げが行われてきたわけですが、これによりましての資本金十億以上の大企業だけの〇・七五％の借入金金利軽減は、長期的に見ますと年間三千億円の増益をもたらすということになるわけですが、昨年の五月の金利引き下げ以降、雇用の増大などの景気回復には何ら結びついていないということは明らかだというふうに思われます。福田内閣のこの金利政策というのは、預金者、国民の負担で大企業の利益を保障する以外の何ものでもないというところが数字的にも今日の実態として事実としてあらわれているというふうに私は思うわけです。

わが党は、国民の零細な貯蓄を保障するために一定の限度内で税金面あるいは金利面での優遇を行うなど郵便貯金の拡充を図り、あわせて原資の民主的な運営を図ることをこれまで提起してきたわけですが、この際この提起につきましてぜひとも一層検討していただきたいということ強く要望しまして、次の質問に移りたいと思つてゐます。

いま郵政省が推し進めておられます郵便貯金のオンライン化の計画について私はお尋ねをしたい



と思うのですが、いまこれによって職場の労働者にさまざまな波紋を投げかけております。

それで、オンライン計画というのは七カ年で千九百億円もの莫大な設備投資を行うというふうに言われているわけですが、このような莫大な投資をするメリットというのはどこにあるのでしょうか。

○高仲政府委員 メリットにつきましては、簡単に申し上げますと、まず第一の問題は、経済社会情勢の変動に伴いまして預金をなさっておられる方々の御要望というものがきわめて多岐にわたっておりますが、最近におきまして、民間金融機関におきましては、給与の自動振りかえであるとか各種料金の自動振りかえの制度等、大変便利な制度を推進しております。郵便貯金につきましても、こうした預金者の利益を考えたサービスを實現できるような基礎をつくること、また、利子記入等、現在高につきましても現在は大変確認に手間取るというところでございますけれども、オンライン・リアルタイムのサービスができるようにすること等、利用者の利便を図ることがまず第一でございます。

第二番目につきましては、従来の手作業スタイルから機械化を図ることによって、一般的に言いますと業務の軽減ということも考え得るのではないかと、それから事故防止や従業員対策等も付随的な問題として考えられようかと考えております。

こうした点から、仰せのとおり約千九百億円を目下予定いたしておりますが、この金高によりましてオンライン化の推進を図っていききたいと考えております。

○藤原委員 それでは具体的にお聞きをしたいと思います。

郵政省の計画では、東京、大阪を初めとして全国九カ所に計算センターを設置するという構想をお持ちのようですが、この計算センターに伴います事務センターはどのくらいになるのでしょうか。また、この設置場所は具体的にどこ

になるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○高仲政府委員 計算センターにつきましては、先生がおっしゃいますように、全国九カ所を目下予定いたしております。東京、宇都宮、長野、名古屋、大阪、広島等でございますが、事務センターについては、現段階においては横浜、甲府等四カ所を予定しております。

この点につきましては、現在における予定でございます。まして、進行に合わせて調整をしていく部分も出ようかと考えております。

○藤原委員 それでは、各郵政局にあります貯金の調査課は、これはオンライン化に伴いますどのような機構に変わっていくのでしょうか。

○高仲政府委員 お答え申し上げます。

オンライン化したしますと、従来の証拠書のルートというものは当然のことながら若干変わってまいります。一見いたしますとすべてがラインに乗って磁気ドラムに入っていくから、調査課的な仕事あるいは後方事務と称します仕事の相当部分がなくなってしまうように思われるのでございますが、当然のことながら、預入の申込書であるとか払い出しの請求書であるとか、こういった証拠書は証拠書として、これは十分整理しておかなければならぬのでございまして、また、そういったものが事故の発見等にもつながるわけでございます。こうした仕事については、形は変わりますが相当程度存続するものと考えております。しかしながら、現在の調査課の仕事そのものがそのままの形で残るということは考えられません。

そうした点、今後どのようにこれを再編していくかという点については目下検討を進めておる段階でございます。

○藤原委員 それでは次にお尋ねしますが、現在全国に二十八カ所あります地方貯金局はオンライン化によってもそのまま存続をされるのかどうか、それとも統廃合されていくのかどうか、統廃合される場合はこの局がどのようになっていくのか、この点についても明らかにしていただきたいと思っております。

○高仲政府委員 先生も御承知のとおり、地方貯金局というのは管理部門でございます。利用者者に直接対面しておられるところの、いわば金庫の現場機関でございます。そうした点からいまして、利用者に対するサービスという点から、その廃止、運営等は常に考えておるところでございます。現在の地方貯金局の全国的な分布というものは地域的にいささか偏在しておるということもございまして、しかしながら、オンライン化をする

と、直接にお客様に対するサービスをやる部分についてはオンライン・リアルタイムで非常に速やかな作業ができる、しかしながら、そのほかの事務についてはむしろ処理に時間的余裕ができるという点から、単なる地域的分布だけを考えなくてできるのではないかと、むしろ総体の事務量が一体どうなるかということがまずもって問題になるわけでございます。

このオンライン化につきましても、申しわけないことでございますが、現在すべて詰め切っておりますわけではございません。たとえば一例を申し上げますと、郵便振りかえの事務等につきまして、現在は手作業でございますから大変時間がかかっております。しかしながら、たとえば通信文というものがついておられるため相当程度利用がございしますが、これが仮にオンライン化されるということになりますと、利用の数量というものは飛躍的にふえるかもしれない。そうした事態に対処いたしまして、現時点における事務量という点からすべてを推算することは、基本的な変革に伴うものでございまして、それから詰め切れない部分がございます。そうした点は実施の段階で調整しつつ進めていくという措置が当然必要に相なるかと思っております。

したがって、先生の御指摘の地方貯金局の統廃合の問題等につきましても、この計画の進行に伴って検討すべき要素が非常に多いのが実情でございます。

○藤原委員 この郵貯のオンライン化は、ことし

の八月に東京計算センターと神奈川県下の郵便局とを結んでサービスを開始するという予定になっておるとお聞きをしておりますが、それにもかかわらず、いま聞いておりますと、先行きどうなるかなかなかわからない、なってみるとわからないというふうな状況の御答弁があるわけですね。郵貯のオンライン化というのは、先ほども申しましたように七カ年計画で、しかも一千九百億円もの莫大な設備投資をするわけですね。しかも、この資金は国民の零細な預金であります。郵貯の剰余金で行われているという状態ですね。

そうしますと、郵政省のオンライン計画というのは一体どうなっているのか。なってみなければわからない、いまから手作業が機械化されるんだからということですが、それじゃ七カ年計画ですから年次計画を立ててやっておられるのか、どういふふうにご一千九百億円もの投資に対して責任を持たれるのか、お聞きしているところでも不安なものでございます。いかがでしょうか。

○高仲政府委員 先生も御指摘のとおり、八月から神奈川県下の一部の局から実施いたしまして、逐次全国に押し広めていく計画と相なっております。

私が先ほど御説明申し上げましたのはいささか抽象的でございますが、たとえば一つの例でございますが、キャッシュデイスペンサーを一般の金融機関では設けております。これは顧客の利便のために大変必要なものだと思います。ところが、一般金融機関の状況を拝見いたしますと、キャッシュデイスペンサーの利用が一般化するにつれて一件の預入、払い戻しの金額が減って、件数は非常にふえていくという傾向があるわけでござい

ます。したがって、この点一つを考えたとしても、現在の貯金の預払い件数がこれこれであるということをもつて、あるいは最近五カ年間の伸びがこうであるということのみをもつて律するのはいささか困難な点が伴う。また、まだ経験をしていない部分でございますので、想定はできませんが、そういったものの調整というものは事実上大変むず

かしい要素があるのが実情でございます。

○藤原委員 それで、いま申しました年次計画ですが、七カ年計画でやろうとおっしゃってありますが、それはどうなっているのでしょうか。つまり、青写真ですね。

○高仲政府委員 年次計画のごく概要について申し上げますと、これは計算センター別に考えておりますが、東京計算センターが一番最初からやっておるわけでございまして、先生の御指摘の神奈川県というのも東京計算センターの仕事の一部として始めるわけでございまして。

東京計算センターは南関東一円を所掌するつもりでございますが、これが五十三年度から入っていく。それから京都宮に北関東地区の計算センターを設ける予定にしておりますが、これは昭和五十四年度から現場に端末機を導入していく。その次の段階は大阪でございまして、大阪計算センターは近畿一円を所掌する予定にいたしておりますが、これも同じく昭和五十四年度から入っていく。名古屋計算センターは東海地方が受け持ち区域でございますが、同じく五十四年度から入っていく。以下、広島が五十五年度から、これは中国、四国地方、長野が五十六年度、仙台が五十六年度、熊本が五十七年度、小樽が五十七年度、それぞれ計算センターができ上がりますので、その時期から現場への配備を始める、こういう形を考えております。

○藤原委員 いまおっしゃいましたのは導入のスケジュールですね。そういうことでなくて、新しいことを莫大な投資をしてやろうというときには私はこういうふうな考えののです。新しい制度を全国的に導入しようという場合、まずどこかで試行してみても、そしてそれを検討して全国的に広げていくというのが一般的なやり方じゃないかというふうに私は思うわけですね。お聞きしてもそういうことがもう一つ出ずに、いま御答弁いただいたのが一覽表で、これはスケジュールだけで、言わなければ予定は未定にして変更することしばしばありというようなスケジュールをいただいても一

体どうなるのでしょうか。

いま申しましたようなモデルをつくって、そのモデルでやってみたらどうだったでしょうか。問題点、よい点、悪い点といういろいろあるでしょうか。入ってきた機械がどうだったか、それに対する人間はどうなるのかという問題ですね。そういうことが一般的なやり方じゃないのかと私は思うのですけれども、そういうことはなさるのでしょうか、どうでしょうか。

○高仲政府委員 先生のおっしゃいますのは、一般的な方法論としては確かにそのように考えられると思ひますが、郵便貯金は御承知のとおりどこでも預入できどこでもおろせるというたてまえから、本当の一部の地域だけを選定した場合に、実はなかなか動態がつかみにくいという実情もございまして。

そうした意味から、先生がおっしゃいますようにもちろん実地に当てはめて直すべきは直しながら進めていくのでございまして、人の移動の多い地域についてはなるべく早い時期に当てはめて、その実態を見ながら、調整を加えながら計画を進らせていくという方式をとって考えておるわけでございまして。

○藤原委員 それでは、オンライン化に伴って国民サービス向上のために確かにメリットは出てくるというふうな思ふのですね。作業も早いですからね。

しかし、そこで一つ考えておかなければならぬと思ひます点は、現に貯金業務に携わっている職員の方々は、自分たちの職場が将来どのようなものかという不安をオンライン化導入について非常に強く持つておられると思うのですが、そういう点はただ国民へのサービスだということだけで終われない問題ではないか。そこで先ほどもこの貯金調査課はどうなるのですか、引き続き存続されるのですかというふうなところか、地方貯金局というのはどうなるのですかとお聞きしたわけですが、相当部分なくされるであろう、形は変わるけれども存続はするけれども相当部分は合理化

されるだろうという意味のことをおっしゃっているわけですね。ですから、形は残ろうが、その中にいる不安を持つている人たちは一体どうなるのかということが一向にわからないわけなんです。どうしてかという、全体の構想とか細部にわたる提起が職員に対して行われていない。だから当然このような不安が起こってくるのだというふうに私は話を聞きながら感じたわけですね。

そこで、郵政省が発行しておられるこの小冊子ですけれども、「あなたと郵貯オンライン」というこの冊子の冒頭に郵政省貯金局が出ておられるのは、「この計画が円滑に達成できるか否かは、ひとえに事業に携わる職員一人一人の理解と努力のいかんにかかっています」と、あなたの方の双肩にあるのだという言い方をしながら、ずっと読ませているのだと、必要と、導入まではどうなるのか、作業及び機械化はどうだと、どのような機械であるとか、使い方はどうであるとかいうようなことがあるわけですが、細部にわたって明らかにしてはいない。これでは職員の理解を求めるといふことは無理な話だと思ふのです。

こういう肝心の業務に携わる労働者、生きた人間がどういふことになるのかということの明快に示さない限り不安が消えない。機械化されて合理化されて仕事は早くなるが、それじゃ私たちは首を切られるのじゃないか、首を切られないにしても配転が起こるのじゃないかという不安が起こる。そのときにはどれくらいの方がどこへどう行くのだというふうなことを抜きにして、五十三年度は東京をやります、五十四年度は宇都宮をやりますというだけで不安はつのるばかりじゃないか。私は、これが国民へのメリットとしてあるからいいのだということにはならないと思ふのです。それをあわせて進めていかれることが必要だと思ひますが、いかがでしょうか。

○高仲政府委員 これは大変大きなプロジェクトでございます。そうした関係から職員の理解が非常に大切であるといふことは私も痛感いたしてお

るところでございまして、そうした点につきましては今後十分配慮をしながらやっていかなければならないと考えております。

なお、減員というお話でございますが、現時点における事務量を前提として、仮に直ちに機械に置きかえたとすれば、これは確かに計算上減員は発生するものと私も考えております。しかしながら、御承知のとおり貯金事業は年々歳々伸びております。その上にこのオンラインが完成することによって新たなサービスを創設することもできるし、より便利になれば、当然のことながらそれだけお客様がおいになる回数もふえるといった点から、この計画推進に伴いまして新規の仕事の創設は十分期待できると私は考えております。

こうした点につきましては、先生の御指摘のように職員に対してはもちろん十分意思の疎通を図りまして、誤解等のないように取り計らうていかなければならないと考えております。

○藤原委員 最後に大臣にお尋ねしたいと思ふのですが、いまの議論をずっと聞いていたのだと思ふのですが、オンラインという機械化によりまして、郵政省はその見返りとしてほ先を労働者に対する合理化に向けられてくるというところは明らかだと私は思ふわけですね。そうじゃなかったらそうじゃないと言っていたら大変結構だと思ふのですけれども、こういうことによつて労働者は自分たちの職場が将来どのようになるかという不安を感じているわけですね。これは想像じゃないですか。

いま申しましたように、オンライン化計画の全貌を細部にわたるまでまず職員の前にも明らかにして職員の理解を得て、そして職員の同意を得てから計画を進めていくことが一番大切だと思ふのですが、これが逆さまになっているのですね。これがどんどん出るけれども、職員は不安を持ちながら形の上では知るといふ事態があると思ふのです。この点はどうか。労働者の増員計画なんという点は一言も書いてないわけですね。そういう点について郵政大臣の所見を伺つて、

時間が参りますので終わりたいと思うのです。

○服部国務大臣 オンライン化の計画を私が説明を受けたときに、一番先に気にかかったのはいまの御指摘の職員の合理化に伴う措置でありまして、この点をただいま答弁いたしております貯金局長に私からたずねましたら、決してそうじゃない、七年の間の計画であるので、過去の実績を見てだんだんと貯金の伸びに合せていくと決まっています。そういう無理をする必要はないという説明を受けたので私もほっと安心したような状態でございまして、そう軽々に職員の意思に反することができる時代でもありませんし、また、われわれは職員の心の安定を図ってこそ郵政行政の円滑な運営につながるという立場をとってまいっておりますので、どうぞその点は御安心をお願いしたいと思います。

○藤原委員 最後に一言。

私は職員というのはその場で働いている人全部を含めて言っておりますので、正式採用をされた職員はもちろんのこと、非常勤のような人もいられるでしょうし、臨時補充員のような人もおりますね。そういう人がどうなるかということも含めて職員は守りますよ。しかし、臨時なんかをつくって置いて適当に回していくというふうなことでなく、現場を支えてくれるすべての人たちが、たとえ日給制の人であろうとも六カ月雇用の人であろうとも、そういう人たちも含めて利益を図る、この不況とインフレの中で苦しむ労働者の生活がちょっとでも安心できるという状態をつくりたい、そのことを強く要望いたしまして終わらせていただきます。

○松本委員長 次回は、明二十七日木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十七分散会

郵便貯金法の一部を改正する法律案（鈴木強君外五名提出）

郵便貯金法の一部を改正する法律  
郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中  
第七章 住宅積立郵便貯金  
第八章 預金者に対する貸付け  
第九章 郵便貯金振興会

「第七章 進学積立郵便貯金  
第八章 住宅積立郵便貯金  
第九章 預金者に対する貸付け」に改める。

「第十章 進学資金の貸付け」に改める。

「第七章 進学積立郵便貯金」に改める。

「第七條第一項中「左の五種を」次の六種に、「払戻し」を「払戻し」に、「附けない」を「付けない」に、「分割払戻し」を「分割払戻し」に、「払い戻し」を「払戻し」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 進学積立郵便貯金 自己又はその親族の進学資金の貸付けを受ける目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

第十三條第三項中「及び住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に、「付けない」を「付けない」に改める。

第十四條中「又は住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金又は住宅積立郵便貯金」に改める。

第十六條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第一号中「但書」を「ただし書」に改め、同条第二号中「団体取扱」を「団体取扱」に改め、同条第三号中「進学積立郵便貯金」の下に「又は進学積立郵便貯金」を加え、同条第四号中「団体取扱」を「団体取扱」に、「及び住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に改める。

第二十四條中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改める。

「第六十四條」を「第六十四條又は第六十八條の二」に改める。

第二十九條第一項中「払戻し」を「払戻し」に、「且つ」を「かつ」に、「第六十四條」を「第六十四條若しくは第六十八條の二」に改め、同条第二項中「及び住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に、「すなわち置期間」を「据置期間」に改める。

第九章を第十一章とし、同章の前に次の一章を加える。

第十章 進学資金の貸付け  
第六十八條の二（進学資金の貸付け） 郵政大臣は、進学積立郵便貯金の預金者で省令で定める要件を満たしているものに対し、当該進学積立郵便貯金を担保として、その者又はその親族の進学のために必要な資金の貸付けをすることが出来る。

第六十八條の三（貸付け金の金額の制限） 前条の規定による貸付け金の金額は、貸付けを受けようとする預金者が担保とする進学積立郵便貯金の当該貸付けの申込みの日における預入金の合計金額の二倍に相当する金額を超えてはならない。

第六十八條の四（法定弁済） 第六十八條の二の規定による貸付け金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額と等しいか又はこれより少ないときは、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。

前項の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額を超えるときは、当該払戻金の金額は当該進学積立郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付け金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充たされる。

第六十八條の二の規定による貸付け金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額と等しいか又はこれより少ないときは、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。

前項の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額を超えるときは、当該払戻金の金額は当該進学積立郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付け金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充たされる。

第六十八條の二の規定による貸付け金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額と等しいか又はこれより少ないときは、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。

前項の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額を超えるときは、当該払戻金の金額は当該進学積立郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付け金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充たされる。

第六十八條の二の規定による貸付け金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額と等しいか又はこれより少ないときは、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。

前項の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額を超えるときは、当該払戻金の金額は当該進学積立郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付け金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充たされる。

第六十八條の二の規定による貸付け金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付け金及びその利子の合計額と等しいか又はこれより少ないときは、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。

し、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充たされる。

第六十八條の二の規定による貸付け金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金が第五十九條の三第一項の規定により通常郵便貯金となる場合には、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該進学積立郵便貯金が通常郵便貯金となる日の前日において当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。この場合において、当該進学積立郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十八條の五（準用規定） 第六十八條の二の規定による貸付け金については、第六十六條及び第六十八條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第六十四條」とあるのは「第六十八條の二」と読み替へるものとする。

第六十五條第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八章を第九章とする。

第六十一條を次のように改める。

第六十一條 削除

第六十三條中「並びに第四十八條」を「第四十八條並びに第五十九條の二」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 進学積立郵便貯金  
第五十九條の二（預入の遅延の場合等の取扱い） 進学積立郵便貯金における預入の遅延が生じた場合の取扱い及び据置期間の経過後の払戻しの取扱いについては、省令で定める。

第五十九條の三（据置期間の経過後三年が経過した進学積立郵便貯金） 進学積立郵便貯金は、その据置期間の経過後三年が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、第五十一條の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第五十九條の四（準用規定） 進学積立郵便貯金については、第三十三條から第四十條まで、第

三

五

五

四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、進学積立郵便貯金を新設し、その預金者に対して進学資金を貸付ける制度を設けるとともに、現行の貸付制度における一の預金者に対する貸付金総額の制限額を五十万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

逓信委員會議録第十三号中正誤

歩 段 行 誤

正

七七 二二五 内部建制 内部牽制

昭和五十三年五月二十二日印刷

昭和五十三年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局